

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

平成 1 9 年 6 月

新 潟 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	3
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	23
	第4章 成績評価及び修了認定	49
	第5章 教育内容等の改善措置	63
	第6章 入学者選抜等	71
	第7章 学生の支援体制	84
	第8章 教員組織	102
	第9章 管理運営等	117
	第10章 施設、設備及び図書館等	131

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

(2) 所在地

新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地

(3) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数：175 名

教員数：33 名（うち実務家教員 10 名）

2 特徴

【設置の背景】

わが国の法曹，特に弁護士人口は，その総数において約 2 万人と少なく，しかもその約 60%が東京，大阪といった大都市に事務所をかまえている。その結果，新潟県と隣接各県を合わせた人口比に占める弁護士総数は東京都の約 10 分の 1 にすぎないだけでなく，地方都市においても県庁所在地などの中心都市に集中している（新潟県の場合，昨年 6 月末時点で会員 150 名の約 90%が新潟市と長岡市に集中している）。しかし，大都市に限らず地方でも病人のために医師が必要とされるように，「住民の社会生活上の医師」としての法曹，特に弁護士が必要であることは言うまでもない。ところが，住民が法的保護を受ける可能性は，地域において格差があるというのが実情である。こうした地域における住民の期待は，まずもって地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる，地域住民の信頼と期待に応え得る法曹の養成と増大である。

新潟大学は，地域拠点大学として，こうした地域の要請に積極的に対応する責任がある。そこで，新潟大学は，21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって，しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる，地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念として，2004 年 4 月 1 日に本研究科（独立大学院）を設置したものである。

【特徴】

I. カリキュラム上の特徴

(1) 教育内容及び教育目標をそれぞれ異にした多彩な演習を中心とした少人数教育

教育内容及び教育目標をそれぞれ異にした，少人数による双方向・多方向的授業形式として 5 種類 16 科目の演習を開講する。ここでは，ロールプレイング方式をも用いた

実践的な授業を中心とする。

(2) 臨床的法学教育

臨床的法学教育は，学生に法の動態を体感させることによって，法理論教育で習得した知識を確認・発展させるとともに，特に，地域の実情を理解させ，地域住民の法的ニーズを体感させることから，養成対象としている法曹となるモチベーションを高めるうえでも重要かつ効果的である。本研究科は，臨床的法学教育を重視し，これを選択必修科目として位置づけている。

(3) 基礎法学の重視

基礎法学は，現代法制度を批判的に考察し，柔軟な思考力を養うとともに，総合的・創造的思考力を涵養する上で重要であることから，こうした分野の科目群を重視し，その多くを必修科目として位置づけている。

(4) コア・カリキュラムの採用

本研究科では，学生の将来の進路設計に資することを目的として，コア・カリキュラム，すなわち，学生の将来の進路を念頭において，そのために必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択することができるようにした履修上の指針（ガイドライン）を示す制度を採用している。

II. 教育方法の特徴

(1) 法的専門知識活用型教育

法科大学院においては，多様な資質・能力の涵養が求められていることから，限られた期間内に十分な学習効果をあげるために，学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした「法的専門知識活用型」教育を中心とする。また，学習効果を高めるうえで適切と思われる科目については，集中型の授業開講形式を採用する。

(2) 「実務家教員」と「研究者教員」との協働授業

法科大学院においては，教育内容だけでなく，教育方法においても「法理論教育と実務基礎教育との架橋」を実効的に図る必要があることから，演習科目を中心として，いわゆる「実務家教員」と「研究者教員」とが協力しながら 1 つの授業を担当する教育方法も重点的に採用する。

III. その他の特徴

学生に対する学習支援体制を強化するという観点から，本研究科では，多数の専任教員を配置し，きめ細かな指導体制を採用している。

Ⅱ 目的

（１） 教育上の理念

21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念とする。

（２） 教育目的

- ① 専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
- ② 専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成
- ③ 先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
- ④ 新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成

（３） 養成する法曹

21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」法曹を養成する。

具体的には、主として以下の法曹を養成する。

- ① 地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹
- ② 地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスをを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
- ③ 地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
- ④ 地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準1-1-1に係る状況）

1. 本研究科は、高度専門職業人としての法曹養成に特化した専門職大学院（独立大学院）として、21世紀の司法を支えるのにふさわしい資質・能力をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するために、高度専門教育を行う。

2. こうした法曹に必要な資質・能力を涵養するのにふさわしいカリキュラムを編成し（後記第2章参照）、「理論と実務の架橋を図る」内容および方法を用いて、「少人数による双方向的・多方向的な密度の濃い」教育を行っている（後記第2・3章参照）。

また、法科大学院においては、多様な資質・能力の涵養が求められており、したがって、学生による多様な科目群の履修が求められていることから、限られた期間内に学生が十分な学習効果をあげられるように配慮しなければならない。本研究科では、こうした観点から、年次および学期ごとの重点的な教育目標を設定して教育にあたるとともに、「法的専門知識付与型」教育中心ではなく、学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした「法的専門知識活用型」教育を中心としている（後記第2・3章参照）。こうした教育は、専門的知識を涵養するだけでなく、その知識を活用する能力の涵養を教育目標とすることを意味する。したがって、教員は、受講学生に単に知識を与え教え込むのではなく、できるかぎり受講学生の自主的・能動的学習を促す方策を講じ、修得した知識を活用する能力を涵養することを目標として授業を行うこととしている。また、学修の成果に係る評価が、学生の能力および資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われなければならないことから、こうした客観性および厳格性を担保するために、「成績評価のありかた等に関する申し合わせ」を策定し、これを遵守するように務めている（後記第4章参照）。

また、上記法曹を養成するために、本研究科のアドミッション・ポリシーに基づいて、「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保に配慮した入学者選抜を行っている（後記第6章参照）。

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1－1－1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

1. 本研究科の教育上の理念、教育目的、養成対象とする法曹像は、以下のとおりである。

（1）教育上の理念

21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念とする。

（2）教育目的

- ① 専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
- ② 専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実にあてはめて具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成
- ③ 先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
- ④ 新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成

（3）養成する法曹

21 世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成する。

具体的には、主として以下の法曹を養成する。

- ① 地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹
- ② 地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスをを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
- ③ 地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
- ④ 地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹

2. 本研究科は、以上のような教育上の理念、教育目的、養成対象とする法曹像を明確

に規定したうえで、これらを実現するためのカリキュラムを設計し（第2章参照）、実践している。特に、臨床的法学教育は、受講学生が地域の実情を理解し、地域住民の法的ニーズを体感することから、本研究科が養成対象としている法曹となるモチベーションを高めるうえでも重要かつ効果的である（第3章参照）。

そこで、本研究科では、臨床的法学教育科目である「リーガルクリニック」を積極的に活用するとともに、地域の実情を具体的に理解させ、その問題点と解決策をさぐることを目的とした授業科目を開設するカリキュラムが用いられている(第2章参照)。

また、新潟県弁護士会の協力を得て、課外授業として特に若手弁護士との懇談会を毎年1～2回開催し、学生に地域における法的サービスの実情と問題点、地域における法曹の使命等について考えさせる機会を提供している。

さらに、上記法曹の養成をアドミッション・ポリシーとしても明確にし、「地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を有する者」を入学者として受け入れるように努めている（第6章参照）。他方、本研究科は、カリキュラムおよび教育内容・方法においてもいくつかの特徴を追求しようと努めている（第2・3章参照）。

こうした基本方針は、本研究科設置前のワーキンググループでの検討を踏まえ新潟大学大学院実務法学研究科開設準備委員会において決定され、さらに本研究科設置後の教授会において正式決定されたものである。また、上記基本方針は、教職員に対しては、主として教授会および後述の「FD 会議」（第5章参照）を通じて、学生に対しては、主として『学生便覧』《別添資料1》の内容を中心として行う入学前・入学時ガイダンス並びに懇談会または授業を通じて、そして学外に対しては、本研究科説明会の開催、パンフレット《別添資料2》・募集要項《別添資料3》の配布、本研究科ホームページ、メールマガジン等を通じて周知徹底を図っている。

資料 1-1-2-A 研究科パンフレット 2007 (コア・カリキュラムの紹介)

[illegible]

資料 1-1-2-B 新潟大学大学院実務法学研究科ホームページ

トップページ

新潟大学大学院実務法学研究科とは【教育理念】

新潟大学大学院実務法学研究科は、21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行います。

教育目的

- ・専門的資質・能力を有し、豊かな人間性を備えた法曹の養成。
- ・専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等を備えた法曹を養成。
- ・先端的な法領域について基本的な理解し、法曹としての責任感や倫理観を備えた法曹の養成。
- ・新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成。

インフォメーション

【その他】 2007年4月27日
平成19年度無料法律相談の日程が決まりました。
平成19年度に地域実務法センターが実施する無料法律相談は、全15回の予定です。
詳細は、こちらをご覧ください。

【その他】 2007年3月2日
平成20年度入試における法科大学院適性試験の取扱いについて
平成20年度入学者選抜試験における法科大学院適性試験の取扱いについて
2007年3月1日
新潟大学大学院実務法学研究科(法科大学院) 平成20年度 入学者選抜試験へ出願するに

教育理念・教育目的

新潟大学大学院実務法学研究科とは【教育理念】

新潟大学大学院実務法学研究科は、21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行います。

教育目的

- ・専門的資質・能力を有し、豊かな人間性を備えた法曹の養成。
- ・専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等を備えた法曹を養成。
- ・先端的な法領域について基本的な理解し、法曹としての責任感や倫理観を備えた法曹の養成。
- ・新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成。

法科大学院で何を学ぶべきなのか

新潟大学大学院実務法学研究科 研究科長 本間 一也

新潟大学法科大学院は、「21世紀の司法を支えるのにふさわしい資質・能力をそなえたプロフェッション(高度専門職業人)としての法曹であり、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを教育上の基本理念としています。21世紀の法曹には、専門的な法知識はもとより、創造的な思考力、法的分析力、法的議論の能力、法曹としての責任感や倫理観、豊かな人間性など、多様な資質・能力が求められています。こうした資質・能力をそなえた法曹になることは、容易なことではありません。入学すれば法曹になることがほぼ約束される法科大学院などどこにも存在しません。私たちは、上記教育理念を実現するために必要なカリキュラム、教育内容・方法・学習環境、そして熱意あふれる多数の専任スタッフを用意し、プロフェッションとしての法曹をめざす皆さんにきめ細かなサポートを行います。それと同時に、皆さんが法学の楽しさをも十分に味わってほしいと考えています。ただし、皆さんの志望がかなえられるかは最終的には皆さん自身の努力にかかっています。入学前、そして入学後の皆さんの健康を期しています。

新潟大学法科大学院の特色

- 多彩な演習科目を駆使して、徹底した少人数教育を実践
- 法理論教育と実務基礎教育との架橋
- 基礎法学の重視
- 「法的専門知識活用型」教育
- コア・カリキュラム制度
- 年次・学期ごとの教育目標の設定と厳格な履修要件
- 「アドバイザー制」
- きめ細やかな指導体制

多彩な演習科目を駆使して、徹底した少人数教育を実践

講義形式の授業に加えて、教育内容及び教育目標をそれぞれ具にした、少人数による双方向・多方向的授業形式として、以下の5種類の演習を開講します。

- 問題発見演習

個別法分野に関する体系的理解力及び問題発見能力の涵養を目標とする論文研究・事例研究を中心とするものです。公法、民事法(Ⅰ～Ⅲ)、刑事法(Ⅰ～Ⅲ)の区別があります。

- 総合演習

法分野全(Ⅰ)に関する体系的理解力及び問題発見能力の涵養を目標とした、複数の法分野にわたる論文研究・事例研究を中心とするものです。

- 市民法務演習

履修モデル

● 市民法務コア・カリキュラム
● 経営法務コア・カリキュラム
● 自治体法務コア・カリキュラム
● 刑事法務コア・カリキュラム

コア・カリキュラムにしたがった、履修モデルです。

市民法務コア・カリキュラム

主として、市民や企業を対象とする弁護士を養成します。

年次	科目名	科目群	単位数
1年	法学の基礎	基礎法学・隣接科目群	2
	司法制度論	基礎法学・隣接科目群	2
	憲法Ⅰ	法律基本科目群	2
	憲法Ⅱ	法律基本科目群	2
	民法Ⅰ	法律基本科目群	2
	民法Ⅱ	法律基本科目群	2
	民法Ⅲ	法律基本科目群	2
	民法Ⅳ	法律基本科目群	2
	民法Ⅴ	法律基本科目群	2
	刑事法Ⅰ	法律基本科目群	2
	刑事法Ⅱ	法律基本科目群	2
	刑事法Ⅲ	法律基本科目群	2
	企業法Ⅰ	法律基本科目群	2

3. 上記教育目的が具体的に達成できているかは、平成18年度の第1回修了者（法学既修者10名）が未だ法曹となっていない現段階において必ずしも明らかではないが（修了者10名のうちの5名が上記法曹をめざす司法修習生である）、在学生の学業成績（後記4-1参照）、在籍状況（後記6-2参照）、下記の「修了生の進路および活動状況」から総合的に判断するかぎりにおいて、上記理念・目的に基づく教育が一定の成果を上げていると判断する。【解釈指針1-1-2-1】

資料1-1-2-C 新司法試験受験状況

修了年度	修了者数	新司法試験			
		出願者数	受験者数	短答式試験 合格者数	最終合格者数 (司法修習生数)
平成17年度	10名	10名	10名	8名	5名(5名)
平成18年度	36名	41名	36名	25名	

(出典：学務資料)

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科では、その教育理念・目的を明確に示し、特に、「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うこととしている。

こうした教育を実施するために、臨床的法学教育を重視したカリキュラムを採用するなど、理論的かつ実践的な教育体系を整備・実践している。

第 2 章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準 2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準 2-1-1 に係る状況)

1. 本研究科のカリキュラムは、以下のような考え方に基づいて編成されている。

(1) カリキュラムは、教育上の理念・目的を効果的に実現できるように編成されなければならない(その意味において、「必修科目」を相当数配置することが必要となる)。

(2) 従来の司法試験という「点」のみによる選抜の弊害を是正し、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中心機関としての教育を行うのにふさわしいように編成されなければならない。このことから、従来、法学専門基礎教育および法学専門教育を担ってきた法学部＝学士課程における法学教育の役割は、次のようなものに変化することになる。すなわち、法学部は、法化社会を広範に支える人的基盤となる、法的素養を備えたゼネラリストの養成を目的として、法学専門基礎教育を柱に、問題発見、課題処理、政策評価の面で社会の情報化、地域化、国際化に対応できる総合的能力を涵養する教育機関に変化することになる。したがって、法科大学院と学部における法学教育の関係は、一般論としては、前者が法学専門教育を担い後者が法学専門基礎教育を担うということになる。しかし、法科大学院が、法学以外の多用なバックグラウンドを有する者をも教育対象とする専門職大学院として構想されたものであることから、法科大学院と学部における法学教育の間にそれ以上の関係を求めるべきではない。【解釈指針 2-1-1-1】

(3) 実体法科目の偏重を避け、むしろその実務上の機能に着目して手続法との連係を理解させるとともに、個別法律分野を横断または統合する分野をも基礎的・体系的に理解させるカリキュラムを編成しなければならない。その際、解釈論の偏重を避け政策論、立法論にも配慮したカリキュラム編成を行うことが重要である。

(4) 単に裁判実務にかかわる「法廷実務家」としての法曹の養成だけにとらわれず、法律家としての基本的素養を身につけ、企業や官公庁をはじめとする社会の各分野で十分な法的サービスを提供できる法曹が今後求められることから、こうした法曹

の養成をも視野にいたれたカリキュラムを編成しなければならない。

- (5) 基礎法学は、現代法および法制度を批判的に考察し、柔軟な思考力を養うとともに、総合的・創造的思考力を涵養するうえで重要であることから、こうした分野の科目群を重視してその多くを必修科目として位置づけるカリキュラムを編成する。
- (6) 臨床的法学教育を実践することは、特に、法の動態を体感させることによって、法理論教育で習得した知識を確認・発展させるとともに、実務上の基礎的なスキルを習得するうえで重要かつ効果的であるだけでなく、授業を通じて地域の実情を理解し、地域住民のニーズを体感することから、本研究科が養成対象とする法曹となるモチベーションを高めるうえでも重要かつ効果的である。したがって、臨床的法学教育を重視したカリキュラムを採用する。ただし、カリキュラムの設計に際しては、あくまで「理論と実務との架橋」を図るという観点から、カリキュラム全体との整合性、特にその成果を実施後の教育内容にどのように反映させるかという点に配慮したうえで、こうした法学教育を位置づけなければならない。
- (7) 年次および学期ごとの重点的な教育目標を設定して、それと対応した科目を配当し、学生が各科目を適切に履修できるようにカリキュラムを設計する。

資料 2-1-1-A 教育目標

1 年	基礎的知識の習得・確認、体系的理解力の涵養 第1学期 導入教育、基礎知識の修得 第2学期 基礎知識の修得、体系的理解力の涵養
2 年	問題発見・処理能力の涵養 第1学期 問題発見能力の涵養 第2学期 問題解決能力・批判的思考力の涵養
3 年	先端的な法領域に関する知識の習得、実務準備教育 第1学期 総合的問題解決能力の涵養 第2学期 実務準備教育

(出典：学務資料)

- (8) 実務法曹にとって重要であるにもかかわらず、実際には体系的に学習する機会の少ない関連分野（例えば、企業経営の実態、登記実務等）に関して必要最小限度の専門知識の涵養を図るように配慮する。
- (9) 学習効果を高めるうえで適切と思われる科目については、集中型の授業開講形式を採用する。
- (10) 21世紀の法曹に求められる法的サービスの多様化、専門化に対応した法曹養成を行うためには、学生の自主性を最大限に尊重しながらも、学生の将来の進路設計と適合するカリキュラムを編成する必要がある。そこで、学生の将来の進路設計に資

することを目的として、コア・カリキュラム制度を採用する。コア・カリキュラムは、学生の将来の進路を念頭において、必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択できるようにした履修上のガイドラインである。こうした指針にしたがって選択科目を履修することにより、各学生が将来の進路にふさわしい系統的な科目履修を行うことが可能となり、また、各コア・カリキュラムに含まれる諸科目が有機的に結合し、教育効果が高まることも期待できる（いわゆる「コース制」との主たる違いは、学生の自主的な選択を重視することから、定員を配置しないことにある）。

本研究科の教育理念に基づいて、資料 2-1-1-B に示す 4 種類のコア・カリキュラムを採用する。

資料 2-1-1-B コア・カリキュラム

コア・カリキュラム		指標科目
市民法務	地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、地域住民を対象に、消費者問題、離婚・相続問題および不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	現代家族論 登記実務と法 ジェンダー論 市民生活と法Ⅰ 市民生活と法Ⅱ 職業生活と法 高齢者と法 医療と法 生活環境と法
経営法務	地域企業への法的サービスの提供にあつては、企業会計や企業経営に関する知識等が不可欠であることから、地域企業を対象に、経営業務に対する法的アドバイスをを行うほか、これに伴う訴訟事件を主として扱う弁護士および地域企業の法務担当者としての法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	経営実態論 登記実務と法 資産流動化・証券化と法 税法Ⅰ 税法Ⅱ 企業経営と法 職業生活と法 知的財産法 経済法
自治体法務	地方分権が進展し行政責任が質量ともに増大するにつれ、地方自治体では法務部門の充実が求められ始めている。このため、地方自治体を対象に、行政訴訟を主として扱う弁護士のほか、地方自治体の法務担当者としての法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	現代家族論 国際人権法 都市計画と法 税法Ⅰ 市民生活と法Ⅰ 高齢者と法 地域研究 教育法 地域政策論 又は 生活環境と法
刑事法務	刑事事件の弁護体制を一層整備・強化する必要性が高いことから、主として刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する弁護士のほか、検察官をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	少年非行と法 国際人権法 資産流動化・証券化と法 ジェンダー論 税法Ⅰ 被害者学 生命倫理学 刑事法総合演習 教育法

(11)「法学未修者」を対象とするカリキュラムと、「法学既修者」を対象とするカリキュラムとの関係については、「法学未修者」の第1年次のカリキュラム編成以外は、共通のカリキュラムを編成する。

2. 以上のように、本研究科の教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務基礎教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。【解釈指針 2－1－1－1】

基準 2－1－2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2 に係る状況)

1. 本研究科が開設する授業科目は、資料 2-1-2-A に示すとおりである(各 2 単位科目)。

(1) 法律基本科目

法律基本科目群として、公法系科目，民事法系科目，刑事法系科目の各分野に必要な授業科目が開設(または平成 20 年度に開設が予定)されている。すなわち，憲法および行政法に関連する公法系必修 5 科目，民法，商法および民事訴訟法に関連する民事系必修 16 科目，刑法および刑事訴訟法に関連する刑事系必修 6 科目が開設(または平成 20 年度に開設が予定)されている。【解釈指針 2－1－2－1】

(2) 法律実務基礎科目

実務家教員が主として担当する法律実務基礎科目として，「リーガルプロフェッション」，「民事法総合演習」，「裁判法務演習Ⅰ」など 7 つの(選択)必修科目のほか，「公法総合演習」など 3 つの選択科目が開設(または平成 20 年度に開設が予定)されている。【解釈指針 2－1－2－2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目として，「司法制度論」，「法学の基礎」など 4 つの必修科目が開設され，さらに，「現代家族論」，「経営実態論」，「ジェンダー論」など 10 の選択科目が開設(または平成 20 年度に開設が予定)されている。【解釈指針 2－1－2－3】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目として，「倒産処理法」，「自治体法務」，「地域政策論」など 9 つの(選択)必修科目のほか，「少年非行と法」，「登記実務と法」など 16 の選択科目が開設(または平成 20 年度に開設が予定)されている。【解釈指針 2－1－2－4】

2. こうした授業科目の区分整理は、当該授業科目の教育内容に応じて適正に分類されたものである。【解釈指針 2-1-2-5】

なお、「特殊講義」は、最近の急激な司法改革の動向、社会状況の変化に対応するために、重点的に取り上げるべきテーマが生じた場合に、初めて開講される授業科目であり、各授業科目群に応じて、「Ⅰ～Ⅳ」の4科目がある。こうした4種類の「特殊講義」は、カリキュラム上毎年または隔年開講が予定されている通常の授業科目で本来扱うべき内容を補充する目的で開講されるものではない。

上記のように最近の急激な司法制度改革の動向、平成16年に発生した中越地震等の災害をめぐる法律問題など、重点的に取り上げるべきテーマが生じた場合に、カリキュラム上開設されていない授業科目を開講することはできず、単位認定に関連しない課外授業という形態での授業しか実施できないことになる。

しかし、主として、①こうした内容の授業を単位認定の対象外とする特段の理由が存在しないこと、②カリキュラムを改変することなく柔軟な対応が可能であること、からあらかじめ「特殊講義」という科目をカリキュラムに組み込んだものである。したがって、上記のような「特殊講義」という科目の性質上あらかじめ担当者を確定し、開講年度を指定して開講されることを予定していない科目である。

こうした文字通り特殊な科目の運用に際しては、通常の授業科目で本来扱うべき内容を補充する目的または特に新司法試験対応を目的として開講されることがないように、本来の趣旨にそった厳格な運用に努めなければならないことはいうまでもないことである。

資料 2-1-2-A 開設授業科目一覧

科目群		必修科目	既修者	選択科目
法律基本 科目群	公 法 系 科 目	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 行政法 司法審査論 公法問題発見演習 (合計 10 単位)	○ ○ ○ (6 単位)	特殊講義Ⅰ*
	民 事 法 系 科 目	民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 民法Ⅳ 民法Ⅴ 企業法Ⅰ 企業法Ⅱ 企業法Ⅲ 民事手続法Ⅰ 民事手続法Ⅱ 民事法問題発見演習Ⅰ 民事法問題発見演習Ⅱ 民事法問題発見演習Ⅲ 応用民事法演習Ⅰ 応用民事法演習Ⅱ 応用民事法演習Ⅲ (合計 32 単位)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (16 単位)	
	刑 事 法 系 科 目	刑事法Ⅰ 刑事法Ⅱ 刑事手続法 刑事法問題発見演習Ⅰ 刑事法問題発見演習Ⅱ 刑事法問題発見演習Ⅲ (合計 12 単位)	○ ○ ○ (6 単位)	
実務基礎科目群		リーガルプロフェッション 民事法総合演習 裁判法務演習Ⅰ 裁判法務演習Ⅱ リーガルクリニックⅠ 又は リーガルクリニックⅡ (選択必修) 法務総合演習 (合計 12 単位)	○ ○ ○ ○ (○) (○) ○ (12 単位)	公法総合演習 刑事法総合演習 特殊講義Ⅱ (合計 6 単位)

科目群	必修科目		選択科目
		既修者	
基礎法学・ 隣接科目群	司法制度論 法学の基礎 正義論 法社会学 (合計 8 単位)	○ ○ (4 単位)	現代家族論 経営実態論 ジェンダー論 西洋法文化論 海外法曹事情 アジア法文化論 被害者学 生命倫理学 地域研究 特殊講義Ⅲ (合計 20 単位)
展開・先端科目群	倒産処理法 自治体法務 地域政策論 又は 生活環境と法 (選択必修) 市民生活と法Ⅰ 又は 税法Ⅰ (選択必修) 市民生活と法Ⅱ 又は 税法Ⅱ (選択必修) 現代司法論 (合計 12 単位)	○ ○ (○) (○) (○) (○) (○) (○) ○ (12 単位)	少年非行と法 登記実務と法 国際法 国際人権法 知的財産法 情報法 都市計画と法 資産流動化・証券化と法 職業生活と法 高齢者と法 企業経営と法 医療と法 経済法 教育法 現代政治 特殊講義Ⅳ (合計 32 単位)

(出典：学務資料)

＊「特殊講義」は、重点的に取り上げるべきテーマが生じたときに開講される授業科目であり、各科目群に対応してⅠ～Ⅳが設定されている。法律基本科目群の選択科目である「特殊講義Ⅰ」は、法律基本科目群に属する公法系、民事法系、刑事法系の各法領域に対応して各1科目が設定されているものではなく、重点的に取り上げるテーマに応じてそのつど開講される予定のものである。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

1. 法律基本科目の開設状況

年次別開設授業科目一覧(資料 2-1-3-A)に示したように、法律基本科目の公法系科目、民事系科目、刑事系科目の各分野における必修科目の単位数 54 単位(「法学既修者」にあつては、28 単位)は、以下に示すように基準を満たしている。

- ① 公法系科目は、「憲法Ⅰ」「行政法」「司法審査論」などの 10 単位(「法学既修者」にあつては、6 単位)が必修とされている。【解釈指針 2-1-3-1 (1)】
- ② 民事系科目は、「民法Ⅰ」「企業法Ⅰ」「民事手続法Ⅰ」などの 32 単位(「法学既修者」にあつては、16 単位)が必修とされている。【解釈指針 2-1-3-1 (2)】
- ③ 刑事系科目は、「刑事法Ⅰ」「刑事手続法」など 12 単位(「法学既修者」にあつては、6 単位)が必修とされている。【解釈指針 2-1-3-1 (3)】

2. 法律実務基礎科目の開設状況

法律実務基礎科目の必修単位数は、12 単位(「法学既修者」にあつても同数)である。

【解釈指針 2-1-3-2】**① 開設状況**

「法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容」もつ科目としては、「リーガルプロフェッション」(2 単位)が、「要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎」を内容とする科目として、「民事法総合演習」および「裁判法務演習Ⅰ」(各 2 単位)が、「事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎」を内容とする科目として、「裁判法務演習Ⅱ」(2 単位)が、いずれも必修科目としてそれぞれ開講(が予定)されている。【解釈指針 2-1-3-2 (1)】《その内容に関しては、別添シラバス参照》

なお、上記科目のうち、3 年次配当科目である「裁判法務演習Ⅰ」(2 単位)、「裁判法務演習Ⅱ」(2 単位)、「法務総合演習」(2 単位)の 3 科目は、平成 20 年度開講予定である。

② 法曹倫理の涵養方法

法科大学院においては、高度専門職業人としての法曹の養成が求められており、また、高度専門職業人としての責任感と倫理観は、法曹にとって最も基本的かつ重要な資質であることから、本研究科では、こうした法曹の養成を教育目的の 1 つに掲げるとともに、高度専門職業人としての責任感と倫理観を涵養する科目を必修科目として位置づけるカリキュラムを採用している。「法曹倫理科目」が、「法曹として職務を遂行するにあたり遵守すべき真実義務および守秘義務等の倫理原則の理解、および裁判

官、検察官、弁護士としての職務を遂行するにあたり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目」を意味するとすれば、本研究科で必修科目として開設されている「リーガルプロフェッション」は、まさにこのような意味での「法曹倫理科目」に属する。

《別添シラバス参照》

また、こうした「法曹倫理」の「総論科目」だけではなく、当該授業の中での具体的な事案を通じて、高度専門職業人としての責任感や倫理観を涵養することをも目的とした、法曹倫理の「各論科目」（「正義論」、「リーガルクリニックⅠ」、「リーガルクリニックⅡ」、「裁判法務演習Ⅰ」、「裁判法務演習Ⅱ」等各2単位科目）をも開講している。【解釈指針2-1-3-2（2）】

なお、法曹としての使命・責任を学生に自覚させるプロセスの一環として、法廷傍聴、内外法曹による講演会・研究会の開催等の課外活動も行っている。

③ 法情報調査・法文書作成

「法情報調査」の技能は、単体の科目で涵養するよりも、他の授業科目の中で涵養する方が高い教育効果をあげることができると考えている。そこで、法情報調査能力の涵養は、まず、入学時のガイダンス（7-1-1参照）および同ガイダンス後に10名程度の小グループ（自習室単位）に分けて行われる法情報調査ガイダンスにおいて集中的な指導が行われている。さらに、基礎法学・隣接科目群に属する1年次学生を対象とする科目（「法学の基礎」、「司法制度論」等）、法律基本科目群に属する科目の中で法情報調査を随時取り上げるという方法で行っている。

また、法文書作成能力の涵養は、主として臨床法学教育科目である「リーガルクリニックⅠ」、「リーガルクリニックⅡ」、「裁判法務演習Ⅰ」、「裁判法務演習Ⅱ」、「法務総合演習」という各2単位科目の中で随時行われるという方法が採用されている。【解釈指針2-1-3-2（3）】

なお、「法学既修者」として入学する学生は、基礎法学・隣接科目群に属する1年次学生を対象とする科目を受講しないが、上記のように、入学時のガイダンスおよび同ガイダンス後の法情報調査ガイダンスにに加えて、法律基本科目群に属する科目、臨床法学教育科目を通じて法情報調査を行うことになることから、「法学既修者」学生に対する情報調査能力の涵養に支障はない。

④ 模擬裁判・ローヤリング・クリニック・エクスターンシップ

「模擬裁判」は、「法務総合演習」において、「ローヤリング」は、「リーガルクリニックⅡ」において、「クリニック」は、「リーガルクリニックⅡ」において、最後に、「エクスターンシップ」は、「リーガルクリニックⅠ」において、それぞれ実施されている。【解釈指針2-1-3-2（4）】《別添シラバス参照》

⑤ 公法系法律実務基礎科目

公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目として、「公法総合演習」（選択科目 2単位）《科目概要に関しては、別添資料1『新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧2007（平成19）年度』52頁参照》が3年次学生を対象として平成20年度に開講される予定である。【解釈指針2-1-3-2（5）】

3. 基礎法学・隣接科目の開設状況

基礎法学・隣接科目の必修単位数は、8 単位（「法学既修者」にあつては、4 単位）である。【解釈指針 2－1－3－3】

その内訳は、「司法制度論」、「法学の基礎」、「正義論」、「法社会学」（「法学既修者」にあつては、「正義論」、「法社会学」）という各 2 単位科目である。

4. 展開・先端科目の解説状況

展開・先端科目の（選択）必修単位数は、12 単位（「法学既修者」にあつても同数）である。【解釈指針 2－1－3－4】

その内訳は、「倒産処理法」、「自治体法務」、「地域政策論」または「生活環境と法」（選択必修）、「市民生活と法Ⅰ」または「税法Ⅰ」（選択必修）、「市民生活と法Ⅱ」または「税法Ⅱ」（選択必修）、「現代司法論」という各 2 単位科目である。ただし、「自治体法務」、「地域政策論」、「生活環境と法」、「現代司法論」は、3 年次配当科目であることから平成 20 年度に開講される。なお、「市民生活と法Ⅰ」または「税法Ⅰ」、「市民生活と法Ⅱ」または「税法Ⅱ」という 2 種類の選択必修科目は、2 年次または 3 年次配当科目であり、当初の計画では、「市民生活と法Ⅰ」および「税法Ⅰ」が 2 年次生対象として開講され、「市民生活と法Ⅱ」および「税法Ⅱ」が 3 年次生を対象として開講されるという形で運用する計画であったが、「税法Ⅰ」および「税法Ⅱ」の担当教員が急病となったことから、今年度は、やむを得ず「市民生活と法Ⅰ」および「市民生活と法Ⅱ」を開講し、「税法Ⅰ」および「税法Ⅱ」を平成 20 年度に開講することにした。

5. 選択科目の開設状況

選択科目は、原則として毎年開講であるが、一部の科目に関しては、担当教員の教育負担のバランス・軽減化を図るという観点から、隔年開講となっている。しかし、選択科目の開講にあたっては、全学生に法科大学院修了までに選択科目として開講される全科目を履修する機会が与えられるように配慮していることから、学生の科目履修に特に支障は生じていない。また、カリキュラム上、選択科目は、「法学未修者」2 年次（「法学既修者」にあつては 1 年次）以降に履修できるが、学年配当は原則として行っていない。選択科目について学年配当する場合の主たる理由は、当該選択科目を履修するうえで、他の科目の履修が前提となるか、または履修済みであることが望ましいという教育的配慮に求められるように思われる。しかしながら、本研究科が開設している選択科目は、こうした教育的配慮が必ずしも必要でないものであり、例外的に必要な科目については、履修条件としてその旨を明示することになっている。さらに、本研究科では、「コア・カリキュラム制度」（上記 2－1－1）を採用しており、学生の将来の進路に合わせて選択科目を自由に履修できるようにするという観点から、選択科目の学年配当を原則として行わないことにしている。

資料 2-1-3-A 年次別開設授業科目一覧

*印は選択必修科目

			1 年次		2 年次		3 年次	
			第 1 学期	第 2 学期	第 1 学期	第 2 学期	第 1 学期	第 2 学期
教育目標			導 入 教 育 基礎知識の修得	基礎知識の修得 体系的理解力の涵養	問題発見能力の涵養	問題処理能力・ 批判的思考力の涵養	総合的問題解決 能力の涵養	実務準備教育
法律基本 科目群	必修	公法 10 単位	憲法Ⅰ	憲法Ⅱ	行政法	司法審査論 公法問題発見演習		
		民法Ⅰ 民法Ⅱ 民法Ⅲ 32 単位	民法Ⅳ 民法Ⅴ 企業法Ⅰ 企業法Ⅱ 民事手続法Ⅰ	民事法問題発見 演習Ⅰ 民事法問題発見 演習Ⅱ 企業法Ⅲ	民事法問題発見 演習Ⅲ 民事手続法Ⅱ	応用民事法演習Ⅰ 応用民事法演習Ⅱ	応用民事法演習Ⅲ	
		刑事法 12 単位	刑事法Ⅰ	刑事法Ⅱ 刑事手続法	刑事法問題発見 演習Ⅰ	刑事法問題発見 演習Ⅱ 刑事法問題発見 演習Ⅲ		
	選択	(特殊講義Ⅰ)						
実務基礎 科目群	必修	12 単位			リーガルクリニックⅠ*	民事法総合演習 リーガルプロフ ェクション	裁判法務演習Ⅰ 裁判法務演習Ⅱ リーガルクリニックⅡ*	法務総合演習
	選択	公法総合演習 刑事法総合演習 (特殊講義Ⅱ)						
隣接基礎 法学群・	必修	8 単位	司法制度論 法学の基礎		正義論 法社会学			
	選択	現代家族論 アジア法文化論		経営実態論 被害者学	ジェンダー論 生命倫理学	西洋法文化論 海地域研究	外法曹事情 特殊講義Ⅲ	
展開・先端 科目群	必修	12 単位			倒産処理法 市民生活と法Ⅰ*○	税法Ⅰ*○	地域政策論* 生活環境と法* 自治体法務	現代司法論 税法Ⅱ*○ 市民生活と法Ⅱ*○
	選択	少年非行と法 情報法 企業経営と法 (特殊講義Ⅳ)		登記実務と法 都市計画と法 医療と法	国際法 資産流動化・証券化と法 経済法	国際人権法 職業生活と法 教育法	知的財産法 高齢者と法 現代政治	

(出典：学務資料)

○：展開・先端科目群に属する「市民生活と法Ⅰ」「市民生活と法Ⅱ」「税法Ⅰ」「税法Ⅱ」の学年配当については、平成19年度は、担当教員の急病により基準2-1-3に係る状況の4.に記載のように変更された。

基準 2－1－4

各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2－1－4 に係る状況）

本研究科における単位計算，年間および各授業科目の授業期間は，大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に基づいて決定され，実施されている。また，休講は行わないのが原則であるが，やむを得ない事情で休講せざるを得ない場合には，事前に教育支援システムおよび掲示を通じて学生に通知する体制が確立され，休講の翌週に補講を行うことを原則として運用されている。なお，休講は，平成 16 年度 0 回，平成 17 年度 1 回，平成 18 年度 0 回，平成 19 年度 1 回である。

資料 2-1-4-A 単位の計算方法

○新潟大学大学院実務法学研究科規程 （抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日
院法科規程第 1 号

（単位の計算方法）

第 11 条 研究科における授業科目の単位の計算方法については，次の基準によるものとする。

- （1）講義については，15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- （2）演習については，15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

資料 2-1-4-B 平成 19 年度大学院実務法学研究科授業歴

平成 19 年度大学院実務法学研究科授業暦

緑色 は、休業（講）日を示す。

黄色 は、授業振替日を示す。

オレンジ色 は、ガイダンス・補講日等を示す。

ピンク色 は、定期試験期間を示す。

第 1 学期

第 2 学期

	日	月	火	水	木	金	土	事 項		日	月	火	水	木	金	土	事 項
4 月	1	2	3	4	5	6	7	4/5 入学式	10 月		1	2	3	4	5	6	10/1 第 2 学期授業開始
	8	9	10	11	12	13	14	4/6,9 ガイダンス		7	8	9	10	11	12	13	10/1 秋期入学式
	15	16	17	18	19	20	21	4/11 第 1 学期授業開始		14	15	16	17	18	19	20	
	22	23	24	25	26	27	28			21	22	23	24	25	26	27	
	29	30								28	29	30	31				
5 月			1	2	3	4	5	5/2 月曜日授業振替	11 月					1	2	3	11/22 金曜日授業振替
	6	7	8	9	10	11	12			4	5	6	7	8	9	10	
	13	14	15	16	17	18	19			11	12	13	14	15	16	17	
	20	21	22	23	24	25	26			18	19	20	21	22	23	24	
	27	28	29	30	31					25	26	27	28	29	30		
6 月						1	2	6/1 開学記念日	12 月							1	12/5 月曜日授業振替
	3	4	5	6	7	8	9			2	3	4	5	6	7	8	
	10	11	12	13	14	15	16			9	10	11	12	13	14	15	
	17	18	19	20	21	22	23	6/24 法科大学院適性試験		16	17	18	19	20	21	22	
	24	25	26	27	28	29	30			23	24	25	26	27	28	29	12/24～1/6 冬期休業
7 月	1	2	3	4	5	6	7	7/31～8/6 試験期間 (ただし、15回目授業日に試験を実施する場合を除く。)	1 月			1	2	3	4	5	1/7 授業再開
	8	9	10	11	12	13	14			6	7	8	9	10	11	12	1/15 月曜日授業振替
	15	16	17	18	19	20	21			13	14	15	16	17	18	19	1/18, 21 センター試験準備・片付けのため休講
	22	23	24	25	26	27	28			20	21	22	23	24	25	26	
	29	30	31							27	28	29	30	31			
8 月				1	2	3	4	8/7～8/10 補講期間	2 月						1	2	2/4～2/8 試験期間 (ただし、15回目授業日に試験を実施する場合を除く。)
	5	6	7	8	9	10	11	8/11～9/30 夏期休業		3	4	5	6	7	8	9	
	12	13	14	15	16	17	18			10	11	12	13	14	15	16	
	19	20	21	22	23	24	25			17	18	19	20	21	22	23	
	26	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29		2/12～3/10 補講期間
9 月							1	9/20 秋期卒業式	3 月							1	3/11～3/31 春期休業
	2	3	4	5	6	7	8			2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15			9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22			16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29			23	24	25	26	27	28	29	
	30									30	31						3/24 卒業式
第 1 学期 授業週数	15	15	15	15	15	15			第 2 学期 授業週数	15	15	15	15	15	15		

(出典：『新潟大学大学院実務法学研究科 2007（平成 19）年度学生便覧』見開き)

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科のカリキュラムは、上記2-1-1で述べたような基本的な考え方に基づき、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務基礎教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成された「質的工夫に満ちた」ものである。

なお、教育課程編成の上記基本方針のより一層の強化・充実を図る観点から、本研究科完成年度の時点で従来のカリキュラムを再検討した結果、上記2-1-1で述べたような方針にしたがった新カリキュラム(上記2-1-2以下)を2007年度入学者から実施している。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことから、本研究科では、法律基本科目を含む全授業科目について、講義形式の授業に関しては定員50人、演習形式による授業に関しては定員30人を標準とするという内容で制度設計を行っている。また、平成18年度まではこうした原則に基づく運用がなされてきた。しかしながら、厳格な成績評価の運用（第4章参照）の結果、原級留置（留年）者が毎年平均約10%～15%以上出ていること、施設上の問題から新たな教室を確保することが困難であること、マンパワーバランス等の問題から新たな教員の確保が困難であること、新カリキュラムが実施され、旧カリキュラムとの併存体制が開始されたこと、さらに施設の耐震補強工事が行われること等から、平成19年度は、一部の授業科目において、標準を若干上回る学生数（再履修学生を含む）で授業を実施せざるを得ない状況となっている。しかし、こうした授業科目においても、少人数教育により達成しようとする教育効果を減殺しないように、双方向・多方向型授業を実施することに加えて、課題や小テストにより習熟度を確認する等の方法を用いて授業が実施されている。

したがって、「少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育」を実施するという観点から、「適切な規模」を維持しているといえよう。【解釈指針3-1-1】、【同3-1-1-2】

なお、本研究科は、他専攻等の学生または科目等履修生を受け入れる制度を現在まで採用していない。しかし、今後、科目等履修生に対する一定の需要が見込まれることから、現在、「将来構想委員会」において導入に向けた問題点（たとえば、1授業を行う学生数の増加への対応等）の検討を行っており、平成19年度末までに結論を出す予定である。【解釈指針3-1-1-3】

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準 3－1－2 に係る状況）

1. 本研究科の入学定員は 60 名である。「法学未修者」および「法学既修者」に分けて定員を設定して学生募集を行うという方法ではなく、個別試験合格者のうち、「法学既修者」としての認定を希望する学生に対して「法学既修者認定試験」を実施し、同試験合格者を「法学既修者」として認定するという方法（いわゆる「内部振り分け方式」）を採用している（詳細は、4－3－1，6－1 以下参照）。
2. 上記 3－1－1 で述べたように、本研究科では、法律基本科目を含む全授業科目について、講義形式の授業に関しては定員 50 人、演習形式による授業に関しては定員 30 人を標準とするという内容で制度設計を行っている。
3. 本研究科開設時の入学者は、「法学未修者」52 人（うち休学者 4 人）、「法学既修者」10 人であったことから、全授業科目につき 1 クラス体制で授業を実施した。しかし、翌 17 年度の入学者は、「法学未修者」58 人（うち退学者 1 人、休学者 5 人）、「法学既修者」2 人であったことから、原則として全授業に関して 2 クラス体制で授業が実施された。ただし、「法学既修者」2 年次の学生 10 人については、全授業において、また、「法学未修者」2 年次学生 43 人（再履修者を除く）の講義形式の授業において、さらに、「法学未修者」1 年次学生 52 人（再履修者を含み休退学者を除く）の、法律基本科目を除く授業（「司法制度論」と「法学の基礎」の 2 科目）において、1 クラス体制での授業を平成 18 年度まで行ってきた。

しかしながら、上記 3－1－1 で述べたように、平成 19 年度は、一部の授業で標準を若干上回る学生数で授業を実施せざるを得ない状況となっている。もっとも、こうした授業科目においても、少人数教育により達成しようとする教育効果が減殺しないように、双方向・多方向型授業を実施することに加えて、課題や小テストにより習熟度を確認する等の方法を用いて授業が実施されている。また、改修工事が終了する平成 20 年度からは、従来の実施体制である 2 クラス体制にもどす予定である。【解釈指針 3－1－2－1】

資料 3-1-2-A 年度別履修状況

科目名	H16	H17	H18	H19 (1学期)	科目名	H16	H17	H18	H19 (1学期)
憲法Ⅰ	50	57 ^{①28} _{②29}	58 ^{①29} _{②29}	48	法社会学	10	43	47	57
憲法Ⅱ	48	53 ^{①26} _{②27}	58 ^{①29} _{②29}		(現代家族論)		41		
行政法	10	45	45	61 ^{①29} _{②32}	経営実態論	3	20	40	
司法審査論	10	43	47		(比較裁判制度)	8	9	12	
公法問題発見演習	10	43 ^{①21} _{②22}	47 ^{①25} _{②22}		ジェンダー論		23	16	
民法Ⅰ	50	58 ^{①29} _{②29}	60 ^{①30} _{②30}	53	西洋法文化論	8	9	27	
民法Ⅱ	50	58 ^{①29} _{②29}	60 ^{①30} _{②30}	53	海外法曹事情		11	1	
民法Ⅲ	50	58 ^{①29} _{②29}	60 ^{①30} _{②30}	51	被害者学			77	
民法Ⅳ	48	55 ^{①27} _{②28}	58 ^{①30} _{②28}		生命倫理学		17		
民法Ⅴ	48	53 ^{①26} _{②27}	55 ^{①29} _{②26}		地域研究			11	
企業法Ⅰ	48	57 ^{①28} _{②29}	59 ^{①31} _{②28}		アジア法文化論		4		31
企業法Ⅱ	48	57 ^{①28} _{②29}	61 ^{①32} _{②29}		倒産処理法	10	44	47	
企業法Ⅲ				5	(自治体法務)	10	45	47	59
(民事訴訟法)	48	52 ^{①26} _{②26}	57 ^{①30} _{②27}		(現代司法論)		10	36	
民事法問題発見演習Ⅰ	10	45 ^{①22} _{②23}	49 ^{①24} _{②25}	67 ^{①33} _{②34}	(地域政策論)		8	31	
民事法問題発見演習Ⅱ	10	45 ^{①22} _{②23}	45 ^{①23} _{②22}	57 ^{①30} _{②27}	(生活環境と法)		2	19	32
民事法問題発見演習Ⅲ	10	43 ^{①21} _{②22}	51 ^{①25} _{②26}		市民生活と法Ⅰ	9	30	23	56
(民事法総合演習)	10	43 ^{①21} _{②22}	48 ^{①25} _{②23}		市民生活と法Ⅱ		3	8	
(市民法務演習Ⅰ)		10	36	35	少年非行と法		32		
(市民法務演習Ⅱ)		10	36	35	登記実務と法	7	14	44	
刑事法Ⅰ	50	59 ^{①29} _{②30}	60 ^{①30} _{②30}	53	国際人権法			36	
刑事法Ⅱ	50	56 ^{①28} _{②28}	60 ^{①30} _{②30}		知的財産法		9	31	41
(刑事訴訟法)	48	55 ^{①27} _{②28}	59 ^{①30} _{②29}		都市計画と法	4		47	48
刑事法問題発見演習Ⅰ	10	45 ^{①22} _{②23}	45 ^{①23} _{②22}	57 ^{①30} _{②27}	資産流動化・証券化と法		11	6	27
刑事法問題発見演習Ⅱ	10	43 ^{①22} _{②21}	50 ^{①25} _{②25}		税法	9	32	47	23
刑事法問題発見演習Ⅲ	10	43 ^{①22} _{②21}	50 ^{①25} _{②25}		職業生活と法		14	13	
リーガルプロフェッション	10	43	48		高齢者と法	4		19	
裁判法務演習Ⅰ		10	36	35	企業経営と法		5	15	25
(裁判法務演習Ⅱ)		10	36	35	医療と法		5	11	
(裁判法務演習Ⅲ)			24		(経済刑法)		36		
(法務総合演習)		10	36		(学校教育と法)	9			
リーガルクリニックⅠ	6	24	23	30	情報法			44	
リーガルクリニックⅡ		4	16	13	国際法		6		32
司法制度論	50	55	58	48	経済法		7	12	
法学の基礎	50	55	59	49	教育法			28	
(正義論)	10	45	45		現代政治			17	

①②は各クラスの履修者数

(出典：学務資料)

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

1. 法曹として必要な資質・能力の養成方法

21世紀の司法を支えるのにふさわしい資質・能力としては多様なものが求められているが、3年間という限られた期間内にこうした資質・能力すべての涵養を法科大学院において行うことは困難であり、また、こうした資質・能力のすべての涵養が法科大学院に求められているわけではない。したがって、法科大学院教育においては、養成対象とする法曹に必要な基本的資質・能力を重点的に涵養できるカリキュラムの立案とその効果的な運用が必要となる。本研究科は、その養成対象である法曹に必要であり、また法科大学院教育において涵養すべきであると考ええる基本的資質・能力としては、①専門的法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、②調査・認定した事実即して具体的な紛争解決を行うために必要な法的分析（・推論）力及び③法的議論（・コミュニケーション）の能力、④法曹としての責任感や倫理観、に加えて、⑤新潟県および隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手として、地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲である。もっとも、上記資質・能力の涵養は、特定の授業科目によって行うことは容易ではなく、全授業科目の連携によって初めて可能となるものであることから、カリキュラムを立案する場合には、この点に配慮する必要がある。こうした資質・能力の涵養を目的として立案された本研究科のカリキュラムは、以下のようなものである。

まず、法的知識（基礎的および専門的法知識）の涵養に関しては、言うまでもなく全授業科目を通じて行われるべきものである。すでに述べたように、年次および学期ごとの主要教育目標を設定し、それと対応した必修科目を配当し、学生が各科目を適切に履修し、法的知識を体系的・系統立てて習得できるように配慮している。【解釈指針 3-2-1-1】

次いで、問題発見・解決能力の涵養については、主として各種「問題発見演習」において、具体的事例を用いて問題発見能力の涵養を図り、主として各種「応用民事法演習」、「裁判法務演習」、「法務総合演習」を通じて問題解決能力の涵養を図るという、多面的な能力涵養方法を採用している。

資料 3-2-1-A 演習科目の対象分野

演習の種類	授業科目名	対象分野
問題発見演習	「公法問題発見演習」	憲法，行政法分野
	「刑事法問題発見演習Ⅰ」	刑法分野
	「刑事法問題発見演習Ⅱ」	刑事訴訟法分野
	「刑事法問題発見演習Ⅲ」	刑事訴訟法分野
	「民事法問題発見演習Ⅰ」	民法分野
	「民事法問題発見演習Ⅱ」	民事訴訟法分野
	「民事法問題発見演習Ⅲ」	民法，商法分野
応用民事法演習	「応用民事法演習Ⅰ」	単一の民事実体法と手続法の融合
	「応用民事法演習Ⅱ」	複数の民事実体法の相互関連と手続法の融合
	「応用民事法演習Ⅲ」	民事実体法と他の法領域の相互関連と手続法の融合
裁判法務演習	「裁判法務演習Ⅰ」	民事裁判による紛争処理手続
	「裁判法務演習Ⅱ」	刑事裁判による紛争処理手続

(出典：学務資料)

次いで、多種多様な事実関係の中から法的に重要な事実を抽出し、法的に分析・構成する能力の涵養は、本来、司法研修所教育および法曹資格取得後の OJT において習得すべきものではあるが、法科大学院においても、事実認定の基本的な仕組み、証拠能力と証明力、証拠の種類・評価等、その基本的理解力の涵養を図る必要がある。そこで、訴訟法を対象とした講義科目（「民事手続法Ⅰ」、「民事手続法Ⅱ」、「刑事手続法」の3科目）、演習科目（「民事法問題発見演習Ⅱ」、「民事法総合演習」、「刑事法問題発見演習Ⅱ」、「刑事法問題発見演習Ⅲ」、「裁判法務演習Ⅰ」、「裁判法務演習Ⅱ」、「法務総合演習」、「リーガルクリニックⅠ」、「リーガルクリニックⅡ」の9科目）を通じてこうした能力の涵養を図るカリキュラムが採用されている。【解釈指針 3-2-1-2】

次いで、法的分析・推論能力の涵養に関しても、上記の訴訟法を対象とした講義科目、演習科目、さらに実体法の領域を対象とする演習科目（「公法問題発見演習」、「民事法問題発見演習Ⅰ」、「民事法問題発見演習Ⅲ」、「刑事法問題発見演習Ⅰ」、「刑事法問題発見演習Ⅱ」、「刑事法問題発見演習Ⅲ」）においても、法的分析・推論能力の涵養を図ることをカリキュラム上想定している。【解釈指針 3-2-1-2】

次いで、現行法および法制度を批判的に考察し、柔軟に思考する能力を養うとともに、総合的・創造的思考力を涵養するうえで基礎法学を学ぶことが重要であることから、基礎法学・隣接科目群の授業科目を多数配置してそのうちの4科目を必修科目として位置づけるカリキュラムを採用している。【解釈指針 3-2-1-2】

次いで、法的議論（・コミュニケーション）の能力は、主として演習科目を通じて涵養を図っている。【解釈指針 3-2-1-2】

もっとも、「リーガルコミュニケーション（法的インタビュー、助言、尋問、弁論、交渉・説得）」能力は実務法曹にとって基本的かつ重要な能力であるが、こうした能力の涵養方法についての蓄積がわが国には乏しいことから、教授方法の開発が急がれるところである。さらに、高度専門職業人としての法曹としての使命・責任の自覚、倫理観（上記 2-1-3 に加えて、地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲は、「リー

ガルクリニック」、「リーガルプロフェッション」、「地域研究」、「地域政策論」、「現代司法論」などの科目を通じて涵養しようと考えている。

法科大学院においては、「法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、理論と実務との架橋を強く意識した教育を行う」ことが求められていることから、本研究科では次のような意味においてこれを理解し実践しようとしている。まず、教育内容は、実務上重要度の高い分野を中心として実務の動向（法の動態）に十分な配慮を施したものでなければならない。特に、実体法科目については、その実務上の機能に着目して手続法との連携を理解させるとともに、個別法律分野を横断または統合する分野をも基礎的かつ体系的に理解させる内容とする必要がある。次に、教育方法においても「法理論教育と実務基礎教育との架橋」を実効的に図る必要がある。そこで、演習科目を中心として、「実務家教員」と「研究者教員」とが協力しながら1つの授業を担当する教育方法も重点的に採用されている。具体的には、（複数の）「実務家教員」と（複数の）「研究者教員」とが1つの授業の複数回を分担するいわゆるオムニバス方式の授業（たとえば「医療と法」）、だけでなく、さらに（複数の）「実務家教員」と（複数の）「研究者教員」とが、当該論点ないし問題点につき、それぞれの立場から解説を加えて学生とともに議論を行うという方法で1つの授業の全回数を協働する方式の授業を開講（を予定）している（たとえば、「応用民事法演習Ⅰ」、「応用民事法演習Ⅱ」、「裁判法務演習Ⅰ」、「裁判法務演習Ⅱ」、「法務総合演習」）。もとよりこうした授業の内容・方法に関しては、「実務家教員」と「研究者教員」とが綿密な研究・打ち合わせのもとに決定・実施されている。さらに、次に述べる臨床的法学教育は、まさにこうした教育の典型例であり、本研究科では、臨床的法学教育を重視したカリキュラムを採用し、実践している。

2. 臨床法学教育の方法

本研究科の臨床的法学教育に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

- （1）臨床的法学教育は、「実務準備教育」として、単なるスキルの習得や、法曹の業務内容の単なる見学を目的としたもの（また、派遣先に教育内容を「丸投げ」するようなもの）ではなく、あくまで「理論と実務との架橋」を図るという観点から、カリキュラム全体との整合性（事前・事後を通じた他の授業科目との連動性）、特にその成果を実施後の教育内容にどのように反映させるかという点に配慮したうえで、各法科大学院が自ら開発したプログラムに従って主体的に実施すべきものである。
- （2）臨床的法学教育は、単に、学生に法の動態を体感させることによって、法理論教育で習得した知識を確認・発展させるとともに、実務上の基礎的なスキルを習得し、法曹としての社会的使命感・倫理観を涵養するうえで重要かつ効果的であるだけでなく、地域の実情を理解し、地域住民の法的ニーズを体感することから、本研究科が養成する法曹となるモチベーションを高めるうえでも重要かつ効果的である。
- （3）臨床的法学教育を実践するうえでは、法的サービスの供給者である法律家の視点からだけでなく、利用者である地域住民のニーズという視点からも法の動態を体感させることが重要である。

- (4) 臨床的法学教育の実施形態には、「技能シミュレーション（ロールプレイ）型」，「エクスターンシップ型」，「依頼人に対するサービス提供型」に大別できる。本研究科では，こうした形態をいずれも採用するカリキュラムを設計する。
- (5) 「エクスターンシップ型」および「依頼人に対するサービス提供型」の臨床的法学教育を実施する場合には，適切な事件を選定するという観点から，派遣時期については，特定の期間・日時を指定せず，担当教員，協力弁護士（法律事務所）と学生とが相談してこれを決定するという方式を採用する。

本研究科では，以上のような基本的な考え方に基づいて，臨床的法学教育を重視したカリキュラムを設計し運用している。すなわち，まず，「技能シミュレーション型」教育は，各種「裁判法務演習」および「法務総合演習」で採用されている。次に，「エクスターンシップ型」，「依頼人に対するサービス提供型」教育として，2種類の科目（「リーガルクリニックⅠ」と「リーガルクリニックⅡ」）を選択必修科目として位置づけるカリキュラムを採用している。こうした形態の臨床的法学教育を行う場合，法科大学院単独で実施することは困難であることから，新潟県弁護士会および同弁護士会「法律相談センター」の協力を仰いでいる。

資料 3-2-1-B 「リーガルクリニック」についての連携協力に関する協定書

新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅠ」
についての連携協力に関する協定書 （抜粋）

新潟大学大学院実務法学研究科（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）は，連携協力して，甲の開講する臨床法学教育科目「リーガルクリニック」を実施するため，次のとおり協定を締結する。

（実務教授の依頼）

1. 甲は，甲の開講する「リーガルクリニックⅠ」の実施にあたり，乙の推薦に基づき，乙の会員に対して，実務教授として，同講座の実施，協力を依頼する。

（実務教授の職務）

2. 実務教授は，甲と乙との協議に基づいて作成した「リーガルクリニックⅠ実施要領」にしたがって，その業務内容に応じ，最適と認める方法で，甲の学生に対し，乙の教員と協力して教育・指導を行う。

（実務教授の手当等）

3. 甲は，実務教授と協議の上，協力弁護士の所属事務所に対し，配分予算額の範囲内において学習支援経費を支給する。

（学生に対する事前指導等）

4. 甲は，「リーガルクリニックⅠ」の受講学生に対して，協力弁護士のもとに派遣する前に派遣にあたっての注意事項について詳細なガイダンスを実施するとともに，守秘義務を遵守する旨の誓約書を甲の長及び担当協力弁護士宛に提出することを受講学生に義務づける。

（学生の処分に関する規定の制定）

5. 甲は，守秘義務その他の遵守事項に違反した学生の処分に関する規定を制定する。

**新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅡ」
についての連携協力に関する協定書** （抜粋）

新潟大学大学院実務法学研究科（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）は、連携協力して、甲の開講する臨床法学教育科目「リーガルクリニック」を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（実務教授の依頼）

1. 甲は、甲の開講する「リーガルクリニックⅡ」の実施にあたり、乙の推薦に基づき、乙の会員に対して、実務教授（指導弁護士）として、同授業科目の実施、協力を依頼する。

（実務教授の職務）

2. 実務教授は、甲と乙との協議に基づいて作成した「リーガルクリニックⅡ実施要領」にしたがって、その業務内容に応じ、最適と認める方法で、甲の学生に対し、甲の教員と協力して教育・指導を行う。

（実務教授の手当等）

3. 甲は、実務教授と協議の上、実務教授の所属事務所に対し、配分予算額の範囲内において学習支援経費を支給する。

（学生に対する事前指導等）

4. 甲は、「リーガルクリニックⅡ」の受講学生に対して、受講にあたっての注意事項について詳細なガイダンスを実施するとともに、守秘義務を遵守する旨の誓約書を甲の長及び担当実務教授宛に提出することを受講学生に義務づける。

（学生の処分に関する規定の制定）

5. 甲は、守秘義務その他の遵守事項に違反した学生の処分に関する規定を制定する。

こうした形態での科目を実施するにあたり、とりわけ守秘義務や関連法令の遵守を学生に徹底させることが必要かつ重要であることは言うまでもないことである。本研究科では、上記授業を実施するにあたり、担当教員が開講時に受講学生全員に対して「派遣にあたっての心得」ないし「クリニックについての心得」について、特に法曹の職務と守秘義務との関係、関連法令の遵守を中心に徹底したガイダンスを行うとともに、これを遵守する旨の誓約書を学生から提出させている。また、授業開講後も必要に応じて担当教員および指導弁護士から学生に対して随時指示を与えることとしている。なお、万が一の事故あるいは守秘義務等の法令遵守違反が生じることにそなえて、全学生に対して保険（「学生教育研究災害傷害保険」および「法科大学院生教育研究賠償責任保険」）への加入を義務づけるとともに、守秘義務等の法令遵守違反が生じた場合の懲戒措置を規定する細則が定められている。【解釈指針 3－2－1－4（1）】

なお、もとより、受講学生は、無報酬でこうした授業に参加している。【解釈指針 3－2－1－4（2）】

資料 3-2-1-C 「リーガルクリニック」の履修に係る学生の事故防止及び懲戒に関する細則

○新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅠ」及び
「リーガルクリニックⅡ」の履修に係る学生の事故防止及び懲戒に関する細則

平成 16 年 6 月 15 日
院法科細則第 2 号

(目的)

第 1 条 この細則は、新潟大学大学院実務法学研究科(以下「研究科」という。)と新潟県弁護士会との間で締結した協定書に基づき、研究科が新潟県弁護士会と連携協力して開設する「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」(以下「臨床法学授業科目」という。)の履修に係る学生の事故防止措置を講ずることにより、学生、協力弁護士、指導弁護士及びその他の者の安全を確保するとともに、授業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(受講学生の守秘義務等)

第 2 条 臨床法学授業科目を受講する学生(以下「受講学生」という。)又は受講した者は、その授業科目の履修により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受講学生は、臨床法学授業科目の履修に当たり研究科が別に定める遵守事項に従わなければならない。

(懲戒等)

第 3 条 前条の規定に違反した学生に対しては、当該臨床法学授業科目の単位を不認定又は認定取消とするほか、当該年度に履修した授業科目(研究科が開設した授業科目に限る。)の単位の不認定若しくは新潟大学大学院学則(平成 16 年大学院学則第 1 号)第 45 条による懲戒又はこれらを併せた措置を行うものとする。

(保険への加入)

第 4 条 受講学生は、臨床法学授業科目の受講前に学生教育研究災害傷害保険及び法科大学院学生教育研究賠償責任保険に加入しなければならない。

附 則

この細則は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

「リーガルクリニックⅠ」(「エクスターンシップ型」授業)の実施方法は以下のとおりである。《詳細については、別添資料 4『リーガルクリニックⅠ受講要領』参照》

- (1) 専任教員と協力弁護士(新潟県弁護士会会員)との共同授業。専任教員は、派遣前後における受講学生への全体的な指導及び授業全体の統括を行う。協力弁護士は派遣学生の実習態度等を「実習担当日誌」に記載するとともに、適宜、学生の対応等について専任教員に報告する。【解釈指針 3-2-1-4 (2)】
- (2) 専任教員が、派遣前に受講生全員に対して「派遣にあたっての心得」について、特に法曹の職務と守秘義務との関係を中心にガイダンスを行う。協力弁護士と専任教員との間で、当該協力弁護士が受任した事件のうち、本授業の教育目標との関係で適切であると思われる事件を選定したうえで学生を派遣する(なお、適切な事件を選定するという観点から、派遣時期については、特定の期間・日時を指定せず、専任教員、協力弁護士と学生とが相談してこれを決定するという方式を採用する)。最終回に、専任教員と受講生とが全体で議論する機会を設け、協力法律事務所での経験を踏まえて、法曹のあるべき姿を中心として議論する。

「リーガルクリニックⅡ」（「依頼人に対するサービス提供型」授業）の実施方法は以下のとおりである。《詳細については、別添資料5『リーガルクリニックⅡ要領』参照》

- (1) 本研究科附属「地域法実務センター」が、新潟県弁護士会と連携・協力して作成した、クリニック要領、クリニック計画に従って、専任教員が、附属「地域法実務センター」を活用するとともに、新潟県弁護士会「法律相談センター」と連携して実施する。本授業は、大別すると、「法律相談型」と「事件追及型」の2種類の授業から構成される。
- (2) 専任教員は、受講学生への全体的な指導及び授業全体の統括を行う。専任教員は、クリニック開始前に、「クリニックについての心得」を中心としたガイダンスを行った後、新潟県弁護士会「法律相談センター」から派遣される指導弁護士が実施する一般市民を対象とする法律相談を傍聴し、終了後に指導弁護士から相談内容の法的问题点、法律相談の手法等に関してレクチャーを受け、ディスカッションを行う。これを承けて、指導弁護士と専任教員の指導のもとに、受講学生が一般市民を対象とする法律相談を実施し、指導弁護士および専任教員から法的问题点の調査・検討・解決案の策定等の指導を受ける。
- (3) 次に、学生を指導弁護士の事務所に派遣し、指導弁護士が手持ち事件のうちから適切な事件を選定し、学生に法律相談の立会、訴状、答弁書、準備書面等の法文書の起案、裁判への立会等、一つの事件を最初から一貫して追及・体験させる。

協力弁護士または指導弁護士が関与する上記臨床法学教育を目的とした授業科目の成績評価は、以下のように行う。すなわち、授業終了後、専任教員は、協力弁護士または指導弁護士から提出された「実習担当日誌」、学生が作成した報告書等、授業最終回の議論への参加態度を評価対象として、成績評価を行う。なお、複数の教員が担当する場合には、主任教員を指定し、成績評価に際しては、担当教員全員で協議を行い、最終的には主任教員が成績評価を行う。【解釈指針3-2-1-4(2)】

3. 「双方向的・多方向的」教育方法

本研究科では、まず、授業方式としては、講義方式、演習方式、実習方式を組み合わせた形のものが採用されている。ただし、「法学未修者」の第1年次の授業に関しては、導入教育、基礎的知識の涵養に主たる教育目標を設定していることから、原則として講義方式が採用されている)。また、「双方向的・多方向的」教育方法は、全授業で採用されているものの、主として、「法学未修者」2年次（「法学既修者」1年次）以降に実施される演習および実習方式の授業で多用されている。

その理由は、特に、「法学未修者」第1年次学生に対して実施される法律基本科目では、教員と学生との単なる問答ではなく、北米のロースクールで実施されているような「ソクラテスメソッド」的な意味での充実した「双方向的・多方向的」教育方法の採用を原則とすることが、現実には、教育目的を達成するうえで必ずしも効果的であるとはいえないように思われるからである。すなわち、「双方向的・多方向的」教育方法を実践することの主要な意義が、学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的

授業参加を前提とした法的専門的知識の正確な習得（理解）度の確認と、正確な知識の活用能力を涵養することにあるとすれば、「法学未修者」第1年次学生に対して実施される法律基本科目の主たる目的が基礎的な法律専門知識の涵養を図ることにある以上、「正確な知識の活用能力を涵養する」ことは、「法学未修者」2年次（「法学既修者」1年次）以降の段階において重点的に実施する方が教育効果をあげるという観点からも望ましいと考えられるからである。

また、確かに、学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした法的専門的知識の正確な習得（理解）度の確認を行うことは、「法学未修者」第1年次学生に対する教育上、最も重要な任務である。しかし、こうした任務は、「双方向的・多方向的」教育方法によらなければ果たすことができないというものではなく、少なくとも、学生の強い学習意欲を喚起し、学生が十分な予習・復習を効率的に行うことができるように的確な指示を与えるとともに、小テスト等の方法により果たすことも可能である。そこで、特に「法学未修者」1年次学生に対して実施される法律基本科目においては、主として法的専門的知識の正確な習得（理解）度の確認を目的とする「双方向的・多方向的」教育方法の採用を否定するものではなく、また現実にも採用されているが、充実した「双方向的・多方向的」教育方法の主たる実践の場は、「法学未修者」2年次（「法学既修者」1年次）以降に実施される演習および実習方式の授業に置かれている【解釈指針3-2-1-3】。

4. 「法的専門知識活用型」教育

法科大学院においては、多様な資質・能力の涵養が求められており、したがって、多様な科目群の履修が学生に求められていることから、限られた期間内に学生が十分な学習効果をあげられるように配慮しなければならない。本研究科では、こうした観点から、「法的専門知識付与型」教育中心ではなく、学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした「法的専門知識活用型」教育を中心としている。こうした教育は、専門的知識を涵養するだけでなく、その知識を活用する能力の涵養を教育目標とすることを意味する。したがって、教員は、受講学生に知識を与え教え込むのではなく、できるかぎり受講学生の自主的・能動的学習を促す方策を講じ、修得した知識を活用する能力を涵養することを目標として授業を行っている。

5. 集中型の授業開講形式

学習効果を高めるうえで適切と思われる科目については、集中型の授業開講形式（たとえば、2単位科目の授業を毎週2コマの枠を利用して集中して実施し、8週以内に終了する型式、または同一の方式で最初に「Ⅰ」の内容を集中的に講義し、その後に「Ⅱ」の内容を同一の形式で集中して実施するという形式）を採用している（「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」、「企業法Ⅰ」、「企業法Ⅱ」、「刑事法問題発見演習Ⅱ」、「刑事法問題発見演習Ⅲ」等においてこうした方式での授業を実施している）。

6. 教授法に関する共通ルールの策定

限られた期間内に学生が十分な学習効果があげられるように、教育内容・教育方法に

創意工夫が必要となり、しかも、こうした教育内容・教育方法の創意工夫は、単に個々の教員の努力に委ねられるべきものではなく、法科大学院全体として組織的に取り組む課題であることから、本研究科では、「FD 会議」（第 5 章参照）を通じて、教授法に関する共通ルールを定めるとともに、授業運営上のノウハウを共有する体制がとられている。

また、教育内容に関しても、「教授法・教材開発 WG」での検討を通じて、科目間での調整を図っている。なお、「教授法・教材開発 WG」は、昨年から「将来構想委員会」として再編されている（この点に関しては、第 5 章参照）。

資料 3-2-1-D 教授法に関する共通ルール等

教授法に関する共通ルールと授業運営上のノウハウについて

2004 年 3 月 20 日承認

【要検討と思われる事項の一覧】

- 1) 総論（基本的なスタンス・原則等）
- 2) 予習について
- 3) 授業時間における教授法の工夫
- 4) 復習について
- 5) 教材・資料の作成・活用について（2～4 とも関連）
- 6) 未修者・既修者の区別に応じた授業運営と未修者対策
- 7) WEB の活用（質問のやりとり、教材・判例の配布等）
- 8) 授業時間外のケア
- 9) 学生同士で勉強させるためのノウハウ
- 10) その他

1) 総論

- ①「教えずぎない」。予習・復習を促し自習させる。
- ②他方、講義準備の心構えとして、学生の学力・知識レベル、モチベーションにはあまり期待しすぎないように留意する。
- ③既存の教科書体系的にはもはや依拠しえない場合がある点に留意する。
 - ・時間的制約や試験対策の面を考えた工夫（例：論点主義による効率化）が必要。

〔授業運営上のノウハウ〕

- ①複数の科目に応用可能な共通のノウハウ等はできるだけ全教員が共有して授業内容の向上を図り、同時に授業スタイルのばらつきをおさえる。定期的な情報交換も必要。

2) 予習について

- ①原則として受講者には必ず予習をさせる。ただし予習の質・量は科目ごとに異なり、また同一の科目内でも授業内容に応じてケースバイケースとなりうる。
- ②問題発見型の授業については、早めに設例・問題等の素材を受講者に配布し、たとえば授業 3 週間前までに「何が論点か」（問題発見）についてのみ解答を提出させ、教師が全解答をみて理解度等をチェックのうえ、あらためて検討すべき論点を指示して予習させる。必要に応じて、判例・学説および参考文献等を整理したペーパーを配布してもよい。演習では本番の授業の 1～2 週間前までに小レポート等の形式で事案の解決を書かせる必要があるかもしれない。

〔授業運営上のノウハウ〕

- ①上記②における解答の提出に際しては、数名ずつグループ分けをした受講者間で議論をさせてもよい。小レポートは各自が自分で書くべきか？
- ②問題発見型ではない授業についても、事前に考えるべきポイント等につき、どれだけ「ヒント」を与えるかによって予習の負担と質が変わってくる。
- ③質問を事前に提出させ、有益なものを授業中にも取り上げて論ずる。

3) 授業時間における教授法の工夫

- ①教材は原則として事前に受講者に配布し、予習済みであることを前提に授業をすすめる。テキスト等も同様。教材の内容をそのまま読み上げるようなスタイルはとらず、要点の確認で済ませる〔→5）とも関連〕。

〔授業運営上のノウハウ〕

- ①受講者を数名ずつグループ分けしたうえで、グループ内ないしグループ間の議論の時間を設けると、発言が

容易になり、他人の意見も聞けるので良い。

- ②全員が予習せざるを得なくなるように、ランダムに多数人にあてるように努める。
- ③ノートを取る時間を節約する工夫が必要（資料配布等によりカバーする）。

4) 復習について

- ①科目により相違があるため一概には言えないが、一般論としては復習よりも予習のほうが学習効果を左右する度合いが大きいのではないかと。しかしこの点は異論がありうるので、共通ルールを作成するうえでは議論が必要。
- ②受講者の心理からすれば、終了した授業内容の復習にはあまり時間をかけず、むしろ新たな授業内容の予習に十分な時間をあてたいと考えるであろうから、予習量とのバランスのとり方につき配慮する。

[授業運営上のノウハウ]

- ①知識の定着度を確認するには、穴埋め・記号で解答形式の小テストや択一問題なども手軽でよい？既存の問題集や演習書の活用も可。
- ②演習科目については、毎回、事例問題の解答を論文試験形式で提出させる必要もあるのではないかと。教師は毎回全答案を読み、次回以降の講義で適宜コメント・アドヴァイスする必要あり。ただし、添削は毎回でなく、数度に一回でもよいはず。

5) 教材・資料の作成・活用について〔→2）～4）とも関連〕

- ①レジュメや資料等は基本的に毎回きちんと受講者に配布する。
- ②資料類の配布には教育支援システムを活用し、WEB上で事前配布する。

6) 未修者・既修者の区別に応じた授業運営と未修者対策

- ①未修者用に開講前の指示として「開講時までに通読しておくべき文献」を指示して予習させる。
- ②授業運営上、未修者と既修者を区別した授業運営をするかどうかについては議論を要する面があるだろう。これとの関連で、1年間で相当量の知識を身につけなければならない未修者に対しては、補講や自主ゼミ等による支援を通じて、何らかの手当も必要となろう〔→9）とも関連〕。

[授業運営上のノウハウ]

- ①最低限の到達目標を未修者・既修者で別々に設定する。逆に、応用問題等については未修者にはやらせないで既修者のみとする、等の方法もありうる。
- ②教材の理解につき「未修者はここだけ読めば（ないしは「わかれば」）可、既修者はこれも学習すべし」（逆に、既修者は省略してもよい部分等も指示）という区別をして、学習すべき箇所や分量に差異を設けても良い。

7) WEBの活用（質問のやりとり、教材・判例の配布等）

- ①教材・判例は学習支援システムで早めに一斉配布する。
- ②活用方法の具体的検討はこれから年内までにデモを繰り返しながら行っていきたい。

8) 授業時間外のケア

- ①授業後の質問等はできるだけWEBも活用して対応する。
- ②WEB上での対応とは別に、オフィスアワーを設けて面会し、学習上・生活上の個別相談にも応ずる。

9) 学生同士で勉強させるためのノウハウ

- ①予習時にグループ分けして準備させる。事例問題等の解答についてはショートプレゼンも有効か？
- ②復習の自主ゼミも必要ではないか。
- ③学生どうしが教え合うシステム（先輩が後輩を、既修者が未修者を）も考えられる。
- ④WEB上で学生どうし討論させる（掲示板を活用？）。

（出典：本資料は、法科大学院設置準備段階でのFDを通じて作成され、2004年3月20日開催の第11回大学院実務法学研究科開設準備委員会で承認されたものである。）

7. 授業方法・計画、成績評価の方法・基準等の周知

法科大学院では、「学生が在学期間中その課程の履修に専念できるよう、授業方法・計画、成績評価方法を明示」することが必要である。そこで本研究科では、「科目の目的・内容」、「成績評価の方法・基準」、「教科書」、「参考文献」、「授業計画（予習・復習項目を含む）」から構成されるシラバスが事前に科目ごとに教育支援システム（TKC）にアッ

プされ、受講学生に提示されている。

また、こうしたシラバスとは別個に授業内容、予習・復習項目等を記載したレジュメを配布するという方法も用いられている。さらに、試験実施後は、出題趣旨と全体的な講評を行うとともに、学生に成績分布を公表している。ただし、各「問題発見演習」のように、授業科目の性質上、授業内容をシラバス等に掲載する形で事前に学生に通知することが予定されていないか、または望ましくない授業科目は、意図的にシラバスを掲載していない。こうした授業科目では、資料を用いた詳細な事前ガイダンスを行い、授業方法、成績評価の基準・方法等について受講学生への周知を図っている。【解釈指針 3-2-1-5 (2)】、【同 3-2-1-5 (3)】

資料 3-2-1-E 授業計画資料の例

科目名		開講時期	担当教員名
刑事法Ⅱ		1年 第2学期	丹羽正夫
科目分類	法律基本科目群	単位区分	必修
		単位数	2単位

【Ⅰ 講義概要】

- この講義では、刑事法Ⅰで扱った基礎理論・刑法総論の知識を前提に、具体的な問題解決に必要な基礎的知識を身につけるため、個別の犯罪類型（殺人罪、窃盗罪というような個々の犯罪）の成立要件と、解釈論上の重要問題を重点的に取り上げて検討する。
- 素材としては伝統的な「刑法各論」の対象のうち、とくに実務上も重要な個人的法益に対する罪の基本問題を重点的に扱うが、社会的ないし国家的法益に対する罪や、重要な特別法上の罪についても、基本的知識が習得できるよう要点を概説する。具体的な問題点の検討に際しては設例・判例を重視し、事例を検討の出発点とすることにより、事例から問題点を発見・抽出する能力（問題発見能力）や、理論的対立を具体的な事例にあてはめて自力で問題を解決する能力（問題解決能力）の向上を意識的に目指しながら講義をすすめることとしたい。
- 毎回の講義では、検討すべき問題点を教師が順を追って少しずつ小問の形で受講者に問いかけて解答を求めたり、受講者どうしが周囲の者と議論してその結果を全員に示し、それをふまえて再度、受講者間ないし受講者と教師との間で議論や質疑応答を行ったりする形式の「双方向的」やりとりを重視し、受講者が受け身にならず能動的に問題を考えることができる授業運営を行う予定である。そのため、授業中に「当てられる」回数は他の授業と比べて多くなる可能性が高い。その際、基本事項につき質問されても回答できないような者が続出するようなことになると、当然のことながら授業全体の質が低下せざるを得ず、全員にとって不利益な事態が生ずる。したがって、受講者がどれだけきちんと予習をしてくるかが授業運営を左右するといっても過言ではない。言うまでもなく、法科大学院の授業は学部レベルの授業とも予備校の授業とも違う。予習してこない者が一名増えれば、それだけ授業の質が低下し、他者にも迷惑をかけるのだということを肝に銘じて授業に参加してほしい。
- 履修上の注意：
 - 全15回という限られた講義時間で刑法各論の基本問題をひと通りフォローするには、上述のように受講者の予習が不可欠である。こうした観点から、本講義では全員が予習済みであることを前提に講義を進めるので、全員必ず予習のうえ出席すること。
 - 各受講者がきちんと予習しているかどうかを確認するため、毎回の講義では基本事項につき受講者を指名して口頭で解答させ、あるいは講義の冒頭で小テストを実施する予定である。
 - 予習が義務付けられる上記2)の「基本事項」としては、たとえば以下のような事項が挙げられる：
 - ①論点の意義：それぞれの論点をめぐって、a)何が、b)どう問題となり、また、c)それを論ずることにどのような意味があるのか（＝「議論の実益」⇒例：「人の始期」という論点については、

何が〔何について〕、どう議論されており、議論の意味ないし実益はどこにあるのか、等々)。

これらの点は問題の本質を把握していないと言葉にできないので、初学者には答えにくい面があるかもしれない。しかし、「受け身にならず積極的・主体的に学習する」ためにも、早い段階からこの点を意識して勉強をすすめるようにしてほしい。

- ②基本的な概念に関する「定義」：これは教科書的な定義で足りるが、意外なことに、学習者は、「定義」をきちんと答えられないことが多い(その意味でも「定義」を絶対に甘くみないこと!)。聞かれたらすぐに答えられるレベルにまでしておくことが大切である。複数の基本書を参照しないと定義をきちんと理解できないことも多いから、できれば定義に関しては複数の基本書を参照する習慣をつけてほしい(その方が学習効果も上がるはずである)。

⇒例)「不真正不作為」とは何か、「堕胎」とはどういうことか、等々。

- ③重要論点に関する学説の対立状況

⇒例)熊本水俣病事件で問題とされたような「胎児性致死傷」の事案の処理をめぐっては、どのような学説があり、どう対立しているか。

- ④重要論点に関する基本判例の存否と、判例の内容(事実・判旨の概要)

⇒例1)「事後強盗の予備」に関して、最高裁判例は存在するか

例2)熊本水俣病事件最高裁判例の内容(事実と判旨)はどのようなものか。

【Ⅱ成績評価の方法と基準】

1. 毎回課題として事前に提示される設例・判例およびレジュメ中に示された学習上のポイントを中心とする予習および復習(小レポート提出等により理解度を判断)を重視しながら、日常評価(平常点)としての授業への取り組みの熱心さ(授業中の発言〔質問ないし回答〕、宿題、小テストないし小レポートのうち、複数のものを評価の尺度とする予定である)、および、期末評価(筆記試験)の結果を総合的に評価する。
2. 具体的な成績評価の観点としては、以下の項目を重視する：
 - ①事実の解析能力
 - ②法的分析能力
 - ③理解力
 - ④表現力(文章・口頭)：論理性、構成力を評価の要素として含む
3. 日常評価と期末評価は、それぞれ50%ずつの比重で併用し、両者の合計点を最終的な評点とする。
4. 日常評価は、前述した評価手段(授業中の発言〔質問ないし回答〕、宿題、小テストないし小レポート)のうち、複数のものをを用いることとし、全15回の授業予定の間に3回以上、各種の手段による判定を行う予定である。
5. 出席について：他の科目と同様に、本科目も出席回数が3分の2以上でなければ成績評価を受けることができない。出席回数が5分の4未満の場合は、評点から20%を減じた点数を最終評価とする。

○達成目標

刑法各論の基本概念と重要論点(とくに個人的法益に対する罪に関する議論)をきちんとマスターすること。とくに、「定義」、「考え方」、「議論の実益」、「議論の核心」といったことをきちんとつかめるようになることを最重要の課題としたい。

【Ⅲ教材について】

1. 講義で使用するテキスト

①西田典之『刑法各論第3版』(弘文堂)→初版・第2版は不可。必ず第3版を持参すること。

②芝原邦爾・西田典之・山口厚(編)『刑法判例百選Ⅱ各論(第5版)』(有斐閣)

(以下、毎回のレジュメでは、①を「西田」、②を「百選Ⅱ」とそれぞれ略称する)

※出版社の都合により、①②とも2006年9月21日頃に生協書籍部に入荷予定。「それでは予習が間に合わない」と言う受講者は、下記の授業予告を参照し、文献を図書館等で借りてコピーしたうえで予習をすすめてほしい。

2. 参考文献等

1) 刑法初学者向けの自習用教材として好適なもの

①中山研一『新版口述刑法各論』(成文堂)

②福田平・大塚仁『基礎演習刑法(新版)』(有斐閣)

→①は本科目で扱う「刑法各論」全体を初学者にもわかりやすく説く教科書。口語体の平易な語り口ながら議論の核心は見事に描写されており、学習が進んでからも「論点(=ここでは何が争われているのか)」を的確に知り、問題の本質をすばやく把握するためには非常に有益である。その意味では初学者から中級者まで使える教材であるといつてよい。

→②は「問題を解く」際のオーソドックスな考え方の筋道を教えてくれるので、初学者には利用価値が高い。とくに、事例問題をいきなり解くのはむずかしいというレベルの学習者にとっては、「事例問題の解き方」の基本的な型を教えてくれる点で有益である。トレーニング教材として好適。

2) 授業で使用するテキストではないが非常に有益な基本書

①山口厚『刑法各論(補訂版)』(有斐閣)

→問題の所在と理論状況がコンパクトかつ実に明快にまとめられている。新司法試験対策の基本書としても有益。われわれが使用するテキストである西田・各論も同様に非常に良い基本書だが、問題の整理の仕方や、別の考え方を知るといふ点では、山口・各論を持っているとさらに心強い。

②従来から定評のある基本書としては、他に、以下の二つを代表的なものとして挙げることができる:

*前田雅英『刑法各論講義(第3版)』(東京大学出版会)

→豊富な図表がメリットでもありデメリットでもある(図表があると「覚えよう」として「理解しよう」としない学習者が多い。わかりやすくするための図表に「とらわれてしまう」傾向あり)。また、十分な論証がないまま、いきなり自説を示したりすることもある(ように少なくとも筆者には思える)ので注意。

*大谷実『新版刑法講義各論』(成文堂)

→古典的な「教科書」としての完成されたスタイルを示す基本書。刑法各論の重要論点・判例・学説がひととおり網羅されているので、わからないことを調べる「辞典的な」使い方もできる。学説の優劣は基本的に消去法で決められているため、「なぜそう考えるべきなのか」という積極的な論拠が若干不足気味に思える場合があるかもしれない(答案を書くときに困る受験生もいるようである)。

※上記2冊については生協書籍部に発注していないので、必要があれば各自で注文・購入されたし。

3) 自習用参考書の例

①植松正ほか著『現代刑法論争Ⅱ(第2版)』(勁草書房)

→論点ごとに複数の執筆者が相手と対立する意見を述べる論争形式の参考書。設例が具体的なので学習用に好適。

②川端博『集中講義刑法各論』(成文堂)

→口語体の平易な語り口で議論の本質を見事に描写する参考書。わかりやすさという点では初学者にも好適。しかも内容的なレベルは高いので、初学者ではない者にも一読を薦めたい。

まず参考書をどれか1冊買うなら、迷わずこれを買うべきである!

(以下、毎回のレジュメや授業に関する指示では、①を「現代刑法論争Ⅱ」、②を「川端・集中講義」と略称する場合があるので注意されたい)

※上記のほか、毎回の授業時に必要に応じて各種の教材コピーや資料等を配布する予定。

【Ⅳ毎回の講義内容】

※以下、毎回の講義予定に関しては、受講者の理解度や講義の進行の度合いに応じて、毎回の講義後に翌週以降の予定を随時変更していくので、講義予定の確認を怠らないよう注意されたい。第1回の講義予定は以下の通りである。

(テキストの該当頁数はそれほど多くないようにみえるが、素材の量は多い。そのため、一回の授業では説明しきれない部分が残ると思われるが、初回の授業は「慣れて」もらうことも大切なの

で、意図的に素材の量を若干多めに設定してある。どこまでこなせるか、まずは試しにやってみてほしい。)

〔第1回〕刑法における生命・身体保護（1）

1) 講義内容と学習上のポイント：

- ①人の始期と終期
- ②殺人罪：自殺関与罪・同意殺人罪(202条)、偽装心中の事例
- ③堕胎罪：胎児と人の限界、胎児性致死傷（その1）
- ④遺棄罪（その1）：遺棄の概念、単純遺棄罪と保護責任者遺棄罪の区別、不作為による遺棄の問題点

※上記のうち、③の「胎児性致死傷（その1）」と、④「遺棄罪（その1）」については、授業時間の関係で今回と次回の2回に分けて解説する。今回の授業では、問題点を大づかみに理解することを最低限の目標としたい。

①「人の始期と終期」については、人の出生時における刑法的保護（いつから「人」として刑法上保護されるのか＝「人の始期」）と、死の概念（いつまで「人」として刑法上保護されるのか＝「人の終期」）が重要である。人工授精や脳死といった新しい問題も興味深い、時間の関係で詳しくは論じない予定。西田7～8頁の「人の始期」に関する議論と学説を必ず予習し、理解しておくこと。

②「殺人罪」については、まず、自殺の不可罰根拠と自殺関与（同意殺）の処罰根拠との関連を、議論の前提として理解することが大切。西田13～14頁参照。論点としては、判例（百選ⅡNo.1事件）でも問題となった「偽装心中」の事例における被害者の錯誤の取り扱いが重要である。西田16頁10行目に登場する「法益関係的錯誤の理論」が近時では有力だが、こうした考え方が妥当かどうか各自で考えてみる。

③「堕胎罪」については、

- a) 堕胎の定義（通説・判例による定義。西田20～21頁参照）を必ず口頭で言えるようにしておくこと（「定義」は毎回受講者に口頭で言わせるか、「小テスト」〔抜き打ち実施もありうるので注意〕の素材とするので、絶対に手を抜かないこと！！）。
- b) 堕胎罪の各類型については、どんな行為がどの条文にあたるかを、六法も参照しながら理解できれば十分である。
- c) 西田21～22頁の「2 堕胎と人に対する罪の関係」および「3 人工妊娠中絶と人に対する罪の関係」の項は、細かな議論なので初学者は理解できなくてもよい（授業では詳しく扱わない。ただし、学習が進んだ段階では理解しておきたい論点である）。
- d) 西田23頁以下の「胎児性致死傷」は試験に出される頻度も高い重要論点である。熊本水俣病事件（百選ⅡNo.3事件を必ず参照！）をめぐる議論がとくに重要（学説が複雑なので、この論点はできれば各種の参考書等で重点的に予習・復習してほしい）。

※授業時間の制約上、今回の授業では「胎児性致死傷」に関する議論の細部には立ち入らず、問題点を大まかにつかむことを重視する予定。今回の予習時に必要な素材を十分消化しきれなかった人は、第2回の授業時までに議論の詳細をきちんとフォローしておくようにすること！

④「遺棄罪（その1）」については、単純遺棄罪と保護責任者遺棄罪との法定刑の相違に着目したうえで、両者の区別がどういった形で問題になるのかを最低限理解してほしい。なぜ両者の区別が問題なのか、議論の実益は何か、自分なりに言葉にできるようにしておくこと。具体的な予習上の留意点は以下のとおりである：

- a) 西田26～27頁の議論（「1 総説」と「2 客体」）は基本事項で理解も容易なはずだから、必ず頭に入れること（以下、毎回の授業でこの種の基本事項につき質問されて答えられなかった場合は、その者の平常点を減点するので十分注意すること）。
- b) 西田27～30頁の「3 遺棄の概念」は「通説」がない論点であり、テキストの理解もどちらかといえば少数説なので、テキストの議論がよく理解できない、あるいは「どの説をとればよいかわからない」といった場合もあり気にしなくてよい。重要なのは、「何のためにこんな議論がなされているのか」という「議論の意味・実益」である。この点は、217条の刑とくらべて218条の刑が著しく重い、217条の「遺棄」と218条の「遺棄」「不保護」を区別

する基準が不明確だと「218条の罪にあたる」とされる範囲が広くなり、不当に重く処罰されるケースが増えることになりかねないという心配があるので、学説は「遺棄」概念を明確化すべく議論を重ねてきたのだ、と理解してほしい。ポイントは、「移置」か「置き去りか」という区別よりも、「作為か不作為か（行為態様が作為か不作為か）」であり、さらには、「『不作為』は218条でのみ処罰すべきか、それとも217条の処罰対象にも含めるべきか」、すなわち、「217条と218条のすみ分け、処罰範囲に関する役割分担」という点である。以上につき、西田28頁9～13行目、28頁17行目～29頁下から6行目が重要。

- c) 西田30～34頁について。単純遺棄罪、保護責任者遺棄罪の両者につき、「どんな行為がそれにあたるのか」という具体例を、テキスト引用の判例でつかんでおくこと。両者の区別は簡単ようで意外とむずかしいから、刑法の学習経験がある者も具体例を甘く見ないこと。少なくとも、授業中に「では具体例を挙げてください」と当てられて答えられない（＝テキストの記述が頭に入っていない）といった恥ずかしいことにならないよう、しっかり準備しておいてほしい。
- d) 西田33～34頁のセクション4、「保護責任者という身分は・・・加減的身分か構成的身分か」という議論は今回は扱わない（刑法総論の「共犯と身分」の問題。西田説は独自の少数説なので理解できなくてもよい）。
- e) 218条の保護責任者遺棄罪に関しては、「ひき逃げ」と218条の同罪ないし219条の遺棄致死傷罪の成否が具体的な個別問題として重要であり、試験にもよく出題されるからマスターしておきたい。この問題は次回の授業後に復習すれば足りるので、ここではこれ以上コメントしない。

※今回扱う遺棄罪に関する諸問題に関しても、授業時間の制約上、議論の細部には立ち入らず、問題点を大まかにつかむことを重視したい。細かな議論は次回の授業で扱う予定。ただし、予習していないと学習効果が上がらないので、（自力で理解できるかどうかはともかくとしても）授業範囲に関する予習は必ず一通りしておくようにしてほしい。

2) 設例・判例：

今回の授業の参照判例：

①必ず予習すべき判例：百選ⅡNo. 1, 2, 3事件。

- a) No. 1とNo. 2：両者の事案を比較し、事実関係の違いにも注目すること（No. 1では被害者がみずから心中を持ちかけたので行為者が少々その相談に乗ったのに対して、No. 2では行為者が被害者を積極的に自殺へと追い込んでいる）。
- b) No. 1, No. 2ともに「解説」が有益（共通点多し）なので熟読のこと。
- c) 胎児傷害に関するNo. 3事件については、内田文昭先生が執筆した百選Ⅱ〔第4版〕の解説も非常に有益なので参照されたい。

②参考判例として、胎児と人の限界に関する百選Ⅱ（第4版）No. 3事件、さらに、不作為による遺棄の因果関係に関する百選Ⅰ（第5版・総論）No. 4事件を参照（これらについては予習が間に合わなければ授業後の復習時に参照するの也可）

※個々の判例の判決文は、新しい判例を除き、基本的に教育支援システムに含まれている「LEX/DBインターネット」の「判例データベース」でも検索・閲覧が可能である。ただし、公刊されている公式判例集や判例時報等の雑誌類に同じ判例が掲載されている場合には、なるべくそちらを参照するよう勧めたい（当該判例に関連する判例・学説に関してそれぞれの雑誌の編集部が解説を付していたり、判例の要旨が冒頭に文章でまとめられていたりするので、学習上は公刊物を参照するほうが何倍も有益である。←意外な盲点なので要注意！データベースの場合、パソコンで検索できる便利さは捨てがたいが、便利さと引き替えに上記のような有益な情報を知らずに終わってしまうことになるから、くれぐれも注意すること！！）

⇒余裕があれば、胎児傷害に関する熊本水俣病事件については、第1審、第2審、最高裁の判旨を、それぞれ確認しておくこと（無理なら遅くとも次回の授業までに確認すべし！なお、第2審判決は一見すると「胎児性致死傷」の問題にまったく触れていないようにみえるが、判決文の一番最後の「なお」書きの部分が重要である〔とりあえずはこの部分のみ読めば足りる〕）。

3) 「理解度チェック問題」について

毎回の授業時に受講者に口頭で回答を求める基本事項を中心として、学習上のポイントをまとめた「理解度チェック問題」を添付ファイルで本レジュメに添付する（Word 文書）。全員、必ずプリントアウトのうえ、記載された指示内容にしたがって予習・復習をすすめること。以下、本講義では、毎回、事前に「理解度チェック問題」を配布して学習上のポイントを示すようにするので、何をどう勉強すればよいか把握してムダなく時間を使い、効率よく予習するよう留意されたい。

○予習課題：

- ①テキスト：西田 5～34 頁（「定義」、「議論の意味・実益」を意識して予習すること！）
 - ②百選Ⅱ No. 1, 2, 3 事件（No. 3 事件につき、百選Ⅱ〔第4版〕No. 4 事件の解説も参照。ただしここまで手が回らなければ復習時に読むのも可）
 - ③遺棄の概念については、山口厚・刑法各論（補訂版・2005）33～35 頁に明快に整理された有益な説明があるので、授業前にコピーして予習に役立てると良いであろう。
 - ④参考判例（余裕があれば授業後に参照するのも可）：百選Ⅱ（第4版）No. 3 事件、百選Ⅰ No. 4 事件
- ※予習上のポイントはレジュメおよび「理解度チェック問題」中に記載されているので、そちらを参照されたい。

○復習課題・参考文献：

- ①胎児性致死傷につき、阿部純二・川端博（編）『基本問題セミナー2 各論』（一粒社・1992）14～20 頁→コンパクトで非常に有益。全員必読。ただし、本書は絶版のため、該当箇所を印刷して遅くとも授業時まで配布する予定。
- ②殺人罪と自殺関与罪の限界については、川端『集中講義刑法各論』第17講がわかりやすい。初学者ではない者にも有益。

○授業計画：

授業の進度・内容は受講者の理解度等によって毎回変動する可能性もあるが、今のところ、おおむね以下の順序で授業を進める予定である：

- 第1～2回：刑法における生命・身体への保護
- 第3～4回：自由に対する罪
- 第5～6回：名誉に対する罪と業務妨害罪、財産犯（1）・（2）
- 第7～10回：財産犯（3）～（6）
- 第11回：財産犯（7）／放火罪（1）
- 第12回：放火罪（2）／わいせつ物頒布罪／文書偽造罪（1）
- 第13回：文書偽造罪（2）
- 第14回：国家的法益に対する罪（1）
- 第15回：国家的法益に対する罪（2）

（出典：「刑事法Ⅱ」第1回授業計画資料）

資料 3-2-1-F 成績分布

年度	平成 16 年度					平成 17 年度					平成 18 年度				
科目名 \ 成績 (点)	90 以上	80 ～ 89	70 ～ 79	60 ～ 69	60 未満	90 以上	80 ～ 89	70 ～ 79	60 ～ 69	60 未満	90 以上	80 ～ 89	70 ～ 79	60 ～ 69	60 未満
憲法Ⅰ		13	34	2	1		13	21	19	1		15	23	19	
憲法Ⅱ		14	24	9	1	2	14	23	6			16	21	19	1
行政法		4	5	1		2	14	23	6			10	22	10	3
司法審査論		3	3	4			10	24	8		1	15	24	5	1
公法問題発見演習		5	3	2		1	26	15				19	24	2	1
民法Ⅰ	1	5	15	28	1	1	3	14	37	3	4	6	11	32	5
民法Ⅱ		4	17	28	1		7	8	37	6	3	14	22	17	3
民法Ⅲ		9	16	21	4		17	26	11	1		19	30	9	1
民法Ⅳ		3	8	35	2		8	12	30	5	3	4	11	35	4
民法Ⅴ	2	13	25	7	1	1	9	19	24			3	29	23	
企業法Ⅰ	3	10	16	14	5	4	8	16	22	6	2	10	22	25	
企業法Ⅱ	8	13	11	13	3	1	13	15	18	8		6	26	29	
民事訴訟法	3	6	15	23	1	13	21	7	10	1	13	19	13	7	5
民事法問題発見演習Ⅰ		2	6	2				12	28	5		1	7	31	10
民事法問題発見演習Ⅱ			10				7	37	1		1	8	25	11	
民事法総合演習		7	2	1			2	14	27			6	19	21	2
民事法問題発見演習Ⅲ		1	4	5			2	13	23	4		1	11	32	6
市民法務演習Ⅰ							4	5	1			1	14	21	
市民法務演習Ⅱ							3	5	2				9	27	
裁判法務演習Ⅰ							1	9			1	12	17	6	
刑事法Ⅰ	3	10	22	14	1		7	13	34	2	1	12	12	29	6
刑事法Ⅱ		6	26	14	4		4	25	19	6		2	21	30	6
刑事訴訟法	2	14	13	17	2		20	17	14	4	1	15	19	16	7
刑事法問題発見演習Ⅰ		9	1			2	4	20	19		5	6	18	16	
刑事法問題発見演習Ⅱ	1	5	1	3			4	12	24	3		5	15	24	6
刑事法問題発見演習Ⅲ	1	5	1	3			5	9	28	1			22	20	7
裁判法務演習Ⅱ							2	7	1			9	22	5	
裁判法務演習Ⅲ											3	12	9		
リーガルプロフェッション	1	4	5				1	11	29	1		9	19	19	1
法務総合演習							6	2	2			1	10	25	
リーガルクリニックⅠ															
リーガルクリニックⅡ															
司法制度論	1	5	30	13	1	1	16	23	12		2	5	13	37	1
法学の基礎	6	30	8	5	1	8	16	22	6	2	3	24	20	10	1
正義論	2	5	3			10	23	10	2		12	15	16	2	
現代家族論						3	7	22	9						
法社会学		5	5			1	14	15	12		7	5	15	20	
経営実態論	1	2				3	6	10	1		4	8	20	8	
比較裁判制度	3	4	1			1	7	1					8	3	

年度	平成 16 年度					平成 17 年度					平成 18 年度				
成績 (点)	90 以上	80 ～ 89	70 ～ 79	60 ～ 69	60 未 満	90 以上	80 ～ 89	70 ～ 79	60 ～ 69	60 未 満	90 以上	80 ～ 89	70 ～ 79	60 ～ 69	60 未 満
科目名															
ジェンダー論						5	9	4	5		1	10	2	1	1
西洋法文化論	3	4	1			1	7	1				8	19		
海外法曹事情						11							1		
生命倫理学						3	3	9	2						
アジア法文化論						1	2	1							
被害者学												4	39	32	
地域研究											1	4	4	2	
倒産処理法	3	5	2			3		7	33			3	15	29	
自治体法務	1	4	1	4			7	16	20	2	2	5	19	16	5
現代司法論						1	1	6	2		1	6	17	12	
地域政策論						3	3	2				3	14	14	
生活環境と法						1		1				18	1		
少年非行と法						2	5	15	10						
登記実務と法		4	3				5	7	1			7	13	14	10
国際人権法											5	2	19	6	3
知的財産法							1	7	1			7	15	8	1
市民生活と法Ⅰ	1	5	3				10	19	1		3	10	10		
市民生活と法Ⅱ							1	2			1	4	1	1	
都市計画と法		2	2									15	31		
資産流動化・証券化と法						3	4	4			1	4		1	
税法	2	3	4			2	8	14	7			10	19	14	4
職業生活と法							2	6	3	3		5	4	3	
高齢者と法		1	3									10	5	4	
学校教育と法	2	3	2	2											
企業経営と法							1	3	1			5	9		
医療と法							3	2				1	8	2	
情報法											4	17	11	9	
経済刑法						8	9	15	3						
国際法						2	4								
経済法							2	3	2			4	2	6	
教育法											1	18	8		
現代政治												5	10		

(出典：学務資料)

8. 自習環境の整備

本研究科では、学生が十分な予習・復習時間を確保し、各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようにするために、次のような方法で学生の自習環境を整備している。

【解釈指針 3-2-1-5 (1)】、【同 3-2-1-5 (4)】、【同 3-2-1-6】

①原則として一日あたり 3 コマの授業を割り当てた時間割が組まれている。

- ②すでに述べたように、(予習・復習項目を含む)授業計画が学生に事前に具体的な形で指示されており、また毎回の授業終了後にも具体的な予習ないし復習課題が学生に示され、学生が事前事後の学習を効果的に行える体制となっている。
- ③専用の机・イス等が設備された自習室が学生全員に割り当てられている。また、学習に必要な教材、データベース、書籍等が配備された専用ローライブラリーが設置されている(後記10-3-1参照)。
- ④年間授業歴を決定する際に、集中講義期間を別枠で設けるとともに、事前(開講1ヶ月前)に授業内容・計画、教材、予習課題を受講学生に指示することにより、授業時間外の学習に必要な時間が十分に確保される体制となっている。期間内に複数の集中講義が行われる場合には、実施時期を調整し、時間外の学習時間を確保するように配慮している。なお、諸般の事情により専任教員の確保が困難であったことから、平成19年度は展開・先端科目群に属する必修科目1科目(「倒産処理法」と基礎法学・隣接科目群に属する必修科目1科目(「正義論」)を集中講義という形式で実施せざるをえなかったが、平成20年度からは通常の時間割に組み込む予定である。また、展開・先端科目群に属する選択科目「少年非行と法」については、担当教員の事情により、集中講義として開講せざるを得なかった。

資料3-2-1-G 2007年度集中講義実施計画

科 目 名	実 施 期 間
倒産処理法	2007年8月10日～12日 同13日～14日
少年非行と法	2007年8月23日～25日 同29日～30日
正義論	2007年9月10日～14日 同24日～28日
職業生活と法	2007年9月17日～21日

(出典：学務資料)

9. 導入教育の強化

「法学未修者」に対しては、特に、法律学一般および各法分野の「導入教育」を効果的に実践する必要がある。

そこで、平成17年度から入学前ガイダンス(1月：東京および新潟会場)および入学後の授業開始前の導入授業(憲法・民事法・刑事法)を実施するとともに、各授業においても、当該科目の学習方法に関する「具体的な」指示・指導を行うことにより、「導入教育」の強化を図っている。さらに、法科大学院教育の中核をなす科目である民法教育に関しては、文部科学省の「専門職大学院等形成支援経費」を得て開発したプログラムに従って平成18年度から試行的に民法の導入教育を実施している。こうした試みが奏功するかどうかは今少し時間を要する問題である。

資料 3-2-1-H 2007 年度入学者時間割（法学未修者）

すべて必修科目

		月	火	水	木	金
1 限 8:30 ～ 10:00	1 学期	民法Ⅰ（岩寄） 民法Ⅲ（岩寄） 第2講義室	法学の基礎（松本） 第1講義室	民法Ⅰ（岩寄） 民法Ⅱ（四ッ谷） 民法Ⅲ（岩寄） 第2講義室	憲法Ⅰ（嶋崎） 第2講義室	民法Ⅰ（岩寄） 民法Ⅱ（四ッ谷） 民法Ⅲ（岩寄） 第2講義室
	2 学期	民法Ⅳ（中村） 第2講義室	企業法Ⅰ（吉田） 企業法Ⅱ（吉田） 第2講義室	民法Ⅴ（南方） 第2講義室	憲法Ⅱ（成嶋） 第2講義室	企業法Ⅰ（吉田） 企業法Ⅱ（吉田） 第2講義室
2 限 10:15 ～ 11:45	1 学期		刑事法Ⅰ（本間） 第2講義室			司法制度論（西野ほか） 第2講義室
	2 学期	刑事手続法（鯉越） 第2講義室	刑事法Ⅱ（丹羽） 第2講義室			民事手続法Ⅰ（西野） 第2講義室
3 限 12:55 ～ 14:25	1 学期	民法Ⅱ（四ッ谷） 第2講義室				
	2 学期					
4 限 14:40 ～ 16:10	1 学期					
	2 学期					

資料 3-2-1-I 2007 年度入学者時間割 (法学既修者)

太字は必修科目

		月	火	水	木	金
1 限 8:30 ～ 10:00	1 学期		法社会学(南方) 第 2 講義室	民事法問題発見演習 I ②(鈴木) 第 1 講義室 民事法問題発見演習 II ①(西野) 第 3 講義室		行政法①(石崎) 第 1 講義室
	2 学期	司法審査論(嶋崎・石崎) 第 1 講義室	刑事法問題発見演習 II ①(鯉越) 第 1 講義室 刑事法問題発見演習 II ②(椿) 第 1 講義室	刑事法問題発見演習 III ①(鯉越) 第 1 講義室 刑事法問題発見演習 III ②(椿) 第 1 講義室	民事法問題発見演習 III ①(岩寄・山田) 第 1 講義室	公法問題発見演習 ①(嶋崎・石崎) 第 1 講義室
2 限 10:15 ～ 11:45	1 学期	刑事法問題発見演習 I ①(丹羽) 第 3 講義室 刑事法問題発見演習 I ②(本間) 第 1 講義室	民事法問題発見演習 I ①(鈴木) 第 1 講義室 民事法問題発見演習 II ②(西野) 第 3 講義室	市民生活と法 I (田中) 第 3 講義室	企業法 III (吉田) 第 1 講義室	国際法(山崎) 第 1 講義室
	2 学期	生命倫理学(宮坂) 第 1 講義室	民事法総合演習①(鶴巻) 第 1 講義室 民事法総合演習②(近藤) 第 3 講義室	民事手続法 II (西野) 第 2 講義室	民事法問題発見演習 III ②(岩寄・山田) 第 1 講義室 経済法(澤田) 第 3 講義室	公法問題発見演習 ②(嶋崎・石崎) 第 1 講義室
3 限 12:55 ～ 14:25	1 学期				知的財産法(渡邊) 第 2 講義室	行政法②(石崎) 第 1 講義室
	2 学期		医療と法(加藤・山内・丹羽・鈴木) 第 2 講義室	リーガルプロフェッション(味岡・西野・椿) 第 2 講義室	市民生活と法 II (田中) 第 2 講義室 経営実態論 第 1 講義室	現代政治(谷) 第 2 講義室 登記実務と法(坂井・大竹・山田)
4 限 14:40 ～ 16:10	1 学期		リーガルクリニック I (近藤・平)		企業経営と法(田中・吉田・澤田) 第 2 講義室	
	2 学期					
集中講義		倒産処理法(佐藤)	正義論(小貫)	少年非行と法(設楽)	職業生活と法(道幸)	

註:「リーガルクリニック I」は、受講前後の授業を行うための便宜上の配置であって、学外で行われる実際の授業日時を意味するものではない。受講学生が他に受講している科目の履修に支障がないように、指導弁護士と日程調整を行ったうえで実際の授業日時が決定されている。したがって、学外で行われる実際の授業日時は受講学生ごとに異なっている。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況) 解釈指針

1. 本研究科では、「CAP 制」を採用しており、学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数は、再履修等の場合も含めて例外なく18単位を上限としている。

【解釈指針 3-3-1-1】、【同 3-3-1-2】、【同 3-3-1-3】、【同 3-3-1-4】

資料 3-3-1-A 履修登録の上限

○新潟大学大学院実務法学研究科規程 (抜粋)

平成16年4月1日
院法科規程第1号

(履修科目の登録の上限)

第8条 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数は、18単位を上限とする。

2. 上記 2-1-3 に掲載した年次別開設授業科目一覧(資料 2-1-3-A) および 3-2-1 に掲載した今年度の時間割から明らかなように、「法学未修者」1年次学生が履修可能な総単位数は30単位である。内訳は、第1学期に必修科目7科目14単位、第2学期に必修科目8科目16単位である。また、「法学既修者」1年次学生が履修可能な総単位数は新潟大学大学院実務法学研究科規程第8条により各学期18単位で合計36単位である。「法学既修者」1年次学生は、第1学期に必修科目8科目(集中講義を含む)16単位、第2学期に必修科目8科目16単位を履修しなければならないので、履修可能な残りの単位数は、各学期2単位である。したがって、「法学既修者」1年次学生は、この範囲内で選択必修科目である「リーガルクリニックⅠ」、「市民生活と法Ⅰ」または「市民生活と法Ⅱ」、さらに選択科目の履修を行うことが可能である。ただし、「リーガルクリニックⅠ」(および「リーガルクリニックⅡ」)については、上記のように、学期をまたがって実施されることから、1学期および2学期のいずれの学期でも履修科目として登録可能とする運用がなされている。なお、「法学既修者」1年次学生の履修は、「法学未修者」1年次学生の履修と比較して若干複雑であることから、入学時ガイダンス(後記 7-1 参照)において科目履修に関するきめ細かな指導を行っている。

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科では、以上のように、限られた期間内に学生が十分な学習効果があげられるように、導入教育の強化など教育内容・教育方法の創意工夫を図るという問題に研究科全体として組織的に取り組んでいる。なお、一層の効果を上げるために、次のような改善に取り組んでいる。

まず、各授業科目において、効果的な履修と教育効果を高めるための多様な創意工夫がなされたと一般的にはいえるが、大学院設置当初は、上記「教授法に関する共通ルール」の遵守の度合いにおいて、教員間にばらつきが存在し、たとえば、予習・復習内容の指示方法、課題や小テストの提出後の処理方法に顕著に現れたことから、後記5-1-1以下に述べるような改善を講じて、こうしたばらつきを解消するように努めている。

次に、受講学生のレベル（知識量とその正確度）、興味・関心に予想外に大きな個人差がみられ、特に「法学未修者」学生にはこうした個人差が顕著である。「法学未修者」は、一般的に、法学部等で法学教育を受けた学生と、法科大学院において初めて法学教育を受ける学生（いわゆる「純粋未修者」）とに二分される。法律学に関する習熟度が相当に異なる学生を同時に教育することの困難さは否定しがたく、その早急な解決策の立案と実践は現在の法科大学院制度に内在する重大な課題である。少なくとも「純粋未修者」に対する法律学一般および各法分野の「導入教育」をさらに効果的に実践する必要がある。そこで、入学前ガイダンス（1月：東京および新潟会場）および入学後の授業開始前の導入授業（憲法・民事法・刑事法）を実施するとともに、各授業においても、当該科目の学習方法に関する「具体的な」指示・指導を行うことにより、「導入教育」の強化を図っている。

いずれにせよ、どのような態様・方法が「開設科目を効果的に履修できるような適切な態様・方法」と言えるかは、試行錯誤を繰り返しながら追求していく課題である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1. 成績評価のあり方に関する基本的な考え方

本研究科では、成績評価のあり方に関する以下のような申し合わせに基づき成績評価が実施されている。【解釈指針4-1-1-1】

こうした申し合わせは、学期開始前と成績評価を最終的に行う学期末の2回にわたりあらためて全教員に確認を行い、遵守されるよう努めている。

資料4-1-1-A 成績評価のありかた等に関する申し合わせ

成績評価のありかた等に関する申し合わせ

第11回法科大学院開設準備委員会決定
第1回教授会決定
第38回教授会改訂

1. 総論

成績評価は、原則として日常評価と期末評価を併用する。それぞれの評価においては、次のような手段が考えられる。

日常評価	質問および回答、小テスト（短答・論述）、レポート、宿題
期末評価	試験（筆記・口頭）、レポート

成績評価の際には、以下のような観点・項目に留意する。

- ・問題発見能力
- ・コミュニケーション能力
- ・調査能力
- ・事実の解析能力
- ・法的分析能力
- ・理解力
- ・表現力（文章・口頭）：論理性、構成能力

2. 評価手段について

- ①法律基本科目群に属する授業科目については、評価手段は日常評価と期末評価を併用し、その割合は概ね 50%とし、期末評価は筆記試験の方法によるものとする。
- ②法律基本科目群以外の科目群に属する授業科目については、評価手段は日常評価を必須とし、期末評価は原則として実施するものとする。
- ③日常評価の手段は、例示するもののうち 1 種以上を実施し、15 回授業回数科目では 3 回以上、8 回授業回数科目では 2 回以上実施するものとする。
- ④「裁判法務演習」、「法務総合演習」、「リーガルクリニック」、「海外法曹事情」については、期末評価手段を実施する必要はない。

3. 出席について

成績評価を受けるためには授業回数の 3 分の 2 以上の出席を要し、5 分の 4 未満の出席の場合には、評点から 20%を減じたものを最終評価とする。

4. 評価の観点について

評価の観点は授業内容・形式等によって異なるので、例示したもののうちいずれによるのかは自由とする。ただし、採用する観点はシラバスに呈示する等の方法で遅くとも第 1 回授業開始時に受講学生に通知する。

5. 再履修について

履修要件を充たさなかった者は、前年度において単位を取得できなかった授業科目について、再履修により必要単位を充たせば次年度に進級が認められるが、既に単位を取得している科目については履修定員に空きがある場合に限り、再履修を認める。

6. 新潟大学大学院実務法学研究科規程第 10 条に基づく既修得単位認定科目について

規程第 10 条に基づく既修得単位認定を受けた者が認定対象科目を履修することは認めない。既修得単位認定科目は、CAP（履修上限）対象科目に含めない。

7. 原級留置（留年）学生の科目履修の特例について

原級留置（留年）となった「法学未修者」1 年次学生および規程第 10 条に基づく既修得単位認定を受けた学生については、年間 6 単位を上限として、選択科目の履修を認める。

8. 中間評価について

学生指導の必要上、担当教員は、全授業回数の二分の一を終了した時点において、成績不良者を学務委員会に提出する。

9. 再試験の成績評価について

再試験に合格した場合の成績評価は、60 点を最終評価とする。

10. GPA について

(1) 履修科目の成績に対する GP は、次のとおりとする。

成績	GP	受講者のうち
90 点以上	4	10%程度
80 点以上 90 点未満	3	15%程度
70 点以上 80 点未満	2	35～45%程度
60 点以上 70 点未満	1	
60 点未満	0	

(2) 再履修した授業科目の GP が当該授業科目を最初に履修したときの GP を上回る場合は、再履修による GP を学期 GPA 及び蓄積 GPA の計算の対象とする。

(3) 認定科目は、学期 GPA 及び蓄積 GPA の計算の対象から除くものとする。

また、同一授業科目を複数の教員が担当する場合の成績評価の原則は、以下のとおりである。

①主任教員の配置

同一授業科目を複数の教員が担当する場合としては、授業科目の基準履修定員との関係で複数のクラスに分けて、それぞれ異なる教員が担当する場合と、同一授業科目を複数教員が共同で担当する場合とがある。後者の場合には、あらかじめ主任教員を選任する。授業運営、成績評価の最終的な責任は、主任教員が負う。

②担当教員全員での協議に基づく問題（課題）作成と採点方法・基準の決定

同一授業科目を複数の教員が担当する場合、成績評価の方法・基準に関しては、教員の協議に基づき共通のものを設定する。また、試験問題や課題等の内容の統一を図り、可能な限り、複数の教員で採点するなど成績評価を共同で行う。

③協力弁護士ないし指導弁護士が関与する授業科目の成績評価

上記3-2-1で述べたように、協力弁護士ないし指導弁護士が関与する臨床法学教育を目的とした授業科目の成績評価は、以下のように行う。すなわち、授業終了後、専任教員は、協力弁護士または指導弁護士から提出された「実習担当日誌」、学生が作成した報告書、授業最終回の議論への参加態度等を評価対象として、成績評価を行う（なお、複数の教員が担当する場合には、主任教員を指定し、成績評価に際しては、担当教員全員で協議を行い、最終的には主任教員が成績評価を行う）。

2. 成績評価の方法・基準の学生への周知

上記「成績評価のありかた等に関する申し合わせ」に基づき、科目ごとの具体的な成績評価の方法・基準を予めシラバスに明示するとともに、たとえば各種「問題発見演習」科目のように、授業科目の性質上、授業内容をシラバスに明示することが望ましくない授業科目にあっては、資料を用いたガイダンス等を通じて学生に周知されている。【解釈指針4-1-1-1】《別添シラバス参照》

また、小テスト、期末試験の実施前にも成績評価の方法・基準についてあらためて学生に口頭で周知するようにしている。さらに、成績評価が、予告どおりの基準・方法に基づいて行われたかどうかを明らかにするために、口頭による全体的な講評がなされるだけでなく、成績評価の結果が、必要な関連情報、たとえば、試験問題やレポート等については、出題の意図、論述すべき項目・論述方法、採点基準、成績分布等の情報が学期中または終了後に学生に原則としてweb上または書面で与えられる体制が確立され、運用されている。【解釈指針4-1-1-2（1）】、【同4-1-1-3】

なお、全科目の採点分布に関するデータ《別添2006年度「成績分布データ」参照》は、「FD会議」（後記5-1-1参照）の資料として全教員間で共有されている。【解釈指針4-1-1-2（3）】

3. 期末試験の実施方法

期末試験は、期末試験期間（上記2-1-4に掲載の「新潟大学大学院実務法学研究科授業歴」参照）に原則として実施される。試験日程は、同一日に集中しないように配慮したうえで事前に教育支援システムを通じて受講学生に通知される。

4. 採点の匿名性の確保

採点の公平性および厳格性を確保するという観点から、試験答案等には氏名欄が設けられていない（ただし、学籍番号の記載欄は残さざるを得ない）。また、採点の匿名性を確保するよう教員に周知徹底している。【解釈指針4-1-1-2（2）】

5. 異議申立手続

本研究科では、学生が当該授業科目の成績評価に異議がある場合、学生は異議申立を行うことができる。【解釈指針4-1-1-2（1）】

具体的には、①成績通知後から一定期間内を異議申立期間として設定し、②異議申立を行う学生は異議内容を記述した文書とともに「学務委員会」に異議申立を行う。③申立を受理した「学務委員会」は、当該担当教員に異議申立の内容を通知し、学生との面談日を指定する。④当該学生は、面談日に当該教員と面談し、異議内容について協議する（異議申立手続を利用した学生は、平均すると、第1学期6名、第2学期7名程度である）。

なお、こうした方式での異議申立制度は、一定の機能を果たしてきたと評価できるものの、事前に開示した成績評価の方法及び基準に基づいて成績評価がなされたかどうかを事後的に検証するという異議申立制度の趣旨からすると、担当教員と受講学生という当事者間だけの調整を前提とする制度は、不十分であるように思われる。そこで、当事者間で調整できなかった場合に第三者（専任教員3名から構成される「異議内容審査委員会」）の参考意見を求めることができる新たな制度を平成19年度から実施している。

6. 追試験・再試験制度

本研究科では、「病気その他やむを得ない事由により」試験等を受けることができなかった学生に対して追試験を行うことができるものとされている。追試験資格の有無は、当該学生から提出された医師の診断書等の資料をもとに「学務委員会」が判断している。

また、「6単位以下の不足により」後記4-1-3で述べる履修要件または後記4-2-1で述べる修了要件を満たさない学生については、年度末に再試験を行うことができるものとされている。なお、再試験においても厳格な成績評価が行われなければならないことから、「FD 会議」を通じて行った上記「成績評価のありかた等に関する申し合わせ」の改訂作業中に、再試験の出題および採点のあり方について、本試験と類似した問題等を出題したり、不適正な成績評価を行わないようあらためて確認した。【解釈指針4-1-1-4】

資料4-1-1-B 「追試験」及び「再試験」について

○新潟大学大学院実務法学研究科規程（抜粋）

平成16年4月1日
院法科規程第1号

（追試験）

第17条 病気その他やむを得ない事由により前条の試験を受けることができない学生については、追試験を行うことができる。

（再試験）

第18条 6単位以下の不足により第15条の進級の基準又は次条の修了の要件を満たさない学生については、本人の願い出により、教授会の承認を得て再試験を行うことができる。

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

1. 本研究科では、教育上有益と認めるときは、大学院学則第 28 条第 1 項、第 2 項および第 5 項の規定に基づき、学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、30 単位を超えない範囲で、本研究科で修得したものとみなすことができるとされている（「新潟大学大学院実務法学研究科規程」第 9 条）。また、本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に他の大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている（同第 10 条）。

資料 4-1-2-A 入学前の既修得単位の認定について

○新潟大学大学院実務法学研究科規程 （抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日
院法科規程第 1 号

（他の大学院における授業科目の履修等）

第 9 条 研究科が教育上有益と認めるときは、大学院学則第 28 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、30 単位を超えない範囲で、研究科で修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 10 条 研究科が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に他の大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科に入学後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、前条の規定により研究科において修得したとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

2. こうした単位認定の申請があった場合、本研究科では、「学務委員会」が、当該学生の提出した当該大学院の成績証明書、カリキュラム、当該授業科目のシラバス等の書類を検討するとともに、可能な限り当該大学院に情報収集のための照会を行い、厳正かつ客観的な判断を行うとともに、単位認定の可否は、最終的には教授会で決定する。前者については実例が存在しない。後者については、2004 年度 3 名（愛媛大学、東洋大学、新潟大学）、2005 年度 1 名（新潟大学）、2007 年度 1 名（学習院大学）からの申請がなされ（2006 年度は申請者 0 名）、教授会において厳正かつ客観的な判断がなされたが、いずれも本研究科の教育課程および授業内容・方法に合致するものではなかったことから、単位認定が認められなかった。

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

1. 進級要件

本研究科では、以下のような進級制度が採用されている。

資料 4-1-3-A 進級制度

○新潟大学大学院実務法学研究科規程（抜粋）		平成 16 年 4 月 1 日 院法科規程第 1 号
（進級）		
第 15 条 各年次へ進級できる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。		
(1) 第 2 年次への進級（法学既修者及び既単位修得者は除く。）		
別表の第 1 年次に定める必修科目 30 単位を修得した者		
(2) 第 3 年次への進級		
別表の第 2 年次に定める必修科目 32 単位を修得し、かつ、選択科目（選択必修科目を含めることができる。）4 単位を修得した者		
2 前項の進級の判定は年度末に行う。		
（追試験）		
第 17 条 病気その他やむを得ない事由により前条の試験を受けることができない学生については、追試験を行うことができる。		
（再試験）		
第 18 条 6 単位以下の不足により第 15 条の進級の基準又は次条の修了の要件を満たさない学生については、本人の願い出により、教授会の承認を得て再試験を行うことができる。		

進級要件（「履修要件」）は、「法学未修者」と「法学既修者」とに分けて、以下のよう
に設定され、『新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧 2007（平成 19）年度』《別添資料
1 13 頁》に記載するとともに、ガイダンスを通じて学生に周知されている。【解釈指
針 4-1-3-1】

資料 4-1-3-B 進級要件

	法学未修者	法学既修者
1 年次	必修科目 30 単位	必修科目 32 単位 選択科目 4 単位
2 年次	必修科目 32 単位 選択科目 4 単位	必修科目 18 単位 選択科目 6 単位以上 } (*)
3 年次	必修科目 18 単位 選択科目 6 単位以上 } (*)	

*ただし、修了要件である選択必修科目 8 単位を 3 年次（「法学既修者」にあつては 2 年次）終了までに修得していることが必要である。

（出典：学務資料）

2. 再履修者の取り扱い

上記進級要件（「履修要件」）を満たさず原級留置（留年）となった学生は、前年度単位を修得できなかった科目のうち、必修科目については再履修が義務づけられ、選択科目については、当該科目の再履修ないし代替選択科目の履修が義務づけられる。なお、「法学未修者」1年次学生は、選択科目の履修はできないが、2年次へ進級できなかった学生は、年間6単位を上限として選択科目の履修が可能となっている。【解釈指針4-1-3-1】（以上の点については、上記4-1-1の「成績評価のありかた等に関する申し合わせ」の「5. 再履修について」、「7. 原級留置（留年）学生の科目履修の特例について」参照）

なお、各年度の進級状況は、以下のとおりである。

資料4-1-3-C 年度別進級（修了）状況

※平成16年度の進級状況

	人数	備 考
2年次への進級を可とされた者	53	（うち既修者10）
1年次原級とされた者	9	

※H17年度の進級・修了状況

	人数	備 考
2年次への進級を可とされた者	45	（うち既修者1）
1年次原級とされた者	21	（うち既修者1）
3年次への進級を可とされた者	35	
2年次原級とされた者	8	
課程修了と認定された者	10	（うち既修者10）

※平成18年度の進級・修了状況

	人数	備 考
2年次への進級を可とされた者	52	
1年次原級とされた者	18	（うち既修者1）
3年次への進級を可とされた者	35	
2年次原級とされた者	17	
課程修了と認定された者	36	（うち既修者1）

（以上：出典：学務資料）

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

1. 本研究科を修了するためには、3年以上在学し、かつ96単位(必修科目78単位、

選択必修科目 8 単位，選択科目 10 単位）以上を修得することが必要である。【解釈指針 4－2－1－1】

ただし、「法学既修者」については，30 単位を上限として単位の認定を行い，2 年以上在学し，かつ 66 単位（必修科目 48 単位，選択必修科目 8 単位，選択科目 10 単位）以上を修得することが必要である。さらに，上記 4－1－3 で述べた進級要件（履修要件）を満たすことが必要である。

また，教育上有益であるとの観点から，他の大学院において履修した授業科目について修得した単位，および本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は，それぞれ 30 単位を超えない範囲で，本研究科で修得したものとみなされる。（「大学院実務法学研究科規程」第 9 条，第 10 条。なお，上記 4－1－2 参照。）

資料 4-2-1-A 修了要件

		法学未修者	法学既修者
在 学 期 間		3 年以上	2 年以上
履修単位	必修科目	78 単位	48 単位
	選択必修科目	8 単位	8 単位
	選択科目	10 単位以上	10 単位以上
	合 計	96 単位以上	66 単位以上

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科 2007（平成 19）年度学生便覧』5 頁）

資料 4-2-1-B 履修方法等

○新潟大学大学院実務法学研究科規程 (抜粋)

平成 16 年 4 月 1 日
院法科規程第 1 号

(履修方法)

第 7 条

- 2 学生は、前項に定める授業科目について、次の表に掲げる区分により、96 単位以上を修得しなければならない。

科目の区分	単位数
法律基本科目	54
実務基礎科目	12
基礎法学・隣接科目	8
展開・先端科目	12
法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうちから	10
合 計	96

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第 9 条 研究科が教育上有益と認めるときは、大学院学則第 28 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、30 単位を超えない範囲で、研究科で修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 10 条 研究科が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に他の大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科に入学後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、前条の規定により研究科において修得したとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(進級)

- 第 15 条 各年次へ進級できる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第 2 年次への進級(法学既修者及び既単位修得者は除く。)
別表の第 1 年次に定める必修科目 30 単位を修得した者
- (2) 第 3 年次への進級
別表の第 2 年次に定める必修科目 32 単位を修得し、かつ、選択科目(選択必修科目を含めることができる。) 4 単位を修得した者

(修了の要件)

- 第 19 条 課程の修了の要件は、研究科に 3 年以上在学し、第 7 条第 2 項に定める 96 単位以上を修得することとする。

(在学期間の短縮)

- 第 20 条 研究科は、第 10 条の規定により研究科に入学する前に修得した単位(大学院学則第 17 条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。)を研究科において修得したとみなす場合であって当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者の取扱い)

- 第 21 条 法学既修者に関しては、第 19 条に規定する在学期間については 1 年を超えない範囲で研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については 30 単位を超えない範囲で研究科が定める単位を修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したとみなすことができる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えないものとする。

- 3 第 1 項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第 9 条及び第 10 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

2. 上記修了要件における必修科目(選択必修科目を含む。以下同。)と選択科目の内訳は、資料 2-1-2-A に示したとおりである。すなわち、「法学未修者」に対しては、法律基本科目群 54 単位(公法系科目 10 単位, 民事法系科目 32 単位, 刑事法系科目 12 単位), 実務基礎科目群 12 単位, 基礎法学・隣接科目群 8 単位, 展開・先端科目群 12 単位の必修科目に加えて, 法律基本科目, 実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうちから 10 単位以上の選択科目である。「法学既修者」に対する必修科目は, 法律基本科目群 28 単位(公法系科目 6 単位, 民事法系科目 16 単位, 刑事法系科目 6 単位), 実務基礎科目群 12 単位, 基礎法学・隣接科目群 4 単位, 展開・先端科目群 12 単位であり, さらに選択科目として, 法律基本科目, 実務基礎科目, 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうちから 10 単位以上である。
3. なお, 修了要件単位数 96 単位(「法学既修者」にあっては, 66 単位)に占める法律基本科目の必修科目の総要件単位数は, 54 単位(「法学既修者」にあっては, 28 単位)であり, 法律基本科目以外の科目の必修科目は, 32 単位(「法学既修者」にあっても同数)である。したがって, 修了要件として必要な選択科目 10 単位以上(「法学既修者」にあっても同数)を加算しても, 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の必修科目の総要件単位数の割合は, 3 分の 1 以上となる。【解釈指針 4-2-1-2】

4－3 法学既修者の認定

基準 4－3－1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4－3－1 に係る状況）

1. 「法学既修者」認定方法

本研究科では、「法学未修者」および「法学既修者」に分けて定員を設定して学生募集を行うという方法ではなく、個別試験合格者のうち、「法学既修者」としての認定を希望する学生に対して「法学既修者認定試験」を実施し、同試験合格者を「法学既修者」として認定するという方法（いわゆる「内部振り分け方式」）を採用している。【解釈指針 4－3－1－1】

2. 「法学既修者認定試験」の内容

「法学既修者認定試験」は、「民事法（民法・民事訴訟法）」、「商法（会社法）」、「憲法（基本的人権・統治機構）」、「刑事法（刑法・刑事訴訟法）」の4科目から構成される法律科目に関する論述式の筆記試験である。「法学既修者認定試験」に合格した者は、「法学未修者」1年次学生が修得しなければならない30単位を修得したものとみなされ、1年を超えない範囲で修学期間の短縮が認められることになることから、同試験科目は、「法学未修者」1年次学生が修得しなければならない法律基本科目に対応したものとなっている。【解釈指針 4－3－1－1】、【同 4－3－1－5】

なお、「法学未修者」1年次学生が履修しなければならない科目の中には、「法学の基礎」と「司法制度論」という基礎法学・隣接科目群に属する2科目がある。しかし、両科目が教育対象としている内容は、法律基本科目の教育内容の基礎にあるものであり、両科目と法律基本科目とは当然ながら密接な関連性を有するものである。したがって、法律基本科目について基礎的な学識を有するかどうかの判断の基礎として、両科目の教育対象に関する基礎的な学識を有するかどうかの判断を行うことが可能であることから、両科目を「既修者認定試験」の科目対象には含めず、同試験に合格した者は、両科目の単位を修得した者とみなすという運用を行っている。【解釈指針 4－3－1－3】

また、出題内容も、各法分野における基本的な専門知識の理解度とその応用能力を確認することを主たる目的としたものとなっている。配点は、「民事法」、「憲法」および「刑事法」が100点満点、商法が50点満点となっており、その旨は募集要項において受験者に公表している。《なお、試験問題については、別添資料6『新潟大学大学院実務法学研究科入学試験問題』参照》

資料 4-3-1-A 学生募集要項

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）専門職学位課程学生募集要項（抜粋）

1 基本的な考え方

(3) 入学試験の基本的構想

①本研究科の入学試験においては、法学未修者・既修者の区別なく、「独立行政法人大学入試センター」（以下「大学入試センター」という。）の実施する法科大学院適性試験又は「財団法人日弁連法務研究財団（以下「日弁連法務研究財団」という。）の実施する法科大学院統一適性試験（両者をあわせて、本要項では「法科大学院適性試験」といいます。）及び本研究科の実施する個別試験によって入学者を決定します。個別試験は、小論文、面接及び出願書類の審査からなり、小論文においては、法学の専門的知識の有無は問わないものとし、面接及び書類審査において、社会人としての経験その他の多様な能力が考慮されるようにします。

②「本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」といいます。）」については、在学期間について1年を超えない範囲で本研究科が認める期間在学したものとみなします。また、単位について30単位を超えない範囲で本研究科が定める単位を修得したものとみなします。

そのため、同認定を希望する者に対し法学既修者認定試験を実施します。

9 法学既修者認定試験

入学者選抜試験の合格者で法学既修者の認定を希望する者に対して、次のとおり、法学既修者認定試験を実施します。この試験の受験を希望する者は、出願時にあらかじめ申し出ておく必要があります。（入学志願票等所定用紙の記入上の注意（17頁）を参照してください。）

なお、法学既修者認定試験の合格者の定員は、特に定めておりません。

(1) 日程・試験場等

①日程 平成18年12月10日（日）

(2) 試験科目及び時間割

科 目	出題範囲	試験時間
民 事 法	民法・民事訴訟法	10:00 ～ 12:15
商 法	会社法	
憲 法	基本的人権・統治機構	13:30 ～ 15:00
刑 事 法	刑法・刑事訴訟法	15:30 ～ 17:00

【注】民事法と商法は同一時間帯で実施します。

(3) 合格者の判定方法

①各科目の配点は、民事法、憲法及び刑事法をそれぞれ100点、商法を50点とし、評点は各科目の答案及び出願書類を総合して行います。

②入学者選抜試験に合格した者で、民事法、憲法及び刑事法はそれぞれ60点以上、商法は30点以上の得点を得た者を各科目の合格者とし、4科目すべてに合格したものを法学既修者認定試験の合格者とします。

(5) 法学既修者の取扱

法学既修者は、在学期間については1年を超えない範囲で本研究科が認める期間在学したものとみなされます。

また、単位については30単位を超えない範囲で本研究科が定める単位を修得したものとみなされます。

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項平成19年度』1頁・7～8頁）

資料 4-3-1-B 法学既修者の認定

○新潟大学大学院実務法学研究科規程 (抜粋)

平成 16 年 4 月 1 日
院法科規程第 1 号

(法学既修者の認定)

第 5 条 大学院学則第 34 条第 1 項に規定する研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者(以下「法学既修者」という。)の認定は、認定試験の結果に基づき、教授会の議を経て、研究科長が行う。

3. 「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保

入学者選抜試験においては、「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保が要請されることから、①入学者選抜方法・試験問題・出題趣旨等の情報を、web サイト、募集要項、入試説明会(東京・新潟)等を通じて広く公開し、②本学出身者の優先枠を設けるなどの措置を行わず、③「入試総括」および「入学試験委員会」が本学他部局の入学試験・学内試験および他大学の試験情報を収集し、これを分析・検討することを通じて、「小論文」および「法学既修者認定試験」の出題内容の検討を重ね、④「入学試験委員会」の活動内容に関しては、委員名簿も含めて関係教職員以外にその情報が漏洩しないようにセキュリティの高い独自のシステムが構築され、運用されており、⑤採点に際しても、匿名性が確保されている。したがって、本研究科では、本学出身受験者と他大学出身受験者との間に、出題傾向、採点等において公平性を維持することができる体制を確立し、運用している。【解釈指針 4-3-1-1】、【同 4-3-1-2】

2 優れた点及び改善を要する点等

該当なし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

1. 法科大学院では、21世紀の司法を支える法曹の養成にふさわしい新たな教育・研究体制を確立して、常にこれを検証し、改善を加えていかなければならないことから、本研究科は、以下のような活動を組織的かつ継続的に行っている。

2. 「教授法・教材開発WG」の設置

法科大学院の制度設計の段階から、すでに「実務家教員」予定者との間で「教授法・教材開発ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置し、教育内容・方法の改善を図るべく共同研究を実施してきており、本研究科設置後もそのメンバーを拡充して活動を継続してきた。【解釈指針5-1-1-1】，【同5-1-1-2】

「WG」の従来の具体的な活動《別添資料7『WG実施状況報告』参照》は、まず、各学期の経験・学生の意見を踏まえた教授方法およびシラバス、カリキュラム等の再検討である。その成果は後記「FD会議」の場で公表され、専任教員全員で検討を重ねてきた。また、「WG」は、新潟県弁護士会「法科大学院特別委員会」と連携・協力し、毎月1回、法曹養成教育のあり方に関する研究会を実施し学外の意見をも積極的に取り入れようと試みてきた。

さらに、「WG」は、特に「臨床的法学教育」の教授法・教材等に関する検討を行うに際して、本研究科附属地域法実務センターとの連携・協力を仰いで活動を行ってきた。なお、同センターは、本来、「地域社会との連携を図り、法学に関わる理論・実務融合型教育の研究開発及び地域に関わる法学の先端分野の研究の推進並びに地域のための法律情報の収集・提供を行う」ことを目的として平成14年に設置され、平成16年4月から法学部附属から本研究科附属に改組されたものである。

同センターの現在の業務内容は、「(1) 法学に係る理論、実務融合型教育の支援及び研究開発に関すること。(2) 地域に係る法学の先端分野の教育及び研究に関すること。(3) 法律情報の収集、蓄積及び発信に関すること。(4) 法律相談に関すること」等である。「WG」は、さらに、公法、民事法、刑事法の科目分野を担当する複数の専任教員から構成される「FDチーム」に当該科目分野の検討を依頼して報告を受けて再検討するという方式でも活動を行ってきた。

しかしながら、「WG」は、主として次のような理由により、2006年3月末で「将来構想委員会」に再編することにした。すなわち、「WG」が果たしてきた上記役割のうち、①教授法・教材開発の理念・基本原則自体については一応の成果をあげることが

でき、今後は、上記各「FD チーム」による具体化を図っていくべきであること、②後記「FD 会議」における議題の整理・提案は、「FD チーム」と連携しながら「学務委員会」により行うことが可能であること、③完成年度以降の新カリキュラムの立案等、将来構想の立案を重点的に行う必要があること等の理由から再編することにした。

なお、再編後は、「将来構想委員会」が「WG」の活動を一部引き継いでいるが、その主たる活動内容は、新カリキュラムの立案と新開設授業科目の具体的内容および教授法の検討である。《別添資料 8『将来構想委員会実施状況報告』参照》

3. 「FD 会議」の開催

「学務委員会」が単独または上記「FD チーム」と連携して（2006 年 3 月までは上記「WG」が「学務委員会」と連携して）教育内容・方法の改善を図るべく、原則として毎月 1 回、全専任教員の参加を前提とした「FD 会議」が開催されている。【解釈指針 5-1-1-2】

本会議においては、「学務委員会」が提案した議題について全専任教員で議論し、問題点の共通認識を形成するとともに、その改善策の立案と実践を行っている《別添資料 9『FD 実施状況報告』参照》。

4. 「実務家教員」と「研究者教員」との協働授業

演習科目を中心として、「実務家教員」と「研究者教員」とが綿密な研究・打ち合わせのもとに協力しながら 1 つの授業が実施されている（上記 3-2-1 参照）。こうした共同研究や内部研鑽の機会を積極的に活用し「実務家教員」の教育経験の確保および「研究者教員」における実務上の知見の確保に努めている。【解釈指針 5-1-1-3（1）】

5. 授業の相互参観

上記「FD 会議」活動の一環として、教員が随時相互に授業参観を行う体制がとられ、実践されている。【解釈指針 5-1-1-3（1）】

もっとも、本研究科設置後 4 年目を迎えた現在における相互参観の実施状況は、法律基本科目を中心にほぼすべての授業科目が参観された当初の状況とは大きく異なり、あまり活発ではないようである（今年度は 2 件の報告があった）。その理由は、①従来の相互参観およびそれに基づく FD により、全教員に授業内容・方法に関する共通のノウハウの蓄積と共有が行われたこと、②上記「FD チーム」により科目ごとに教育内容・方法の改善が図られていること、③上記「FD 会議」における議論に際し、他の授業科目の教育内容・方法の具体的事例が紹介されていること、の 3 点に集約できよう。しかし、授業の相互参観が教育内容・方法の改善を図るための手段として果たす重要性は否定できないことから、今後も上記「FD 会議」の場を通じて、全教員に実施を促すことにしている。

また、他大学の教員等を招いてモデル授業を実施し、教育内容・方法の改善を図っている。【解釈指針 5-1-1-3（2）】

なお、平成 18 年度の状況に関しては、資料 5-1-1-A 参照。

6. 講演会・研究会の開催

内外の関係者を招いて、法曹養成制度、法科大学院における教育内容・方法をテーマとした講演会・研究会を組織的かつ継続的に開催し、教育内容・方法の改善を図っている。【解釈指針 5-1-1-3 (2), (3)】

昨年度の内容は資料 5-1-1-A のとおりである。

資料 5-1-1-A 2006 年度講演会・研究会等一覧

【2006 年度】

○講演会

- 4 月 10 日 加藤新太郎氏（新潟地裁所長）「法科大学院で学ぶ意義」
- 7 月 9 日 水野紀子氏（東北大学教授）「死者の凍結精子を用いた生殖補助医療により誕生した子からの死後認知請求を巡って」
- 10 月 12 日 高野耕一氏（元裁判官・弁護士）「日本の調停－離婚をめぐる協議・調停・裁判－」
- 3 月 8 日 河上正二氏（東北大学教授）「サビニアナとプロクリアナーローマ 2 大法学派の内なる対立」

○研究会

- 9 月 8 日 Yahya 氏（カナダ・アルバータ大学助教授）ほか「コーポレート・ガバナンスの今日的課題－日本とカナダ」
- 9 月 19 日 畠山武道氏（上智大学教授）「環境保護と裁判の機能－アメリカの市民訴訟，動物の原告適格をめぐって－」
- 9 月 22 日 Senger 氏（ドイツ・ミュンスター大学教授）「ヨーロッパ契約法」
- 10 月 21～ 高宅茂氏（法務省）ほか「外国籍住民の権利と入管制度」
- 22 日
- 10 月 23 日 太田茂氏（長野地検検事正）「裁判員裁判と刑事手続」

○シンポジウム

- 3 月 8 日 「LS における法学未修者に対する法学教育のあり方について－民法学教育を素材として－」
- コメンテーター：加藤新太郎氏（新潟地裁所長）
- 河上正二氏（東北大学教授）
- 久保野恵美子氏（東北大学助教授）
- 長屋幸世氏（北星学園大学専任講師）

（出典：学務資料）

7. アンケートの実施

「学務委員会」が学期途中・学期末の 2 回、学生を対象とした全授業アンケートを実施している。【解釈指針 5-1-1-3 (1)】

「学務委員会」は、同アンケート結果を集約・分析した後、科目名を記載した資料全科目分《別添資料 10『授業アンケート集計結果』参照》を非常勤講師も含む全教員に配布し、上記「FD 会議」において、分析・検討するとともに、改善策について議論をしている。「FD 会議」では、主として複数の科目に共通の問題点、学生からの評価が高かった部分を抽出する形で行った「FD 会議」チーフの分析結果をもとに、その改善策について議論がなされている。その際、授業運営上の問題点、教授法に関する上記共通ルールの遵守状況、学生が求めることがらと教員が与えようとすることがらと

の齟齬等のテーマもあわせて議論の対象とされている。

また、「学務委員会」委員が、学生からの評価がきわめて低かった担当教員と個別に面談し、具体的改善策を協議している。なお、同資料は、学生の自由な閲覧に供してゐる。改善策については、すでに各授業において実践しているが、平成19年度からは、アンケート結果を踏まえた、改善策に関する各教員の意見を学生に文書で通知する予定である。

8. 第三者評価の実施

本研究科の教育内容・方法等について第三者の評価をあらかじめ、平成17年度に日弁連法務研究財団トライアル評価および貴機構予備評価を受けた。これをうけて、上記「FD会議」において、意見交換を行うとともに、新カリキュラム立案の参考とした。

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5－1－2 に係る状況）

本研究科では，教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され，次のような活動を組織的かつ継続的に行ってきた。【解釈指針 5－1－2－1】

1. 研究者教員の実務研修

新潟県弁護士会との連携・協力のもとに，「研究者教員」の実務研修を実施し，「法理論教育と実務基礎教育の架橋」という観点から，教育の質の向上を図っている。これまでに実施した研修内容は，同弁護士会司法修習委員会委員を講師とした集合研修と，同弁護士会会員のもとで実施した個別研修（1週間～2週間）から構成されるものであった。集合研修の主たる内容は，「現代における法曹の役割」，「弁護士の活動」，「弁護士倫理」で所要時間約4時間であった。個別研修には，すでに実務経験を有するか，または日弁連主催等の他の研修を受講した者を除く，研究者教員14名が参加した。

また，日弁連主催「日弁連新規登録弁護士研修」および司法研修所の授業見学にも「研究者教員」が参加して，実務上の知見を補完する機会を設けるように努めている。さらに，全国規模で開催される，法科大学院教育に関するシンポジウムにもいわゆる「実務家教員」とともに適宜参加してきている。さらに，研究者教員の中には，弁護士登録後に実務を体験している者が3名いる。こうした教員は，実務経験を踏まえて，まさに「理論と実務の架橋」を実践しており，多大な教育効果をあげている。弁護士登録を行って実務を体験しながら，その経験を教育に反映させようとする研究者教員は，今後増加することが予想され（現在，登録準備中の者2名），また法科大学院の研究者教員，少なくとも法律基本科目を担当する研究者教員は，こうした形態での「理論と実務の架橋」を実践すべきであると思われる。

資料 5-1-2-A 研究者教員の行った実務研修の1例

法曹実務研修日誌

研修場所 : [REDACTED]

受入弁護士 : [REDACTED]

研修内容 : 弁護士実務の見学

2月25日(水)

- 8:30 新潟拘置所へ。被告人と接見
- 10:30 遺産相続の件で依頼者の法律相談傍聴(以下同)。
- 13:10 裁判所へ。依頼者(原告)を伴って弁論準備。
- 14:15 被害者パチンコ店へ。
- 15:30 裁判所へ。土地所有権確認事件について弁論準備。
- 16:30 本日の研修終了

2月26日(木)

- 11:10 相手方代理人と弁護士会館で会談。
- 13:10 裁判所へ。審理再開し、検察、被告人代理人双方で証拠を提出。
- 13:30 土地賃貸契約交渉を進める地主からの法律相談。
- 14:30 不倫相手の妻からの嫌がらせに関する相談。
- 15:30 建物賃貸契約交渉を進める貸し主からの法律相談。
- 16:00 裁判所へ。遺産相続事件について、弁論準備。
- 16:30 遺産相続について法律相談。
- 17:30 本日の研修終了。

3月1日(月)

- 13:00 業務委託契約書等作成
- 16:00 地方法務局へ。
- 17:00 離婚調停に関する相談
- 17:50 本日の研修終了

3月15日(月)

- 11:00 法律相談。
- 13:30 裁判所へ。土地明け渡し請求訴訟の弁論準備。
- 14:10 弁護士会法律相談。
- 15:00 弁護士会法律相談。
- 16:00 弁護士会法律相談。
- 16:50 本日の研修終了

3月17日(水)

- 10:30 裁判所へ。損害賠償請求訴訟の弁論準備。
- 11:15 所有権確認訴訟の被告側代理人として、反訴の準備。
- 13:40 法律相談。
- 16:20 法律相談。
- 17:30 全研修終了

(出典：学務資料)

資料 5-1-2-B 日弁連における研究者教員の実務研修企画

時間割	研修内容	講 師	会場
10:30～10:40	開会挨拶	日弁連会長・委員長	クレオ
10:40～12:00	集合研修	弁護士 石田・松本	
13:00～16:00	弁護士倫理 Part1	講師 80 名 (40 クラスを講師各 2 名ずつで担当)	日弁連及び東京 三会会議室 (40 号室)
	弁護士倫理 Part2 (報酬を含む)		
16:10～17:00	現代社会における法曹の役割 弁護士自治・会務活動		

(出典：学務資料)

2. 実務家教員の教育研修

本研究科では、「実務家教員」予定者については、本学法学部の協力を得て、事前に法学部非常勤講師として採用し、指導研究者教員の指導のもとに教育上の経験を確保するとともに、その質の向上を図るという体制がとられてきた。現在、専任教員である「実務家教員」についても同様であり、こうした研修を受講できなかった若干名の「実務家教員」もすでに講演会や研修等における教育経験を有する者であったが、あらためて、他の専任研究者教員の授業見学を行うとともに、「WG」および「FD 会議」の場での議論を通じて教育の質の向上を図るという方法が採用された。

3. 研究者教員と実務家教員との協働

演習科目を中心として、「実務家教員」と「研究者教員」とが綿密な研究・打ち合わせのもとに協力しながら 1 つの授業が実施されている（上記 3-2-1 参照）。こうした共同研究や内部研鑽の機会を積極的に活用し「実務家教員」の教育経験の確保および「研究者教員」における実務上の知見の確保に努めている。

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科では、教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され、実施される体制が確立しており、その運用を行っている。また、こうした体制のもとでの活動により、教育方法・教育内容の改善・工夫が行われるなどの具体的な成果もあがっているように思われる。しかし、教員の資質の維持・向上を図ることを目的とした「研究者教員」の（弁護士登録を含む）実務研修、および「実務家教員」の教員研修を不断に行っていくことが必要であることから、本研究科では、今後も「附属地域法実務センター」を中心として、新潟県弁護士会「法科大学院特別委員会」と連携しながら、こうした教員研修の一層の強化を図っていくことにしている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

1. アドミッション・ポリシーの設定

本研究科では，教育理念および教育目的（上記1-1-2参照）に基づいて，以下のようなアドミッション・ポリシーを設定している。【解釈指針6-1-1-2】

- ①「地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を持つと同時に，地域社会において生起する様々な法的問題を発見し，それを理論的に分析する能力（問題発見能力）を有する者」を入学者として求める。
- ②大学において実定法学を履修した者だけでなく，他の学問分野を履修した者または社会人としての経験を有する者を広く受け入れ（入学者の概ね3分の1以上となることを目途とする），多面的な視点で問題を考察できる法曹の養成を図る。

2. アドミッション・ポリシーの公表

こうしたアドミッション・ポリシーは，上記教育理念・目的，入学者選抜方法等とともに，学生募集要項に明示している（資料6-1-1-A）。また，本研究科のホームページおよびパンフレットにも掲・記載し，事前に周知するよう努めている。さらに，東京都と新潟市で開催される入試説明会においても，アドミッション・ポリシーを公表している。

3. 入学者受け入れ体制

入学者受け入れの責任主体として「入試総括」が置かれ，入学試験出題委員，採点委員から構成される「入試委員会」が設置されている。入学試験の実施は，「入試総括」が「学務委員会」および本学学務部入試課と連携して行う体制となっている。【解釈指針6-1-1-1】

資料 6-1-1-A 学生募集要項

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）専門職学位課程学生募集要項 （抜粋）

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

新潟大学大学院実務法学研究科（以下「本研究科」といいます。）は、21世紀の司法を支えるのに相応しい能力・資質を備えた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供でき、地域住民の信頼と期待に応えうる」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念としています。

(2) 求める学生像等

- ① この基本理念を踏まえて、本研究科は、「地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を持つと同時に、地域社会において生起する様々な法的問題を発見し、それを理論的に分析する能力（問題発見能力）を有する者」を入学者として求めます。
- ② また、大学において実定法学を履修した者だけでなく、他の学問分野を履修した者又は社会人としての経験を有する者を広く受入れ（入学者の概ね3分の1以上となることを目指します。）、多面的な視点で問題を考察できる法曹の養成を図ります。
 - ・ 他の学問分野を履修した者とは、法学部（法学部以外の学部が設置する法学科を含みます。）以外の学部を卒業した者をいいます。
 - ・ 社会人とは、全日制の大学、大学院又は専門学校等の学生でない者で、2年以上の社会経験（ボランティアや主婦を含みます。）を有する22歳以上のものをいいます。

(3) 入学試験の基本的構想

- ① 本研究科の入学試験においては、法学未修者・既修者の区別なく、「独立行政法人大学入試センター」（以下「大学入試センター」という。）の実施する法科大学院適性試験又は「財団法人日弁連法務研究財団（以下「日弁連法務研究財団」という。）の実施する法科大学院統一適性試験（両者をあわせて、本要項では「法科大学院適性試験」といいます。）及び本研究科の実施する個別試験によって入学者を決定します。個別試験は、小論文、面接及び出願書類の審査からなり、小論文においては、法学の専門的知識の有無は問わないものとし、面接及び書類審査において、社会人としての経験その他の多様な能力が考慮されるようにします。
- ② 「本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」といいます。）」については、在学期間について1年を超えない範囲で本研究科が認める期間在学したものとみなします。また、単位について30単位を超えない範囲で本研究科が定める単位を修得したものとみなします。

そのため、同認定を希望する者に対し法学既修者認定試験を実施します。

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項平成19年度』1頁）

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

入学者の選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、入学志願書等の書類審査、面接審査、小論文審査を通じて本研究科のアドミSSION・ポリシーに適う者を選抜するという方法で実施されている（上記 4－3－1，後記 6－1－3 参照）。

なお、アドミSSION・ポリシーについては、2005 年から実施している入試制度に関する FD において確認するとともに、毎年度の入試実施担当者会議においてもそのつど確認をしている。入学者の選抜状況に関しては以下のとおりである。

資料 6-1-2-A 入学者選抜試験の概要

平成 16 年度入学者選抜試験の概要

志願者・合格者等

(名)

内 訳		志願者	受験者	合格者	入学者
総 数		380	299	97	62
性 別	男性	302 (79.5%)	239 (79.9%)	78 (80.4%)	45 (72.6%)
	女性	78 (20.5%)	60 (20.1%)	19 (19.6%)	17 (27.4%)
年 齢	20～29 歳	258 (67.9%)	204 (68.2%)	71 (73.2%)	49 (79.0%)
	30～39 歳	92 (24.2%)	68 (22.7%)	21 (21.6%)	11 (17.7%)
	40 歳以上	30 (7.9%)	27 (9.0%)	5 (5.2%)	2 (3.2%)
出願資格	大学卒業	264 (69.5%)	210 (70.2%)	66 (68.0%)	40 (64.5%)
	卒業見込	116 (30.5%)	89 (29.8%)	31 (32.0%)	22 (35.5%)
出身学部	法学部	256 (67.4%)	204 (68.2%)	72 (74.2%)	51 (82.3%)
	法学部以外の文系学部	95 (25.0%)	74 (24.7%)	18 (18.6%)	9 (14.5%)
	理系学部	29 (7.6%)	21 (7.0%)	7 (7.2%)	2 (3.2%)
出身大学	新潟大学	81 (21.3%)	75 (25.1%)	17 (17.5%)	14 (22.6%)
	新潟大学以外	299 (78.7%)	224 (74.9%)	80 (82.5%)	48 (77.4%)
社会人経験の有無	有	180 (47.4%)	145 (48.5%)	44 (45.4%)	27 (43.5%)
	無	200 (52.6%)	154 (51.5%)	53 (54.6%)	35 (56.5%)
既修者認定試験 受験希望の有無	有	179 (47.1%)	135 (45.2%)	50 (51.5%)	10 (16.1%)
	無	201 (52.9%)	164 (54.8%)	47 (48.5%)	52 (83.9%)

※合格者数には追加合格者（21 名）を含む。

社会人経験者

	合格者	入学者
会社員・団体職員	23	16
公務員	9	2
自営業	3	1
その他	9	8

※その他には、パートタイム非常勤雇用を含む。

入学者において法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の数

	入学者
法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者	25 名 (40.3%)

合格者の成績

	法科大学院適性試験	総合得点
最高点	88	189
平均点	76.2	159.3

合格者の出身大学

大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数
新潟大学	17	東北大学	4	東京大学	3
早稲田大学	16	慶應義塾大学	4	千葉大学	3
中央大学	7	北海道大学	3	信州大学	3
明治大学	4	法政大学	3		

(出典：学務資料)

平成17年度入学者選抜試験（第一次募集）の概要

志願者・合格者等

(名)

内 訳		志願者	第1次選考 合格者	面接試験 受験者	合格者
総 数		229	183	169	88
性 別	男 性	161 (70.3%)	127 (69.4%)	118 (69.8%)	60 (68.2%)
	女 性	68 (29.7%)	56 (30.6%)	51 (30.2%)	28 (31.8%)
年 齢	20歳代	186 (81.2%)	147 (80.3%)	136 (80.5%)	73 (83.0%)
	30歳代	39 (17.0%)	32 (17.5%)	30 (17.8%)	12 (13.6%)
	40歳以上	4 (1.7%)	4 (2.2%)	3 (1.8%)	3 (3.4%)
出願資格	大学卒業	133 (58.1%)	107 (58.5%)	98 (58.0%)	47 (53.4%)
	卒業見込	96 (41.9%)	76 (41.5%)	71 (42.0%)	41 (46.6%)
出身学部	法学部	143 (62.4%)	115 (62.8%)	104 (61.5%)	59 (67.0%)
	法学部以外	86 (37.6%)	68 (37.2%)	65 (38.5%)	29 (33.0%)
出身大学	新潟大学	45 (19.7%)	30 (16.4%)	29 (17.2%)	13 (14.8%)
	新潟大学以外	184 (80.3%)	153 (83.6%)	140 (82.8%)	75 (85.2%)
既修者認定試験 受験希望の有無	有	79 (34.5%)	66 (36.1%)	58 (34.3%)	35 (39.8%)
	無	150 (65.5%)	117 (63.9%)	111 (65.7%)	53 (60.2%)

合格者の成績

	総合得点	適性試験	書類審査	小論文	面接
最高点	168	84	19	47	38
平均点	131.9	66.0	14.1	24.3	27.5

合格者の出身大学

大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数
新潟大学	13	一橋大学	2	東京都立大学	1
早稲田大学	12	京都大学	2	学習院大学	1
中央大学	5	立命館大学	2	横浜国立大学	1
明治大学	5	専修大学	1	お茶の水女子大学	1
上智大学	4	名古屋大学	1	茨城大学	1
千葉大学	4	国土舘大学	1	島根大学	1
北海道大学	4	筑波大学	1	岩手県立大学	1
東京大学	4	法政大学	1	國學院大学	1
慶應義塾大学	4	福島大学	1	龍谷大学	1
東北大学	4	信州大学	1	富山大学	1
九州大学	2	大阪府立大学	1		
金沢大学	2	弘前大学	1		

(出典：学務資料)

平成17年度入学者選抜試験(第二次募集)の概要

志願者・合格者等

(名)

内 訳		志願者	受験者	合格者
総 数		44	36	32
性 別	男 性	33 (75.0%)	25 (69.4%)	21 (65.6%)
	女 性	11 (25.0%)	11 (30.6%)	11 (34.4%)
年 齢	20 歳代	2 (4.5%)	1 (2.8%)	1 (3.1%)
	30 歳代	8 (18.2%)	6 (16.7%)	5 (15.6%)
	40 歳以上	34 (77.3%)	29 (80.6%)	26 (81.3%)
出願資格	大学卒業	23 (52.3%)	17 (47.2%)	13 (40.6%)
	卒業見込	21 (47.7%)	19 (52.8%)	19 (59.4%)
出身学部	法学部	27 (61.4%)	22 (61.1%)	20 (62.5%)
	法学部以外	17 (38.6%)	14 (38.9%)	12 (37.5%)
社会人経験 の有無	有	15 (34.1%)	12 (33.3%)	9 (28.1%)
	無	29 (65.9%)	24 (66.7%)	23 (71.9%)
適性試験	70 点以上	3 (6.8%)	2 (5.6%)	1 (3.1%)
	60 点以上 70 点未満	11 (25.0%)	7 (19.4%)	6 (18.8%)
	50 点以上 60 点未満	18 (40.9%)	15 (41.7%)	16 (50.0%)
	50 点未満	12 (27.3%)	12 (33.3%)	9 (28.1%)
	平均	54.8	53.1	54.3

合格者の成績

	総合得点	適性試験	書類審査	小論文	面接
最高点	151	71	16	45	38
平均点	125.1	54.4	11.6	34.5	24.6

合格者の出身大学

大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数
新潟大学	12	宇都宮大学	1	早稲田大学	1
中央大学	2	同志社大学	1	東京大学	1
日本大学	2	成蹊大学	1	東京都立大学	1
弘前大学	1	国学院大学	1	岡山大学	1
法政大学	1	北海道大学	1	東京学芸大学	1
東京外語大学	1	駒澤大学	1		
國學院大学	1	横浜国立大学	1		

(出典：学務資料)

平成18年度入学者選抜試験の概要

志願者・合格者等

(名)

内 訳		志願者	受験者	合格者	入学者
総 数		200	177	109	57
性 別	男性	139 (69.5%)	122 (68.9%)	70 (64.2%)	35 (61.4%)
	女性	61 (30.5%)	55 (31.1%)	39 (35.8%)	22 (38.6%)
年 齢	20～29 歳	165 (82.5%)	147 (83.1%)	97 (89.0%)	52 (91.2%)
	30～39 歳	26 (13.0%)	21 (11.9%)	10 (9.2%)	4 (7.0%)
	40 歳以上	9 (4.5%)	7 (4.0%)	2 (1.8%)	1 (1.8%)
出願資格	大学卒業	105 (52.5%)	88 (49.7%)	54 (49.5%)	27 (47.4%)
	卒業見込	93 (46.5%)	87 (49.2%)	54 (49.5%)	29 (50.9%)
	認定	2 (1.0%)	2 (1.1%)	1 (0.9%)	1 (1.8%)
出身学部 ^(*)	法学部	146 (73.0%)	130 (73.4%)	80 (73.4%)	42 (73.7%)
	法学部以外の文系学部	41 (20.5%)	35 (19.8%)	24 (22.0%)	13 (22.8%)
	理系学部	11 (5.5%)	10 (5.6%)	4 (3.7%)	1 (1.8%)
出身大学	新潟大学	37 (18.5%)	36 (20.3%)	21 (19.3%)	13 (22.8%)
	新潟大学以外	163 (81.5%)	141 (79.7%)	88 (80.7%)	44 (77.2%)
社会人経験の有無	有	52 (26.0%)	44 (24.9%)	19 (17.4%)	8 (14.0%)
	無	148 (74.0%)	133 (75.1%)	90 (82.6%)	49 (86.0%)
社会人経験者又は他学部出身者の数				36 (33.0%)	17 (29.8%)
既修者認定試験 受験希望の有無	有	84 (42.0%)	74 (41.8%)	51 (46.8%)	24 (42.1%)
	無	116 (58.0%)	103 (58.2%)	58 (53.2%)	33 (57.9%)
試験場	新潟	93 (46.5%)	87 (49.2%)	48 (44.0%)	28 (49.1%)
	東京	107 (53.5%)	90 (50.8%)	61 (56.0%)	29 (50.9%)

(*)「出身学部の内訳」には、出願資格が認定である者の数を含まない。

認定による入学者は、大学の学部3年次を修了後に飛び入学した者である。

合格者の成績

	適性試験	書類面接	小論文	合計
最高点	82	81	45	197
平均点	61.6	58.8	28.5	148.9

合格者の出身大学(2名以上)

大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数
新潟大学	21	慶應義塾大学	3	専修大学	2
早稲田大学	12	北海道大学	3	東京大学	2
東北大学	9	一橋大学	2	富山大学	2
明治大学	8	山形大学	2	法政大学	2
中央大学	7	青山学院大学	2	立教大学	2
金沢大学	5	千葉大学	2	立命館大学	2

(出典：学務資料)

平成19年度入学者選抜試験の概要

志願者数・合格者等

(名)

内 訳		志願者	受験者	合格者	入学者
総 数		236	216	89	53
性別	男性	193 (81.8%)	174 (80.6%)	60 (67.4%)	35 (66.0%)
	女性	43 (18.2%)	42 (19.4%)	29 (32.6%)	18 (34.0%)
年齢	20～29 歳	198 (83.9%)	183 (84.7%)	77 (86.5%)	46 (86.8%)
	30～39 歳	32 (13.6%)	27 (12.5%)	8 (9.0%)	5 (9.4%)
	40 歳以上	6 (2.5%)	6 (2.8%)	4 (4.5%)	2 (3.8%)
出願資格	大学卒業	122 (51.7%)	111 (51.4%)	38 (42.7%)	22 (41.5%)
	卒業見込	113 (47.9%)	104 (48.1%)	51 (57.3%)	31 (58.5%)
	認定・その他	1 (0.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
出身学部	法学部	165 (69.9%)	148 (68.5%)	65 (73.0%)	38 (71.7%)
	法学部以外の文系学部	56 (23.7%)	53 (24.5%)	19 (21.3%)	12 (22.6%)
	理系学部	14 (5.9%)	14 (6.5%)	5 (5.6%)	3 (5.7%)
出身大学	新潟大学	33 (14.0%)	33 (15.3%)	11 (12.4%)	7 (13.2%)
	新潟大学以外	202 (85.6%)	182 (84.3%)	78 (87.6%)	46 (86.8%)
社会人経験の有無	有	61 (25.8%)	54 (25.0%)	20 (22.5%)	11 (20.8%)
	無	175 (74.2%)	162 (75.0%)	69 (77.5%)	42 (79.2%)
社会人経験者又は他学部出身者の数		98 (41.5%)	91 (42.1%)	33 (37.1%)	18 (34.0%)
既修者認定試験 受験希望の有無	有	91 (38.6%)	83 (38.4%)	39 (43.8%)	21 (39.6%)
	無	145 (61.4%)	133 (61.6%)	50 (56.2%)	32 (60.4%)
適性試験	大学入試センター	136 (57.6%)	123 (56.9%)	42 (47.2%)	27 (50.9%)
	日弁連法務研究財団	100 (42.4%)	93 (43.1%)	47 (52.8%)	26 (49.1%)
試験場	新潟	84 (35.6%)	81 (37.5%)	29 (32.6%)	21 (39.6%)
	東京	152 (64.4%)	135 (62.5%)	60 (67.4%)	32 (60.4%)

合格者の成績

	適性試験	書類・面接	小論文	合計
最高点	98.2	82	54	197.7
平均点	73.7	60.6	41.1	175.4

合格者の出身大学(3名以上)

大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数
早稲田大学	14	金沢大学	5	東北大学	3
新潟大学	11	中央大学	5	静岡大学	3
明治大学	5	千葉大学	4	慶應義塾大学	3

(出典：学務資料)

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6-1-3 に係る状況）

入学者選抜に際しては、公平性、開放性、多様性が確保されなければならないのは当然であり、これらを確保するという観点から、入学者選抜方法等の情報は、ホームページ（募集要項、過去の入試問題、出題趣旨、入学者選抜実施結果の概要等を掲載）、募集要項、入試説明会等を通じて広く公開している（上記 6-1-1 参照）。また、本学の各学部・大学院在籍者または卒業・修了者について優先枠を設けることや寄付金を集めるなどの措置を講じないことにより、入学者選抜を受ける公正な機会が公平に確保されている（上記資料 6-1-2-A参照）【**解釈指針 6-1-3-1**】

なお、平成 18 年度入学試験（平成 17 年実施）から、新たに東京都にも試験会場を設置し、受験者に時間的・経済的負担がかからないように配慮している。

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6-1-4 に係る状況）

本研究科では、法科大学院における履修の前提として入学者に要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が的確かつ客観的に評価できるように、「法科大学院適性試験」（独立行政法人大学入試センター）または「法科大学院統一適性試験」（財団法人日弁連法務研究財団）の成績を合否判定の一資料として採用している。（上記・資料 6-1-1-A 参照）【**解釈指針 6-1-4-1**】

なお、平成 17 年度から、毎年 1～2 回実施している入学試験制度に関する FD において、入学試験の成績と入学後の学業成績との相関性に関し検討を行い、その成果は、翌年以降の入学者選抜試験の実施方法（出題、配点等）の改善となって現れている。

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

本研究科では、入学者選抜にあたり、多様な知識または経験を有する者を入学させるために、次のような基本的構想のもとに入学試験を実施している。

- ① 本研究科の入学試験においては、「法学未修者」と「法学既修者」との区別なく、法科大学院適性試験（独立行政法人大学入試センター）または法科大学院統一適性試験（財団法人日弁連法務研究財団）および本研究科の実施する個別試験によって入学者を決定する。
- ② 個別試験は、小論文、面接および出願書類の審査からなり、小論文においては、法学の専門的知識の有無は問わないものとし、面接および履歴書・志願理由書等の書類審査において、学業成績、多様な学識、課外活動等の実績、社会人としての多様な実務・社会経験、その他の多様な能力を考慮する。【解釈指針 6－1－5－1】，【同 6－1－5－2】

なお、「社会人」とは、全日制の大学、大学院又は専門学校等の学生でない者で、2年以上の社会経験（ボランティアや主婦を含む）を有する 22 歳以上のものを意味する。

以上の点については、学生募集要項に記載している《上記・資料 6-1-1-A 参照》ほか、ホームページや入試説明会において公表している。

なお、入学者選抜にあたっては、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるように努めている。【解釈指針 6－1－5－3】

全入学者に占める法学以外の学問分野を履修した者または社会人の割合は、資料 6-1-5-A のとおりである。

資料 6-1-5-A 全入学者に占める他の学問分野を履修した者または社会人の割合

年 度	入 学 者			他の学問分野を履修した者 または社会人
	法学未修者	法学既修者	計	
平成 16 年度	52	10	62	25 (40.3%)
平成 17 年度	58	2	60	21 (35.0%)
平成 18 年度	56	1	57	17 (29.8%)
平成 19 年度	48	5	53	18 (34.0%)

（出典：学務資料）

こうしたデータには、入学者選抜に関する本研究科の上記基本構想に基づく入学者選抜が行われていることが示されているといえよう。

なお、近年、社会人の志願者が全国的に漸減傾向にあり、本研究科においても同様の状況にある。

資料 6-1-5-B 全志願者に占める社会人志願者の割合

年度	社会人志願者
平成 16 年度	47.4%
平成 17 年度	25.8%
平成 18 年度	26.0%
平成 19 年度	25.8%

(出典：学務資料)

こうした状況を最終的に改善するには、法科大学院制度自体が定着し社会的な信頼を獲得することが必要であり、現段階で実効性のある方策は存在しない。しかし、さしあたり 21 世紀の法曹の役割、新しい法曹養成制度と法科大学院の意義を中心に、ホームページやパンフレット、説明会等を通じて広く社会にアピールし、法科大学院制度の理念に沿った入学者の受け入れに努めている。

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準 6-2-1 に係る状況）

本研究科の収容定員は 180 名であり、本年 5 月 1 日現在の在籍者数は、175 名（休学者 17 名を含む）である。【解釈指針 6-2-1-1】

なお、本研究科では、在籍者数が収容定員を上まわる状態が恒常的なものとならないように、合格基準を満たす合格者数の決定に際して、各種データをもとに適正な数値を決定している。

資料 6-2-1-A 年度ごとの在籍学生数および休学・退学者数

		1 年次生			2 年次生			3 年次生			合計		
		未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計
平成 16 年度	在籍者	52 (2)	10	62 (2)							52 (2)	10	62 (2)
	休学者	4		4							4		4
	退学者	1		1							1		1
平成 17 年度	在籍者	66 (6)	2	68 (6)	43	10	53				109 (6)	12	121 (6)
	休学者	7		7	1		1				8		8
	退学者	5	1	6							5	1	6
平成 18 年度	在籍者	73 (11)	1	74 (11)	52 (4)	1	53 (4)	35		35	160 (15)	2	162 (15)
	休学者	20		20	4		4				24		24
	退学者	4		4							4		4
平成 19 年度	在籍者	65 (11)	6	71 (11)	69 (6)		69 (6)	35		35	169 (17)	6	175 (17)

※在籍者は当該年度 5 月 1 日現在の数。（ ）はその時の休学者数（内数）。（出典：学務資料）

基準 6－2－2

入学者受入において，所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

本研究科では，在籍者数が，収容定員を上まわらないように適正な配慮がなされている（上記 6－2－1 参照）ことから，さしあたり入学定員の変更は予定していない。しかし，本研究科では，受験者の動向，在籍者数の変化等を考慮して，将来の入学定員の見直しを含めた将来構想の立案を行う責任主体として，専任教員 11 名から構成される「将来構想委員会」を設置している。【解釈指針 6－2－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

該当なし。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準7-1-1に係る状況）

1. 入学前後のガイダンス実施

本研究科では、課程の適切な履修ができるように学生を指導するために、入学前後にわたり徹底したガイダンスを実施している。すなわち、入学予定者を対象とした入学前ガイダンスとして、東京都内と新潟市を会場として、「学務委員会」が中心となって、①教育理念・目的、②履修について、③学習環境について、④入学前の準備について、⑤質疑応答を内容とするガイダンスが行われている。また、入学後のガイダンスとして、学期開始前に、新入学生、在学生（学年別）を対象として、「学務委員会」が中心となって詳細なガイダンスを実施している。【解釈指針7-1-1-1】、【同7-1-1-2】、【同7-1-1-4】

新入学生に対する入学時ガイダンスにおいては、①教育理念・目的、②履修内容・方法・手続について、③学習方法・環境について、④教育支援システムの利用方法について、⑤奨学金について、⑥個人情報保護について、⑦法情報調査について、⑧教員紹介、⑨アドバイザー制度（後記7-1-2参照）について、⑩質疑応答を内容とするガイダンスを2日間にわたり実施している。【解釈指針7-1-1-2】、【同7-1-1-4】

特に、「法学既修者」としての認定を受けた新入学生に対しては、新入学生全体ガイダンスの後、さらに選択科目の履修とコア・カリキュラムの意義、リーガルクリニックを中心とした個別ガイダンスを実施している。【解釈指針7-1-1-3】

在学生を対象としたガイダンスは、①履修について、特に選択科目の履修とコア・カリキュラムの意義、②リーガルクリニックについて、③学習方法・環境について、④質疑応答を内容として実施されている。また、原級留置（留年）学生（上記4-1-3で述べた進級要件を満たさなかった学生）については、①再履修について、②学習方法・環境について、③質疑応答を内容とする個別のガイダンスを実施している。

資料 7-1-1-A 入学予定者ガイダンス

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）
2007 年度入学予定者ガイダンス次第（東京会場）

日時：2007 年 1 月 27 日（土）午後 2 時～午後 4 時（終了予定）

会場：東京都港区芝浦 3－3－6

キャンパス・イノベーション・センター（JR 田町駅下車）

司会：石崎誠也（副研究科長）

プログラム：

1 研究科長挨拶

法科大学院教授（研究科長） 本間一也

2 講演 法科大学院での学び方

－法曹実務者の視点から

法科大学院教授（派遣検察官） 中川深雪

3 ビデオ上映

（休憩）

4 新潟大学法科大学院のカリキュラムについて

法科大学院助教授（学務委員） 四ッ谷有喜

5 入学までのすごし方及び事前学習について

法科大学院教授（副研究科長） 石崎誠也

6 質疑応答

（出典：学務資料）

新潟大学大学院実務法学研究科（法科大学院）
2007 年度入学予定者ガイダンス次第（新潟会場）

日時：2007 年 2 月 3 日（土）午後 2 時～午後 4 時（終了予定）

会場：新潟市五十嵐 2 の町 8050

新潟大学（五十嵐キャンパス） 法科大学院第 3 講義室

司会：石崎誠也（副研究科長）

プログラム：

1 研究科長挨拶

法科大学院教授（研究科長） 本間一也

2 講演 法科大学院での学び方－法曹実務者の視点から

法科大学院助教授（弁護士） 設楽あづさ

3 ビデオ上映

（休憩）

4 新潟大学法科大学院のカリキュラムについて

法科大学院助教授（学務委員） 四ッ谷有喜

5 入学までのすごし方及び事前学習について

法科大学院教授（副研究科長） 石崎誠也

6 質疑応答

（出典：学務資料）

資料 7-1-1-B 1 年次生ガイダンス（第1回）

2007 年度 1 年次生ガイダンス（第1回）

4 月 6 日（金）13 時 00 分～15 時 40 分

第2講義室

1 研究科長挨拶 13:00

2 教員紹介 13:05～13:30

3 学務関係ガイダンス

（1）大学院実務法学研究科について（便覧 1～3 頁）

（2）大学院実務法学研究科の履修について（便覧 13～18 頁）

※入学年度により適用されるルールが異なるので注意！

①修了要件

②履修要件（次年次に進級するための要件）

③期末試験

※受験資格に注意：便覧 18 頁参照

※成績評価の方法・基準は各教員があらかじめ告知する（原則として文書による）。

もし事前の告知がない場合は、担当教員に直接告知を求めるか、学務委員に連絡すること。

④追試験：便覧 18 頁参照

⑤再試験：便覧 18 頁参照

※再試験に合格した場合の最終評価は 60 点。

⑥科目の聴講手続：便覧 17～18 頁

a)履修申請手続は Web 上で行なう（「学務情報システム」）：期限に注意！

b)履修登録できる科目数の上限（いわゆるキャップ制）に注意：各学期 18 単位まで

c)コア・カリキュラムについて：便覧 15～16 頁

⑦授業題目について：便覧 19～20 頁，37～51 頁

⑧勉強のペースを早くつかむこと：アドバイザー（指導教員）とも相談すること

（3）アドバイザー・オフィスアワーについて（便覧 16～17 頁）

（4）授業料・奨学金・休退学等の届出について（便覧 57～58 頁）

（5）個人情報保護について（便覧 69～71 頁）

（6）新司法試験について（便覧 73～81 頁）

（7）ネームプレートについて

（8）学務委員との定例懇談会について

※原則として毎月行う。開催日程は事前に TKC 上で通知する。

4 施設備品等の利用について

（1）研究室割りについて

※研究室ごとに ①代表者 1 名，②副代表者 1 名，をそれぞれ選出し，4 月 13 日までに報告すること（報告先：丹羽学務委員長まで）

（2）研究室の使用方法について

①研究室の施錠（授業時等も含む），冷暖房の管理，掃除をきちんと行なうこと。

②ディスカッションは研究室ではなく，別室で行うこと。

※自習室として学部の演習室を確保する予定

（3）入退校について（便覧 63 頁（6）「開錠・施錠時刻」参照）

（4）教室の利用（便覧 63～64 頁）

（5）大学院学務係について（学生への対応窓口：便覧 58～60 頁参照）

※大学から学生への連絡は掲示によるのが原則（TKC 上の「お知らせ欄」への掲示のほか，1 F 掲示板の掲示物も忘れずにチェックすること）。

（6）法学部資料室・中央図書館について（便覧 60～62 頁）

※法学部資料室ガイダンスについて（→ 日程は別紙参照）

（7）学生アンケートの閲覧について

- (8) 新潟大学法学会について (便覧 64 頁)
- (9) その他大学全体の施設・キャンパスライフ等について：配布物中のパンフレット類を参照

5 情報関係ガイダンス

- (1) 学務情報システムについて
- (2) 学務情報システムと教育支援システムとの関係について：便覧 55～56 頁も参照
※両者はシステム上ではリンクしていないので注意すること
- (3) 電子メールについて (便覧 53～54 頁参照)

6 アナウンス：「新入生歓迎特別講演会」について

4 月 10 日 (火) 13:00 ～ 法学部 A331 講義室

〔講演者〕

- ◆第一部 (13 時～)：新潟地方裁判所長 加藤 新太郎氏
- ◆第二部 (15 時～)：新潟地検検事正 幕田 英雄氏

7. その他

- (1) 今後の通知はすべて掲示による (TKC の「お知らせ欄」および B 棟 1F の掲示板を常にチェックすること)。
- (2) 第2回目ガイダンスについて：4 月 9 日 (月) 13 時から
(既修者の新入生も出席すること)
- (3) 導入授業の実施について
- (4) その他

8. 法科大学院教育支援システムについて (操作説明のデモンストレーション)

(出典：学務資料)

資料 7-1-1-C 1 年次生ガイダンス（第2回）

2007 年度 1 年次生ガイダンス（第2回）

4 月 9 日（月）13 時 00 分～
第2 講義室

- 1 はじめに
- 2 教員紹介 （その2）
- 3 学務関係ガイダンス （前回つづき）
 - （1）個人情報保護について：便覧 69～71 頁参照
 - （2）新司法試験について：便覧 73～81 頁参照
 - （3）ネームプレートについて
 - （4）学務委員との定例懇談会について
※原則として毎月行う。開催日程は事前に TKC 上で通知する。
 - （5）研究室のマスターキーについて
 - （6）法学部資料室・中央図書館について：便覧 60～62 頁参照
※法学部資料室ガイダンスについて（→ 日程は別紙参照）
 - （7）ローライブラリー（4 F）について
 - ①ローライブラリーの利用について
 - ②5 Fのコピー機、ローライブラリーのプリンタの利用について
※年間利用可能枚数： 5 Fのコピー機＝
ローライブラリーのプリンタ＝
 - （8）学生アンケートの閲覧について
 - （9）新潟大学法学会について：便覧 64 頁参照
 - （10）「学務情報システム」上で利用できる電子メールについて：便覧 53～54 頁参照
※教員との連絡手段としても重要
- 4 法律学習のための情報・文献の調べ方について
※本研究科の方針：特別な授業科目を設定するのではなく、各授業科目の中で説明
※一般的なリサーチ方法に関する参考文献の一例：
 - ①西野喜一『法律文献学入門』（成文堂・2002）1890 円
 - ②指宿信ほか監修・いしかわまりこ／村井のり子／藤井康子著『リーガル・リサーチ』（日本評論社・2003）1400 円
 - ③弥永真生『法律学習マニュアル〔第2版〕』（有斐閣・2005）2000 円
- 5 その他
- 6 質疑応答
- 7 新入生既修者（5 名）向け補足説明（新入生 1 年次学生は退席）

（出典：学務資料）

資料 7-1-1-D 2年次生ガイダンス

2007 年度 2年次生ガイダンス

4月6日（金）10時00分～
第2講義室

1 はじめに

2 学務関係ガイダンス

- (1) 大学院実務法学研究科の履修について（新便覧では5頁以下）
※新便覧では入学年度により適用されるルールが異なっているので注意！
※追試験・再試験について（変更あり！）
- (2) 新カリキュラムと旧カリキュラムの相違について（→混乱のないよう注意すること）
- (3) クラス分けについて
- (4) 選択科目・選択必修科目の履修について
 - ①時間割と履修全般について
 - ②キャップ制に注意
- (5) 集中講義について
 - ①キャップ制との関係
 - ②開講形式・スケジュールについて
- (6) 個人情報保護について
- (7) 新司法試験について
- (8) アドバイザーの一部変更について
- (9) ネームプレートの着用について

3 施設・備品等の利用について

- (1) 研究室代表・副代表の選出について
※研究室ごとに①代表者1名、②副代表者1名、をそれぞれ選出し、4月13日までに報告すること（報告先：丹羽学務委員長まで）
- (2) 研究室の使用方法について
- (3) コピー・プリンタの使用
※今年度の1人あたり年間利用枚数（コピー、ライブラリプリンタ）については米野さんの指示に従うこと
- (4) 学生アンケートの閲覧について
- (5) 法学部資料室・ローライブラリーの利用マナー低下について

4 アナウンス：「新入生歓迎特別講演会」について

4月10日（火）13:00 ～ 法学部 A331 講義室

〔講演者〕

◆第一部（13時～）：新潟地方裁判所長 加藤 新太郎氏

◆第二部（15時～）：新潟地検検事正 幕田 英雄氏

※通知はTKCのお知らせ欄を利用して行うが、同時にB棟1Fの掲示板も常にチェックするように注意すること。

（出典：学務資料）

資料 7-1-1-E 3年次生ガイダンス

2007 年度 3年次生ガイダンス

4月9日（月）10時00分～
第1講義室

1 はじめに

2 学務関係ガイダンス

(1) 今年度の学生便覧と新カリキュラムについて

※新便覧では入学年度により参照すべき箇所が異なる場合があるので注意！

3年次生には新カリキュラムが適用されず、旧カリキュラムのまま

(2) 修了要件・履修要件の確認

(3) 追試験・再試験について（ルールの変更あり！）

(4) クラス分けについて（3年次科目ではクラス分けなし）

(5) 選択科目・選択必修科目の履修について

①時間割と履修全般について

②選択必修科目について

＊「リーガルクリニックⅠ」と「同Ⅱ」→ いずれか1単位を選択する必要あり

＊「地域政策論」と「生活環境と法」→ 同様にいずれか1単位を選択する必要あり

（2006年度版学生便覧67頁の別表を参照）

③キャップ制に注意

(6) 集中講義について（確認）

①キャップ制との関係

②開講形式・スケジュールについて

(7) 個人情報保護について

(8) 新司法試験について

(9) アドバイザーの一部変更について

(10) ネームプレートの着用について

3 施設・備品等の利用について

(1) 研究室代表・副代表の選出について

※研究室ごとに、①代表者1名、②副代表者1名、をそれぞれ選出し、4月13日までに報告すること（報告先：丹羽学務委員長まで）

(2) 研究室の使用方法について

(3) コピー・プリンタの使用

※今年度の1人あたり年間利用枚数（コピー、ライブラリプリンタ）については米野さんの指示に従うこと

(4) 学生アンケートの閲覧について

(5) 法学部資料室・ローライブラリーの利用マナー低下について

4 アナウンス：「新入生歓迎特別講演会」について

4月10日（火）13:00 ～ 法学部 A331 講義室

〔講演者〕

◆第一部（13時～）：新潟地方裁判所長 加藤 新太郎氏

◆第二部（15時～）：新潟地検検事正 幕田 英雄氏

※通知はTKCのお知らせ欄を利用して行うが、同時にB棟1Fの掲示板も常にチェックするように注意すること。

（出典：学務資料）

資料 7-1-1-F 原級2年次生ガイダンス

2007年度 原級2年次生ガイダンス

4月7日(月) 16時00分～

第1講義室

1 はじめに

2 学務関係ガイダンス

(1) 今年度の学生便覧と新・旧カリキュラムについて

①新便覧では入学年度により参照すべき箇所が異なる場合があるので注意！

②新カリキュラムは2007年度新入生から適用されるので、原級生には適用されない

→ 旧カリキュラムがそのまま適用されるので注意。

③履修要件(進級のための要件)を再度確認すること(便覧5頁)。

(2) 新カリキュラムと旧カリキュラムの相違について (→ 混乱のないよう注意すること)

(3) クラス分けについて (→ クラス分けの表を参照)

(4) 選択科目・選択必修科目の履修について

(5) 追試験・再試験について(変更あり！)

(6) 履修に関するその他の注意事項

①原級留め置き(留年)にショックを受ける必要はない。長期的戦略を練ること。

②単位を取得できなかった科目を中心に基礎固めを重視すること。

③既に単位を取得した科目であっても再度、重複履修が可能(便覧12頁参照)。

よい方の成績を残す。

(7) アドバイザーの一部変更について

(8) ネームプレートの着用について

3 施設・備品等の利用について

(1) コピー・プリンタの使用

※今年度の1人あたり年間利用枚数(コピー、ライブラリプリンタ)については米野さんの指示に従うこと

(2) 法学部資料室・ローライブラリーの利用マナー低下について

4 アナウンス:「新入生歓迎特別講演会」について

4月10日(火) 13:00 ～ 法学部 A331 講義室

〔講演者〕

◆第一部(13時～):新潟地方裁判所長 加藤 新太郎氏

◆第二部(15時～):新潟地検検事正 幕田 英雄氏

※通知はTKCのお知らせ欄を利用して行うが、同時にB棟1Fの掲示板も常にチェックするように注意すること。

(出典:学務資料)

2. 定例懇談会の実施

原則として毎月1回、「学務委員会」が学生との懇談会を開催し、勉学面および生活面の問題点について意見交換を行い、履修指導を含む全般的な指導を行っている。

なお、定例懇談会の内容例としては、各科目の教授内容・方法について、ローライブラリーの利用方法について、図書・プリンタ・コピー等について、学習環境について等がある。学務委員会では、学生の意見・要望等の種類に応じて、「予算施設委員会」と連携して予算の範囲内で備品等の購入等を行い、各科目の教授内容・方法に関する学生の意見・要望等は、「学務委員会」が「FD会議」の議題として提示し、全員で解決策を検討・実施するという方法で問題解決に努めている(上記5-1-1参照)。

もっとも、学生の最近の参加人数は、以下に示すとおり少ない。その主たる原因は、上記のように、詳細なガイダンスを実施していることに加えて、後記7-1-2に記載するアドバイザー制度があり、学生の相談を受ける機会が多いことが考えられる。

資料 7-1-1-G 2006 年度定例懇談会開催状況

日 時	場 所	参加学生数
5月23日(火) 13時30分	第1講義室	4名
6月23日(金) 16時	同	3名
9月25日(火) 16時	同	0名
10月31日(火) 15時	同	3名
11月24日(金) 15時	同	3名
1月30日(火) 15時	同	1名

(出典：学務資料)

資料 7-1-1-H 定例懇談会開催通知

来る5月1日(火)4限、第1講義室にて、学務委員と学生のみなさんとの懇談会を行います。学年を問わず、どなたでも参加できます(参加は自由です)。
 ◆本「懇談会」は、授業や日常の学習に関することはもちろん、学生生活全般に関して、ひろく学生のみなさんからご意見・ご要望などを出していただき、法科大学院の運営全般の改善に役立てることを目的とするものです。どんなことでも結構ですから、ご意見・ご要望などがあればお聞かせ下さい。

(出典：教育支援システム 2007 年度「お知らせ」欄からの転載)

3. コア・カリキュラム制度

さらに、本研究科では、学生の将来の進路設計に資することを目的として、「コア・カリキュラム」制度が採用されている(上記2-1-1参照)。こうしたカリキュラムにしたがって選択科目を履修することにより、各学生が将来の進路にふさわしい系統的な科目履修を行うことを可能としている。

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

（基準 7-1-2 に係る状況）

1. 「オフィスアワー」制度

本研究科では、学生支援体制を強化するという観点から、毎週1回学生と面談し、学生の個別の授業内容に関する理解度の確認や個別授業科目の学習方法に関する指導を行うことを目的とした「オフィスアワー」制度を採用し、運用している。各教員のオフィスアワーの曜日・時間帯、面談時間等については、教育支援システム（TKC）に掲載するという方法で学生に対して周知している。

また、指定されているオフィスアワー以外の曜日・時間帯においても学生が教員にアポイントメントをとることにより自由に面談できる体制が確立され、運用されている。

【解釈指針 7-1-2-1】

なお、学生との面談は、教員の研究室で行うのが原則である。オフィスアワー制度の趣旨からして文献等の各種資料が所在する研究室での面談が適しているからである。ただし、面談が有効に行われるように配慮した時間設定、ドアに面談中である旨の表示を行う等環境整備に努めている。【解釈指針 7-1-1-2】

資料 7-1-2-A 各教員のオフィスアワー一覧

教員氏名	面会可能曜日・時間		備考
嶋崎 健太郎	水	14:40～15:40	
吉田 正之	水	14:40～16:10	
鯉越 溢弘	水	14:30～15:30	事前にメールで予約すること。
石崎 誠也	金	11:00～12:45	
西野 喜一	水	14:30～16:00	
田中 幸弘	水	13:30～15:30	
岩寄 勝成	金	14:30～15:30	
鶴巻 克恕	火	14:30～16:00	事前にメールで予約すること。
味岡 申宰	月	16:00～17:30	事前にメールで予約すること。
鈴木 俊	水	16:00～17:00	
椿 剛志	月	15:00～16:30	
近藤 明彦	火	12:00～13:00	左記以外にも面会可の場合あり。 事前にメールで予約すること。
平 哲也	月	12:00～13:00	事前にメールで予約すること。
丹羽 正夫	月	16:30～17:30	
神戸 秀彦	月	12:00～13:00	
南方 暁	月	12:00～13:00	
山崎 公士	火	18:00～19:00	
下井 康史	水	11:50～12:50	
山田 剛志	木	11:55～12:55	左記のうちいずれでも可
	金	14:30～15:30	
四ッ谷 有喜	月	15:00～16:00	事前にメールで予約すること。
本間 一也	*火	17:00～18:00	*第3火曜日を除く。 事前にメールで予約すること。
中村 哲也	水	12:00～13:00	
澤田 克己	水	14:40～15:40	
國谷 知史	水	14:30～16:00	
駒宮 史博	水	13:00～14:30	
田村 秀	木	12:00～13:00	
松本 英美	火	12:00～13:00	
成嶋 隆	木	12:30～13:30	事前にメールで予約すること。
加藤 智章	火	18:00～19:00	事前にメールで予約すること。

(出典：学務資料)

2. 「アドバイザー」制度

さらに、学生1名に専任教員1名をアドバイザーとして指定し、学習面全般だけでなく、進路や日常生活面に関する相談に幅広く応じることを目的とした「アドバイザー」制度を採用し、運用している。アドバイザーは、当該学生を原則として大学院入学時から修了時まで担任し、学習面全般だけでなく、進路や日常生活面に関する学生の相談に幅広く応じている。各アドバイザーは、面談内容に応じて、「学務委員会」、「保健管理センター」等と連携して、学生の指導にあたる体制が確立され、運用されている。

なお、アドバイザーに対する相談例としては、法律学の特色と学習方法について、法曹としての資質・能力について、奨学金について、答案の書き方について、判例の読み方について、進路について等がある。

3. 定例懇談会の実施

原則として毎月1回、「学務委員会」が学生との懇談会を開催し、勉学面および生活面の問題点について意見交換を行い、履修指導を含む全般的な指導を行っている（上記7-1-1参照）。

4. 機能分担

以上のように、学務委員会、オフィスアワー制、アドバイザー制は、学生支援体制にそれぞれ連携して関与することになるが、それぞれの役割分担をまとめると以下のようになる。

資料 7-1-2-B 学生支援の機能分担

	管 轄 事 項
学務委員会	① 学生支援一般の運営・責任主体 ② 主として、カリキュラム履修に関する相談対応
オフィスアワー制	① 個別の授業内容の理解度の確認 ② 個別授業科目の学習方法の指導
アドバイザー制	① 学習面全般に関する相談対応 ② 進路や日常生活面に関する学生の相談対応

（出典：『新潟大学大学院実務法学研究科学生便覧 2007（平成19）年度』17頁）

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-1-3 に係る状況）

本研究科では、現在、専任教員および非常勤講師で全授業を運営する体制が採られており、ローライブラリに助手1名を配置している（後記 10-3-1 参照）。しかし、十分な教育を行うには、非常勤講師を含む各種の教育補助者による学習支援体制の確立・強化が今後の課題である。さしあたり、平成20年度は、「TA（ティーチングアシスタント）」および「RA（リサーチアシスタント）」制度を活用し、教育補助体制の整備に努める。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 経済的支援体制

本研究科では、新潟県弁護士会の「法科大学院特別委員会」および「新潟大学法科大学院後援会」の協力を得て、平成 19 年度からの運用を目ざして独自の奨学金制度を創設した。【解釈指針 7-2-1-1】

本奨学金制度は、資料 7-2-1-A に示すように、一定期間弁護士過疎地域での勤務を条件とした返還免除を認めることにより、本研究科が主たる養成対象としている「地域に生きる法曹」の着実な養成に資することを目的としている点に特色がある。なお、運用の開始は、平成 19 年度第 2 学期からを予定している。

資料 7-2-1-A 独自の奨学金制度

新潟大学大学院実務法学研究科奨学規程（案） （抜粋）

(趣旨)

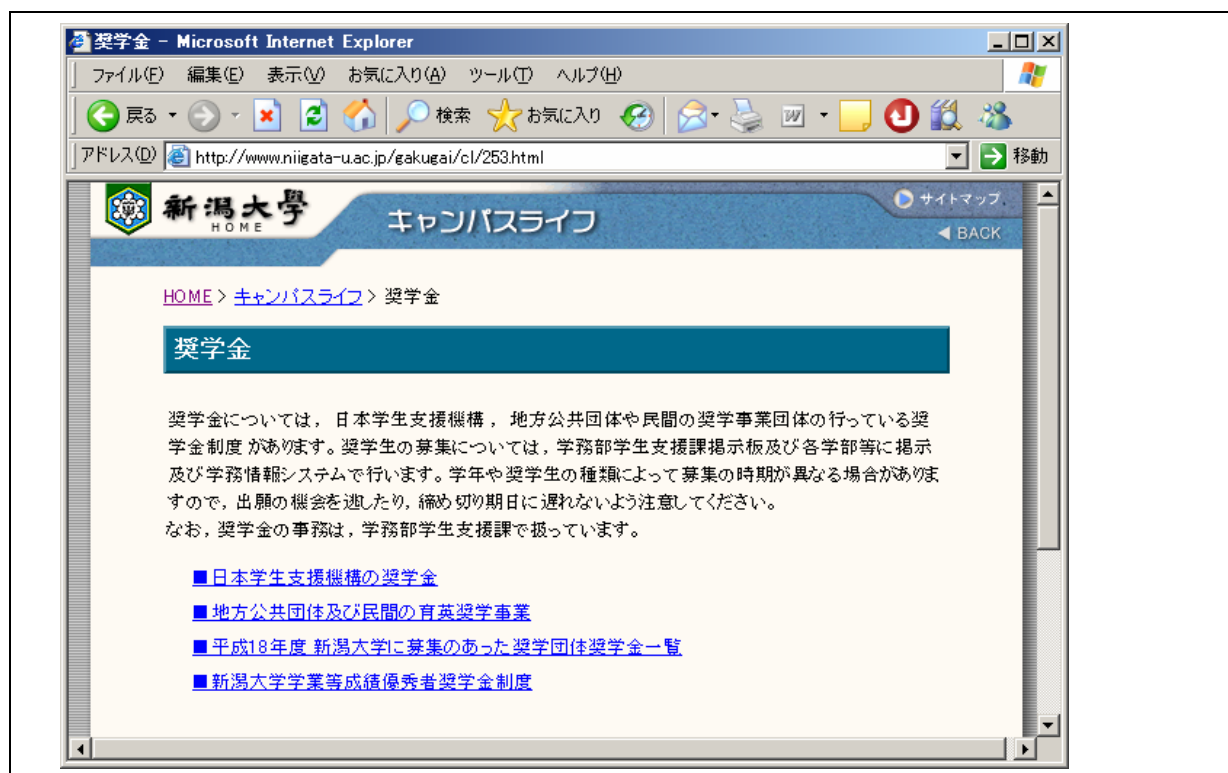
第 1 条 新潟大学大学院実務法学研究科（以下、「研究科」という。）は、学生の修学を支援するため、新潟大学法科大学院後援会（以下、「後援会」という。）の協力を得て、新潟大学法科大学院奨学金（以下、「奨学金」という。）に充てるために、新潟大学に寄附された金銭、返還された奨学金その他の金銭をもって研究科学生に対して奨学金を貸与する。

(返還免除)

第 19 条 奨学生であった者が弁護士となった後、一定年数以上過疎地域で勤務した場合には、その年数に応じて全部又は一部の返還を免除する。

また、学生には、ホームページなどで日本学生支援機構の奨学金をはじめとする各種団体の奨学金の情報を知らせ、応募の紹介等を行っている。【解釈指針 7-2-1-1】

資料 7-2-1-B 在学生向ホームページ 奨学金のページ



資料 7-2-1-C 日本学生支援機構奨学金採用状況（実務法学研究科学生）

	申請者数	採用者数	奨学生数
平成 16 年度	39	39	39
平成 17 年度	56	53	92
平成 18 年度	75	50	125

(出典：学務資料)

さらに、学生は、本学の「授業料等免除及び徴収猶予」制度を利用することが可能である。なお、授業料等の免除および徴収猶予は、「国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程」および「国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予対象者選考基準」に基づいて決定されている。

資料 7-2-1-D 新潟大学における授業料等免除及び猶予について

○国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程（抜粋）

平成16年4月1日
規程第119号

(趣旨)

第1条 新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第79条第2項及び新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第46条の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予並びに学則第90条の規定に基づく寄宿料の免除(以下「授業料の免除等」という。)については、この規程の定めるところによる。

国立大学法人新潟大学授業料免除及び徴収猶予対象者選考基準 (抜粋)

平成 16 年 4 月 22 日
新潟大学学生委員会決定

(趣旨)

1 この基準は、新潟大学における授業料の免除及び徴収猶予の対象者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

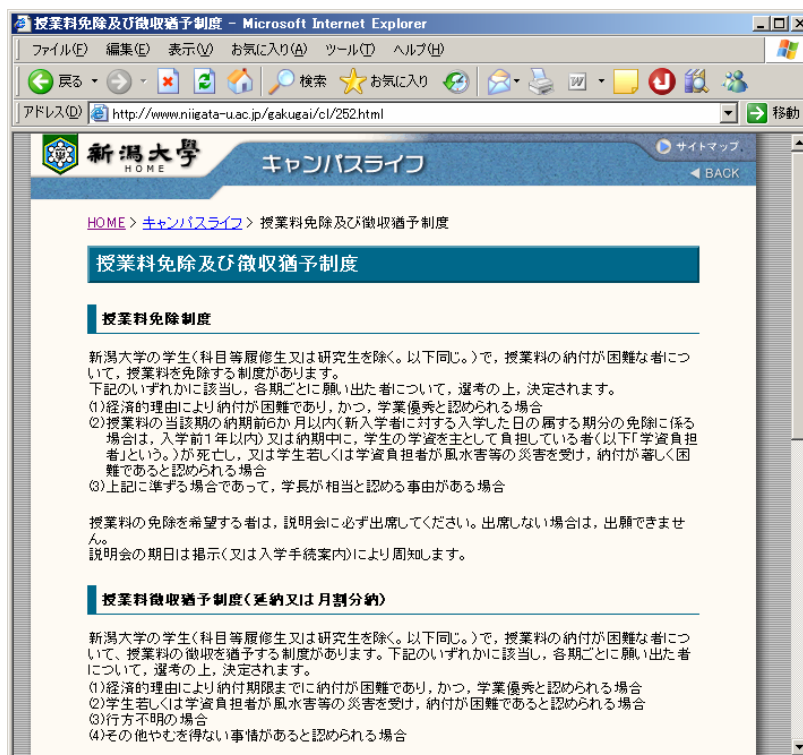
(免除及び徴収猶予の適格者)

2 授業料の免除及び徴収猶予の適格者は、次の各号に定める者とする。

(1) 経済的理由による授業料の免除及び徴収猶予の適格者は、次項又は第4項及び第5項又は第6項に該当する者とする。

(2) 経済的理由以外の理由による授業料の免除及び徴収猶予の適格者は、次項に該当する者とする。

資料 7-2-1-E 在学生向け授業料免除のホームページ



資料 7-2-1-F 授業料免除申請・許可状況 (実務法学研究科学生)

		申請者	全額免除	半額免除	不許可	備考
平成 16 年度	前期	10	1	4	5	
	後期	5	1	3	1	
平成 17 年度	前期	20	2	9	9	※この他に被災による全額免除 1
	後期	16	1	11	4	
平成 18 年度	前期	25	0	13	12	
	後期	13	1	8	4	

(出典：学務資料)

2. 修学・生活支援体制

学生支援体制を強化するという観点から、学習面全般だけでなく、進路や日常生活面に関する学生の相談に幅広く応じることを目的として「アドバイザー」制度を採用している。また、「学務委員会」が学生との懇談会を開催し、勉学面および生活面の問題点について意見交換を行い、履修指導を含む全般的な指導を行っている（上記7-1-2参照）。さらに、学生の各種ハラスメント相談に応じるために、「セクシャルハラスメント防止・対策委員会」（女性教員を含む専任教員3名で構成）を設置しており、また本学の「保健管理センター」と連携して、学生の健康相談に応ずる体制も整備されている。【解釈指針7-2-1-2】

7－3 障害のある学生に対する支援

基準 7－3－1

身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準 7－3－1 に係る状況）

本研究科では，身体に障害を持つ者に対しても，等しく受験の機会を確保し，障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応ができる体制が整備されている。【解釈指針 7－3－1】

具体的には，身体に障害を有する志願者に対して受験上および修学上の配慮を行うために事前相談を行う機会の設定《別添資料 3『平成 19 年度新潟大学大学院実務法学研究科学生募集要項』9 頁参照》，身体に障害を持つ学生の修学に必要な基本的な施設及び設備（バリアフリー，点字ブロック，身障者用駐車スペース・トイレ等）がすでになされている。【解釈指針 7－3－1－2】

さらに，身体に障害を持つ学生に対して「学務委員会」が中心となって障害の種類・程度に応じた修学上の支援（特別支援員の配置等），特別措置を認める等相当な配慮を行う体制はすでに整備されている。【解釈指針 7－3－1－3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であることから、在学生は全員が法曹志望である。しかし、社会情勢の変化、司法制度改革の動向を踏まえると、今後は、「法廷実務家」としての法曹だけではなく、法律家としての基本的素養を身につけ、企業や官公庁をはじめとする社会の各分野で十分な法的サービスを提供できる法曹も求められることから、本研究科では、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言を行うべく、専任教員3名（実務家教員も含む）から構成される「キャリアアップ委員会」を設置している（なお、委員会の規程、議事録は存在しない）。【解釈指針 7-4-1-1】

同委員会の従来活動としては、主として情報収集に基づく、修了生・在学生に対する情報提供等がある。情報収集の例として、企業法務部に対する法曹資格を有しない法務博士の需要調査、新司法試験合格者数をめぐる動向調査、地域弁護士会に対する新人弁護士需要調査等がある。

さらに、法曹三者の長による定例講演会（毎年4月に実施）、裁判所、検察庁等の施設訪問（例年7月に実施）等を通じて、各学生がめざす進路の選択ができるように配慮している。

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科では、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念し、教育課程上の十分な成果をあげられるようにするために、入学前後のガイダンスの充実、事前予約を前提に原則として常時面談可能とするオフィスアワー制度・アドバイザー制度の採用、研究科独自の奨学金制度の導入など手篤い学生支援体制を整備し、また現実にも十分に機能している。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8－1 教員の資格と評価

基準8－1－1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8－1－1に係る状況）

本研究科では、教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式3）から明らかなように、本研究科および専攻の種類および規模（入学定員60名）に応じ、教育上必要な教員が置かれている。本研究科における専任教員の現員は、33名（教授24名、准教授9名）である。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

1. 本研究科における専任教員の現員は、33 名（教授 24 名、准教授 9 名）である（上記 8-1-1 参照）が、その構成は、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 23 名：専攻分野について、高度の技術・技能を有する者または専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 10 名である（資料 8-1-2-A、同 8-1-2-B、同 8-1-2-C 参照。さらに、別紙様式 3「教員一覧」および「教員分類別内訳」、別紙様式 4「科目別専任教員数一覧」も参照）。

なお、本研究科における上記専任教員の現員数 33 名には、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員は含まれていない。【解釈指針 8-1-2-3】、【同 8-1-2-4】

2. 教員の教育上または研究上の業績、その専門知識を活かした学外での公的活動や社会貢献活動については、新潟大学ホームページの「研究者総覧」に記載されるとともに、「新潟大学法学会」機関誌『法政理論』（発行部数 800：配布先：国内大学法学部を中心に 300 弱）の年度末発行号「雑報欄」に教員の 1 年間の教育・研究活動として掲載されている。【解釈指針 8-1-1・2-1】、【同 8-1-2-2】

3. もっとも、こうした情報をホームページおよびパンフレット等の他の媒体を用いて公表する点では、特に非常勤講師に関する情報が不十分であったことから、本研究科ホームページに上記情報を適宜記載することになっている。

資料 8-1-2-A 法律基本科目担当教員数

	憲 法	行政法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
教 授	2	1	3	1	1	2	2
准教授	0	0	2	1	0	0	0
計	2	1	5	2	1	2	2

(出典：学務資料)

資料 8-1-2-B 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目担当教員数

	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
教 授	7	7	16
准教授	3	3	4
計	10	10	20

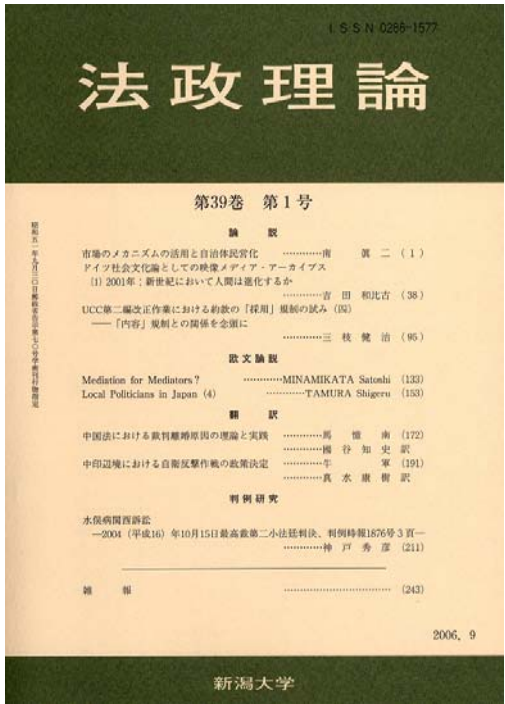
(出典：学務資料)

資料 8-1-2-C 実務家教員数

	弁護士	検察官	企業法務	官公庁
教授	3	1	1	2
准教授	3	0	0	0
計	6	1	1	2

(出典：学務資料)

資料 8-1-2-D 機関紙「法政理論」



(出典：法政理論 第 39 巻 第 1 号 表紙)

243	雑 報
学会関係記事	
1 法学会研究会	
2005年／	
6月17日 第242回研究会	韓 華 氏 (中国・北京大学国際関係学院助教授)
	「中印関係—現状と動向」
7月27日 第243回研究会	呉 強 会員 (新潟大学法学部助教授)
	「中国のエネルギー輸入問題について」
7月28日 第244回研究会	熊谷 卓 氏 (新潟国際情報大学情報文化学科助教授)
	「対テロ戦争と人権—合衆国国内裁判所におけるグアンタナモの被拘束者に対する国際人権法の適用可能性」
9月2日 第245回研究会	Russell Brown 氏 (カナダ・アルバータ大学法学部助教授)
	「Trends in Anglo-American Tort Law and the Case of Auditor's Liability」
9月14日 第246回研究会	石川 敏行 氏 (中央大学法科大学院教授)
	「新司法試験・法科大学院時代における行政法」
9月22日 第247回研究会	張 守文 氏 (中国・北京大学法学院教授)
	「中国経済法の理論問題」
9月28日 第248回研究会	南 眞二 会員 (新潟大学法学部教授)

(出典：法政理論 第 39 巻 1 号 P243)

「環境影響評価の現状と今後の課題—戦略的環境アセスメントへの取り組み」

9月28日 第249回研究会

牛 軍 氏（中国・北京大学国際関係学院教授）

「中印国境紛争と中国の政策決定」

12月6日 第250回研究会

ビシェツ・マオラノン 会員（新潟大学法学部助教授）

「Judicial Activism for Social Justice in a Civil-Law State
—How the Thai Courts could enforce the Customary
Rights of Commons in the Constitution」

12月12日 第251回研究会

シンポジウム「離婚に伴う諸問題—日本と中国における法的
対応」

馬 憶南 氏（中国・北京大学法学院助教授）

「中国における裁判離婚の離婚原因について」

南方 暁 会員（新潟大学大学院実務法学研究科教授）

「日本における離婚原因に関する論点について」

羅 勝華 氏（中国・国家法官学院講師）

「私法自治と国家強制—中国法廷離婚原因の変遷について」

会員の研究動向（2005年4月から2005年3月の間の研究活動）

会員の研究動向については以下のように分類した。

- (1) 研究発表
- (2) 研究論文・著作・翻訳等
- (3) 論説・小論文・書評等
- (4) 公開講座・市民講座・講演等
- (5) 他の大学・大学院等への集中講義
- (6) 学外の公的・私的審議会委員等
- (7) 外国研修（長期・短期、公費・私費も含む）

○ 齊藤 博

- (1) ①国際セミナー「知的財産法及び関連領域の教育方法と教材」で司会を務める。（専修大学6号館国際会議場、12月） ②知的財産に関する国際研究大会の「試作教材の発表」部門で司会を務める。（専修大学7号館731教室、12月） ③教育方法に関する勉強会「知的財産法及び関連領域の教育方法」で司会を務める。（専修大学6号館国際会議場、2006年2月） ④国際セミナー「知的財産に関する教育の在り方」で司会を務める。（専修大学7号館731教室、2006年2月）
- (2) ①“Japanese Copyright Law Writings Honour of Gerhard Schricker” (Editors: C. Heath, P. Ganeva and H. Saito, Kluwer Law, 6月) ②「著作権法制の特性と課題」(ジュリスト1293号、7月) ③「著作権の制限又は例外に関する一考察（その1）（その2・完）」(知財管理55巻9号、10号、8・9月) ④判例批評「名誉毀損の成否が問題となっている法的な見解の表明と意見ないし論評の表明」(民商法報雑誌132巻6号)
- (3) ①報告書「公貸権制度に関する調査・研究」中、2章「EC—閣僚

（出典：法政理論 第39巻1号 P244・P245）

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8-1-3 に係る状況）

本学では、学則（平成 16 年学則第 1 号）第 10 条に基づき、学部教育および大学院教育を主として担当する専任教員から構成される「教育研究院」が設置されている（資料 8-1-3-A）。同院には 3 つの「学系」および 16 の「系列」が置かれ（新潟大学教育研究院規則第 2 条）、同院の教員はいずれかの「学系」に所属し、その専攻分野に応じて当該「学系」の一つの「系列」の構成員となっている（同規則第 3 条）。本研究科の専任教員は、「人文社会・教育科学系」の「地域社会実務系列」または「地域社会支援系列」に所属している。

資料 8-1-3-A 新潟大学の教育研究院について

○新潟大学学則 （抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日
学則第 1 号

- 第 10 条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。
- 2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。
- 3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。
- (1) 人文社会・教育科学系
 - (2) 自然科学系
 - (3) 医歯学系
 - 4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

○新潟大学教育研究院規則 （抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 8 号

（組織）

第 2 条 教育研究院に置く学系及び系列は、次のとおりとする。

学系	系列
人文社会・教育科学系	人間科学形成系列
	実践教育学系列
	比較社会文化系列
	現代文化学系列
	地域社会支援系列
	地域社会実務系列

（教員の所属）

第 3 条 教育研究院の教員は、いずれかの学系に所属し、その専攻分野に応じ、当該学系の一つの系列の構成員となる。

したがって、本研究科における教員採用および昇任手続は、同院規則第17条に基づき資料8-1-3-Bのように行われる。

資料8-1-3-B 教員の選考について

○新潟大学教育研究院規則 (抜粋)

平成16年4月1日
規則第8号

(教員の選考)

第17条 教育研究院の教員の選考は、学系教授会議において行う。

2 学系教授会議は、前項の選考を行うときは、当該教員選考の方針を定め、その都度教員選考委員会を設置するものとする。

3 教員選考委員会は、次に掲げる者をもって組織するものとする。

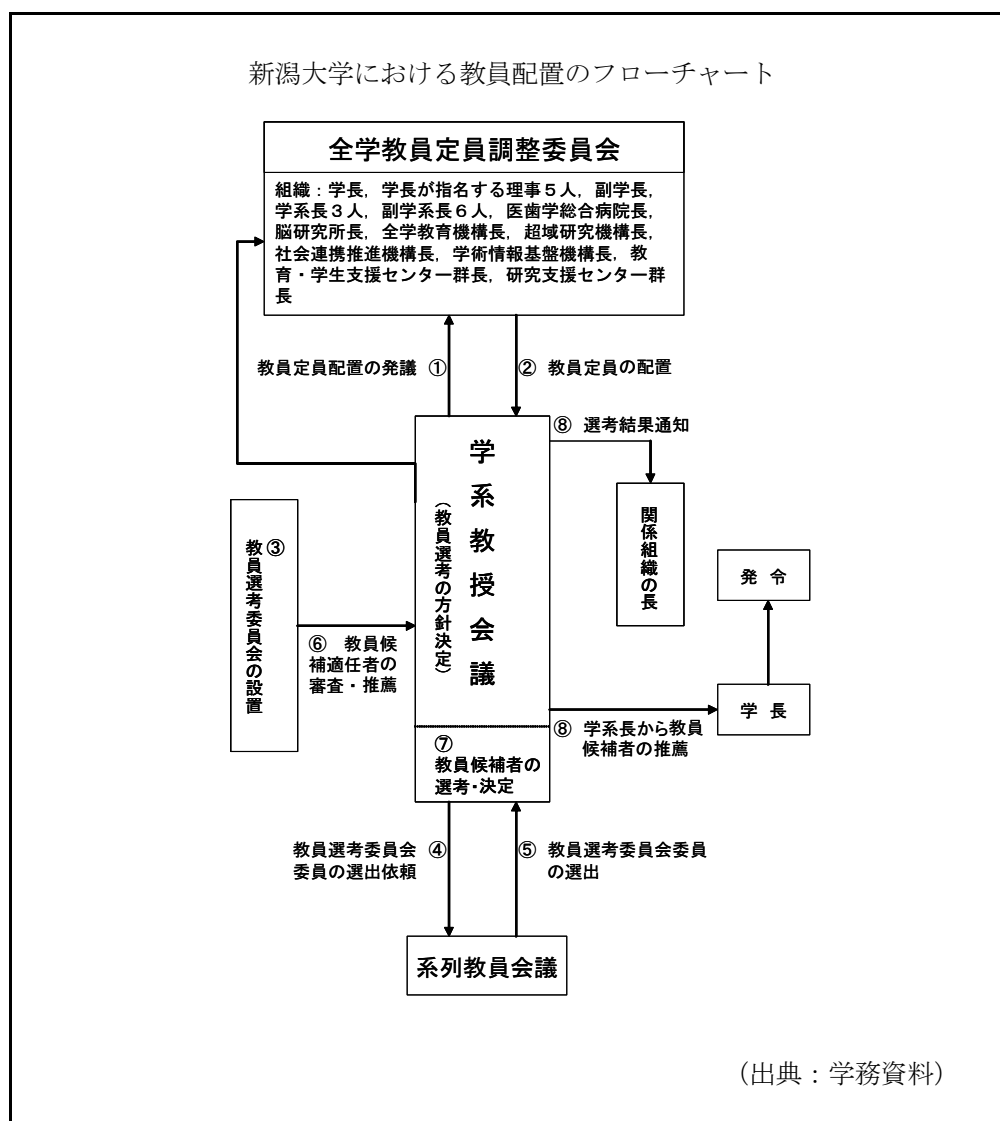
(1) 選考しようとする教員の専攻分野に最も関係する系列（以下「関係系列」という。）の系列長

(2) 関係系列から選出された教員 4人

(3) 当該学系の関係系列以外の系列から選出された教員 4人

本研究科の専任教員の選考は、「人文社会・教育科学系教授会議」において行われる。同教授会議は、「教員選考委員会」を設置する。同委員会は、「選考しようとする教員の専攻分野に最も関係する系列の系列長」、「関係系列から選出された教員4人」、「関係系列以外の系列から選出された教員4人」から構成される。同委員会は、学系教授会議の当該教員選考の方針に従い、教員を原則として公募し、教員候補適任者を審査・決定して、学系教授会議へ推薦する。学系教授会議は、同委員会から推薦のあった教員候補適任者について選考を行い、教員候補者を決定する。学系長は、決定された教員候補者を学長に推薦する。

資料 8-1-3-C 教員配置のフローチャート



資料 8-1-3-D 教員募集・採用について

国立大学法人新潟大学職員任免規程 (抜粋)

第2章 募集・採用

(大学教育職員の採用の方法)

第6条 大学教育職員の採用は、選考によるものとし、公募を原則とする。

2 前項の選考は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第14条から第17条までに規定する教員の資格を基準とし、所属組織に応じて別表第2に定める審議機関等(以下「審議機関等」という。)の議に基づき学長が行う。

3 前項の審議機関等の審議において、当該大学教育職員の所属組織の長(教育研究院に所属する者にあつては各学系長を、医歯学総合病院に所属する者にあつては医歯学総合病院長を、脳研究所に所属する者にあつては脳研究所長を、全学教育機構に所属する者にあつては全学教育機構長を、超域研究機構に所属する者にあつては超域研究機構長を、積雪地域災害研究センター、地域共同研究センター及び社会連携研究センターに所属する者にあつては社会連携推進機構長を、総合情報処理センターに所属する者にあつては学術情報基盤機構長を、保健管理センター及びキャリアセンターに所属する者にあつては教育・学生支援センター群長を、アイソトープ総合センター及び機器分析センターに所属する者にあつては研究支援センター群長を、企画戦略本部(評価センター及び東京事務所を含む。)、入学センター、大学教育開発研究センター、国際センター及び広報センターに所属する者にあつては学長をいう。以下同じ。)は、本学の大学教育職員人事の方針を踏まえ、当該審議機関等に対して意見を述べることができる。

別表第2(第6条, 第13条関係)

所 属 組 織	審 議 機 関 等
教育研究院	各学系教授会議
医歯学総合病院	病院管理運営委員会
脳研究所	教授会
超域研究機構	超域研究機構運営委員会
保健管理センター, 積雪地域災害研究センター, 地域共同研究センター, 社会連携研究センター, 総合情報処理センター, キャリアセンター, アイソトープ総合センター, 機器分析センター	各センター運営委員会
全学教育機構, 企画戦略本部(評価センター及び東京事務所を含む), 入学センター, 大学教育開発研究センター, 国際センター, 広報センター	長が設置する教員選考委員会

なお、非常勤講師の任用は、各部局の任用申請に基づき、「新潟大学非常勤講師審査委員会」の審査によって決定される。

資料 8-1-3-E 非常勤講師任用審査委員会要領

○新潟大学非常勤講師任用審査委員会要項

平成 17 年 8 月 9 日
学長裁定

(趣旨)

第 1 この要項は、非常勤講師の任用に関する原則(新潟大学大学教育委員会決定)に基づき、新潟大学における非常勤講師の任用審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の設置)

第 2 授業科目を担当する非常勤講師の任用について審査を行うため、非常勤講師任用審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(業務)

第 3 審査委員会は、新潟大学大学教育委員会(以下「大学教育委員会」という。)の諮問を受けて、次に掲げる業務を行う。

- 1) 各学部、各研究科及びその他の組織等から非常勤講師が担当する授業科目として開設要請のあった授業科目にかかる非常勤講師の任用に関する審査
- 2) 前号の審査結果の大学教育委員会への報告

(組織)

第 4 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 1) 全学教育機構長
- 2) 全学教育機構副機構長
- 3) 全学教育機構授業科目開設部門長
- 4) 大学教育委員会委員長が各学系から指名する教員 各 2 人

(任期)

第 5 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 6 審査委員会に委員長を置く。

委員長は、委員の互選による。

委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 8 委員長が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第 9 この要項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成 17 年 8 月 9 日から実施する。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

入学定員60名である本研究科における専任教員の現員は、33名（教授24名：准教授9名）であり、同数には他の学部・大学院（修士課程）の専任教員は含まれていない。

【解釈指針8-2-1-1】、【同8-2-1-2】

このように、専門職大学院設置基準上定められている数を超えて専任教員を配置したのは、まさに本研究科の教育理念・目的を実現するうえで必要と考えたからである。【解釈指針8-2-1-5】

また、上記資料8-1-2-A以下（別紙様式3および同4をも参照）に示すとおり、法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。

【解釈指針8-2-1-3】

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準8-2-2に係る状況）

本研究科では、教員一覧（別紙様式3）、授業科目別専任教員一覧（別紙様式4）および上記資料8-1-2-A以下の表から明らかなように、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべてのカテゴリーに、本研究科の理念や教育目的（上記1-1-1参照）に応じた専任教員を配置し、しかも専任教員の年齢構成にも著しい偏りはなく、バランスのとれたものになっている。【解釈指針8-2-2-1】、【同8-2-2-2】

資料8-2-2-A 専任教員の年齢構成

	30代	40代	50代	60代	総計
教授		7	15	2	24
准教授	4	5			9
計	4	12	15	2	33

（出典：学務資料）

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8-3-1 に係る状況）

本研究科における専任の「実務家教員（おおむね 5 年以上の実務経験を有する狭義の法曹または専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務経験を有する教員）」は、教員一覧（別紙様式 3）から明らかなように 10 名であり、いわゆる「みなし専任教員」は配置されていない。【解釈指針 8-3-1-2】

また、こうした「実務家教員」は、教員一覧（別紙様式 3）から明らかなように、その実務経験と密接な関連を有する授業科目を担当している。【解釈指針 8-3-1-1】

資料 8-3-1-A 実務家教員

	弁護士	検察官	企業法務	官公庁
教授	3	1	1	2
准教授	3	0	0	0
計	6	1	1	2

（出典：学務資料）

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8-3-2 に係る状況）

上記 8-3-1 で述べたように、本研究科における専任の「実務家教員」は 10 名であり、その内の 7 名が狭義の法曹としての実務経験を有する教員である（その内訳は、弁護士 6 名、検察官 1 名である）。したがって、本研究科では、「実務家教員」全体に占める狭義の法曹としての実務経験を有する教員の割合は 70% である。

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

（基準 8-4-1 に係る状況）

本研究科における「教育上主要と認められる授業科目」をあえて特定すれば、必修科目（選択必修をも含む）ということになろう。必修（または選択必修）科目として、法律基本科目群 27 科目、実務基礎科目群 7 科目、基礎法学・隣接科目群 4 科目、展開・先端科目群 9 科目を開講している（上記 2-1-2 参照）が、教員一覧（別紙様式 3）から明らかなように、全必修（または選択必修）科目 47 科目のうち、基礎法学・隣接科目群に属する「正義論」、展開・先端科目群に属する「倒産処理法」（いずれも非常勤講師担当）の 2 科目を除いて、45 科目に専任教員を配置している。【解釈指針 8-4-1-1】

また、選択科目として、法律基本科目群 1 科目、実務基礎科目群 2 科目、基礎法学・隣接科目群 10 科目、展開・先端科目群 16 科目を開講している（上記 2-1-2 参照）が、「経営実態論」、「登記実務と法」、「生命倫理学」、「職業生活と法」（いずれも兼任教員または非常勤講師担当）の 4 科目を除いて、すべて専任教員が配置されている。

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8-5-1 に係る状況）

本研究科における専任教員は、本研究科の授業のみを担当する教員、本研究科の授業に加えて法学部等の学部および大学院現代社会文化研究科の授業を担当する教員に大別される。したがって、専任教員の授業負担は、教員ごとに異なっている。また、高度専門職業人としての法曹養成に特化した専門職大学院である本研究科では、その性質上、担当授業科目が、いわゆる「六法系科目」である専任教員の授業負担は、その他の授業科目を担当する専任教員の授業負担よりも多くなっている。

本研究科の全専任教員の授業負担は、教員一覧（別紙様式 3）に示すとおりである。本研究科の授業科目について、教員一人当たりの年間授業負担は、複数の教員が同一の授業科目を分担する「オムニバス方式」の授業、さらに複数の教員が同一の授業科目を（毎回又は複数回）共同で担当する「共同方式」の授業を含めて、最大で 10.7 単位である。

なお、上記 3-1-2 で述べたとおり、今年度は、諸般の事情から講義科目について 1 クラス体制で行わざるを得ないという事情から、全体的な授業負担は昨年度よりも減少している。しかし、今年度に関する限り、本研究科の授業に加えて法学部・大学院現代社会文化研究科の授業などを担当する教員のうち 11 名が、【解釈指針 8-5-1-1】で示されている年間 20 単位を超える負担（最高 29.1 単位）となっている【解釈指針 8-5-1-1】。その主たる理由は、主指導教授として研究指導を担当する学生が今年度新たに入学したことから、大学院現代社会文化研究科の授業科目（「課題研究」、「特定研究」）が開講されたことにある。

現在、新カリキュラムを立案中の法学部と教員の授業負担バランスを図る観点から専任教員の新採用および現専任教員の相互配置換え案を含めて人事計画に関する協議を行っている。しかし、教員の授業負担問題は、本研究科だけで対応できる問題ではないことから、大学院現代社会文化研究科とも連携・協力しながら、人文社会教育科学系（上記 8-1-3 参照）全体で対応する予定である。

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－5－2 に係る状況）

本研究科では、現状において、いわゆる「サバティカル」制度が採用されているわけではない。また、法科大学院制度が動き出して間もない時期であることに加えて、その教育内容・方法も従来にない新しいものが求められていることから、全専任教員が法科大学院教育に精力的に取り組む、授業準備および運営、さらに FD 活動のために全専任教員が相当長時間を割いているのが実状である。また、現状では、一部の教員の授業負担が多くなっている（上記 8－5－1 参照）。

しかし、本研究科では、セメスター制度のもとで専任教員がどちらかのセメスターに集中した研究時間を設定することができるよう可能な限り配慮するよう努めており、平成 18 年度は 1 名が 1 年間国内研修を、平成 19 年度は 1 名が半年間海外研修を行っている。

今後、授業負担の適正化に努め、法科大学院制度の運用状況がある程度落ち着いた段階で、上記基準に見合う制度を導入したいと考えている。そこで、上記 8－5－1 で述べたように、現在法学部と行っている人事計画に関する協議に際し、いわゆる「サバティカル」制度の創設を視野に入れて検討している段階である。

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

本研究科では、専任教員の教育・研究上の職務を補助するための職員として、現在、事務組織を別とすれば、法律学および法情報調査の基本的な素養を備えた助手 1 名が配置されているだけである。なお、助手の職務内容は、大別すると、①本研究科教育補助業務と、附属地域法実務センター（上記 5－1－1）の運営補助業務がある。①の主要業務としては、ローライブラリーの管理、教育支援システム管理、授業用教材・教育機器の準備、配布・配置、ホームページの管理等があり、②の主要な業務としては、同センター運営委員会補助、法律相談受付・広報等がある。

しかし、教授 24 名、准教授 9 名の教育および研究上の職務を補助する上で、1 名の助手しか配置されていないという状況は必ずしも十分なものとはいえない。したがって、今後は、「TA（ティーチングアシスタント）」および「RA（リサーチアシスタント）」制度など活用により、教育補助体制の整備に努める。

2 優れた点及び改善を要する点等

本研究科の授業のみを担当する専任教員でみる限り、担当総授業単位数は必ずしも多くはない。しかし、専門職大学院としての法科大学院における教育の性質上、授業時間以外に文章の添削、課題の採点、授業準備、オフィスアワー等に多くの時間を割かざるを得ない現状を前提とすれば、専任教員の授業負担を軽減化し研究時間の確保を図る必要性はきわめて大きいといえる。

また、本研究科では、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるような体制は現状では整備されていないことから、法科大学院制度の運用状況がある程度落ち着いた段階で上記基準に見合う制度を導入したいと考え、検討を行っている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本研究科は、既存の学部および研究科から組織上完全に独立した、「独立大学院」であり、研究科長が置かれている。【解釈指針9-1-1-2】

したがって、本研究科では、教育課程、教育方法、成績評価、進級・修了認定、入学者選抜、その他の教育、研究、管理運営に関する重要事項はすべて本研究科の専任教員で構成される教授会の議を経て決定される。【解釈指針9-1-1-1】、【同9-1-1-3】

なお、上記8-3-1で述べたように、本研究科にはいわゆる「みなし専任教員」は配置されていない。【解釈指針9-1-1-4】

また、研究科の管理運営について万全を期するため、研究科長のもとに副研究科長を配置するとともに、「予算施設委員会」(専任教員2名から構成)、「学務委員会」(同3名)、「入試委員会」(同入試総括とアドホック委員数名)、「広報・渉外委員会」(同4名)、「評価委員会」(同5名)、「キャリアアップ委員会」(同3名)、「セクシャルハラスメント防止・対策委員会」(女性教員を含む同3名)、「将来構想委員会」(同11名)を置いている。

資料9-1-1-A 実務法学研究科教授会規程

○新潟大学大学院実務法学研究科教授会規程

平成16年4月1日
院法科規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学教授会通則(平成16年規則第9号。以下「通則」という。)第9条の規定に基づき、新潟大学大学院実務法学研究科教授会(以下「教授会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、大学院実務法学研究科(附属地域法実務センターを含む。)の主担当を命ぜられた教授及び准教授をもって組織する。

2 前項に掲げる構成員のほか、教授会が必要と認めるときは、客員教授及び客員准教授を構成員に加えることができる。

(会議の開催)

第3条 教授会は、原則として、月1回定例に開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

2 教授会の構成員(海外渡航中の者及び休職中の者を除く。以下同じ。)は、10人以上の構成員の賛成を得て、文書をもって教授会の開催を要求することができる。

(議長の職務を代理する者)

第4条 通則第5条第3項の規定により、議長に事故があるときにその職務を代理する者として指名する

者は、副研究科長とする。

(議案の提出)

第5条 教授会の議案は、議長が提出する。

2 教授会の構成員は、10人以上の構成員の賛成を得て、文書をもって教授会への議案の提出を要求することができる。

(議事及び議決)

第6条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数で決する。この場合において、議長は、議決に加わらない。

3 前項において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、議長が特別の必要があると認める議事については、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(議事録の作成及び確認)

第7条 教授会に議事録を備え、議事の概要を記録し、次回の教授会において確認を得るものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、構成員の3分の2以上が出席する教授会において、出席した構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

資料 9-1-1-B 実務法学研究科長候補者選考規程

○新潟大学大学院実務法学研究科長候補者選考規程

平成16年4月1日
院法科規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学組織の長等に関する規則(平成16年規則第5号)第42条の規定に基づき、新潟大学大学院実務法学研究科長候補者(以下「候補者」という。)の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 大学院実務法学研究科教授会(以下「教授会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に候補者の選考を行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長の辞任の申出を教授会が承認したとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3に該当する場合においては選考を行う事由の生じたときに速やかに行う。

(選考の方法)

第3条 教授会は、候補者の選考を行うため、第5条に規定する選挙資格者による選挙を行う。

(被選考資格者)

第4条 被選考資格者は、選挙期日の公示の日に現に大学院実務法学研究科(附属地域法実務センターを含む。以下「本研究科」という。)の主担当を命ぜられている教授とする。

(選挙資格者)

第5条 選挙資格者は、選挙期日の公示の日に現に本研究科の主担当を命ぜられている教員とする。

(選挙)

第6条 選挙は、単記無記名投票とし、所定の用紙を用いる。

2 選挙の当日にやむを得ず投票できない者は、選挙期日の公示の日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことができる。ただし、海外渡航中の者の不在者投票は、認めない。

(選挙の成立)

第7条 選挙は、選挙資格者の2分の1以上の投票がなければ成立しない。

(当選者)

第8条 選挙の当選者は、第6条の投票において、有効投票に白票を加えた数の過半数を得た者とする。

2 前項の規定に該当する者がいないときは、最高得票者から順次2人を選び、更に投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

3 前項の場合において、第1順位者が3人以上あるとき、又は第1順位者が1人で第2順位者が2人以上あるときは、そのすべてを選び、改めて投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

4 前2項の投票において、得票が同数であるときは、抽選により当選者を決定する。

(選挙管理委員会)

第9条 教授会は、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(候補者の決定)

第10条 教授会は、第8条の規定により決定した当選者について、選挙経過及びその結果の報告を受け、候補者を決定する。

2 前項の候補者が辞退し、教授会がこれを承認したときは、この規程により、改めて選考を行う。

(候補者の推薦)

第11条 研究科長は、前条の規定により教授会が決定した候補者を学長に推薦する。

(研究科長の任期)

第12条 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

(改正)

第13条 この規程の改正は、教授会構成員(海外渡航中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席する教授会において、出席した構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

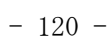
1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命された実務法学研究科長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

また、「大学院学務係」は、毎月 1 回の定例「学務委員会」会議に参加している。同会議では、司法制度改革の動向、新法曹養成制度等の問題もあわせて話題となることから、「大学院学務係」は、上記テーマに関する専門的な知見を得る機会を有しており、こうした知見は、本研究科の適切な管理・運営にも活かされている。また、本学では、各種研修を実施し《別添資料 11『平成 18 年度新潟大学研修実施一覧』、同 12『平成 18 年度全学 S D 実施状況』参照》、事務系職員の資質向上に努めている。【解釈指針 9－1－2－1】

資料 9-1-2-A 人文社会学系事務部体制図



基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準 9-1-3 に係る状況）

本研究科の設置者は国立大学法人新潟大学であり、毎年度教育・研究活動を適切に実施するため運営費交付金を国から支給されている。【解釈指針 9-1-3-1】

本研究科の予算は資料 9-1-3-A のとおりである。研究経費は、教員数に応じて配分されるもので、年度により大きな差はないが、教育経費は、学生数に応じて配分されるものである。これらの予算は専らランニングコストとして支出されるものであるが、法科大学院の立ち上げに必要な設備・備品に要する経費については、平成 16 年度は本研究科の申請に基づき学長裁量経費および学系長裁量経費の配分を受けた。また、平成 17 年度については本研究科の申請に基づき学長裁量経費の配分を受けている。【解釈指針 9-1-3-1】、【同 9-1-3-2】

平成 18 年度以降については資料 9-1-3-B のとおりである。なお、法科大学院の運営に係る財政上の事項については、財務担当理事が毎年ヒヤリングを実施し、運営に係る財政上の要望等を聴取する機会を設けている。【解釈指針 9-1-3-3】

また、突発的に必要となる経費については、上記のように、学長が随時申請を受け付け、学長裁量経費等の活用により財政的支援を行う体制が整備され、適切に運用されている。

資料 9-1-3-A 基盤経費の配分額

〔大学院実務法学研究科予算配分内訳：基盤経費〕

単位：円

予算科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
基盤教育経費	14,580,000	26,955,000	31,612,500	41,044,000
基盤研究経費	13,139,000	11,058,000	7,606,000	7,645,000
合 計	27,719,000	38,013,000	39,218,500	48,689,000

（出典：学務資料）

資料 9-1-3-B 学長裁量経費の配分額

〔大学院実務法学研究科予算配分内訳：学長裁量経費〕

単位：円

予算科目		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
学系長裁量経費		5,128,000	0	0	0
学長裁量経費	教育プロジェクト経費	2,616,000	3,184,000	1,931,000	1,268,000
	基盤設備費 1	15,000,000	2,732,000	3,222,000	3,486,000
	基盤設備費 2		4,395,000		
合 計		22,744,000	10,311,000	5,153,000	4,754,000

（出典：学務資料）

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

（基準 9-2-1 に係る状況）

本研究科では、自己点検・評価を実施する責任主体として「評価委員会」（弁護士の実務家教員を含む専任教員 5 名から構成）が設置され適切な自己点検・評価を行う体制となっている。

本研究科は、自己改革を目的とした組織・体制を適切に整備し、現在、自己改革に取り組んでいるところである。これまで新潟県弁護士会「法科大学院特別委員会」との協議の場面、あるいは同弁護士会会員向けのミニシンポの際に、さらにはマスコミ等を通じて現段階における自己点検・評価の一端を外部に公表し教育・研究水準の向上を図ってきた（後記 9-2-4 参照）。

平成 17 年度に日弁連法務研究財団のトライアル評価を受けるにあたり、本格的な自己点検・評価を行うとともに、同年に実施された、貴機構の予備評価に際し、自己点検・評価を行った（上記 5-1-1 参照）。今回の機貴構本評価を受けるにあたり、設置以降今日に至るまでの本研究科の自己点検・評価をあらためて行ったものである。

しかし、こうした第三者評価に際して作成・提出された自己評価とは別に、平成 19 年度には、完成年度までの自己点検・評価結果をホームページに記載し外部に公表して批判を仰ぎ、教育・研究水準の向上を図る予定で現在準備を進めている（本年 7 月上旬を予定）。

基準 9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9－2－2 に係る状況）

1. 実施体制

本研究科では、自己点検・評価を実施する責任主体として「評価委員会」（弁護士の実務家教員を含む専任教員 5 名から構成）を設置し、「学務委員会」をはじめとする各種委員会と連携して適切な自己点検・評価を行う体制となっている。【解釈指針 9－2－2－1】

2. 自己点検・評価に関する基本的な考え方

本研究科の自己点検・評価の基本的な考え方は、以下のとおりである。

（1）本研究科における自己点検は、「プロセスとしての法曹養成」という司法改革の理念および本研究科の理念並びに教育目標に照らし、現在の到達点や改善を要する問題点を明らかにし、それらの理由の考察、今後推進すべき方向や改善のためのとるべき措置等についての見解をとりまとめることによって、実施されなければならない。

（2）自己点検・評価を踏まえてカリキュラム及び教育方法の改善の課題が具体的に解明されるものでなければならない。

また、自己点検・評価の具体的実施方法・体制は以下のとおりである。

- ①「評価委員会」は、中期計画及び年次計画に基づいた自己点検・評価を実施する。
- ②「評価委員会」は、法曹実務からの要請に十分に応える自己評価を行う。
- ③「評価委員会」は、自己点検・評価の結果をとりまとめ、教授会および「全学自己点検・自己評価委員会」に報告する。
- ④認証評価機関による評価を実施する。
- ⑤評価項目は「新潟大学自己点検・自己評価実施要綱」を踏まえ、「教育研究の理念・目標」、「教育活動」、「研究活動」、「教員組織」、「施設・設備」、「国際交流」、「社会との連携」、「管理運営」、「自己点検・自己評価体制」とするが、評価事項の詳細および評価の観点については、それが法科大学院の特徴を踏まえたものとする。

基準 9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9－2－3 に係る状況)

1. 教育・研究活動に関する改善体制

本研究科では、原則として毎月1回、定例教授会終了後に全専任教員の参加を前提とした「FD 会議」が開催されている(上記 5－1－1 参照)。本会議においては、「学務委員会」が提案した議題について全専任教員で議論し、問題点の共通認識を形成するとともに、その改善策の立案と実践を行っている。また、自己点検および評価の結果を教育活動等の改善に活用するために次のような体制を整備し、適切に実行している。【解釈指針 9－2－3－1】

すなわち、「評価委員会」が「学務委員会」をはじめとする各種委員会と連携して行った適切な自己点検・評価または外部評価の結果を受けて、教育・研究活動に関する改善については、「学務委員会」がその改善策の原案を作成し、「FD 会議」においてその提案内容を検討し、決定した改善策を実現していくことにしている。その実現状況については、「学務委員会」が原則として毎月1回実施する学生との懇談会(上記 7－1－1 参照)を通じて、さらに学期末に実施される学生による授業アンケート《別添資料 10『授業アンケート集計結果』参照》を通じて調査し、その結果を「学務委員会」にフィードバックしてこれを再度検証し、「FD 会議」にて検討していくという体制を整備し、適切に運用している。

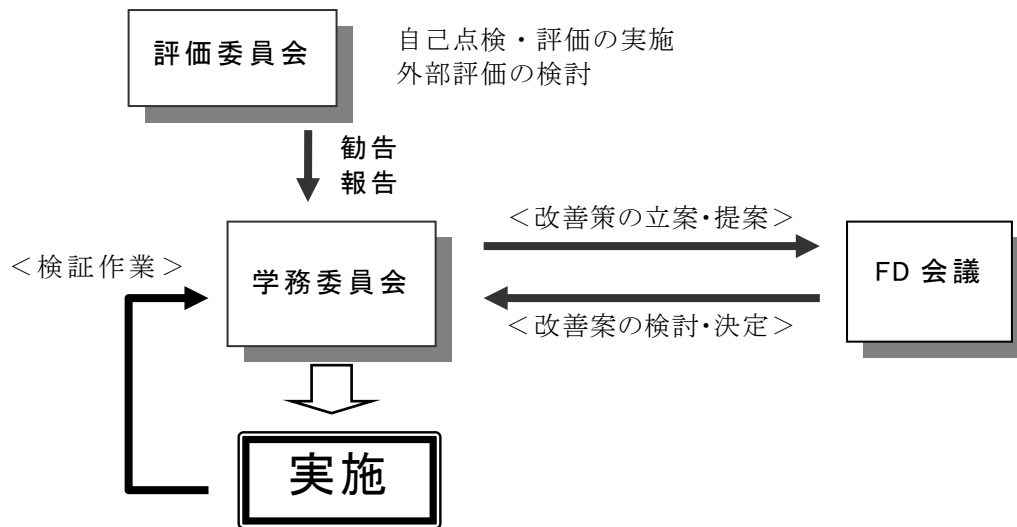
2. 教育・研究活動以外の活動に関する改善体制

他方、本研究科では、教育・研究活動以外に関する問題点、たとえば施設整備等に関する問題点の改善については「学務委員会」が、「評価委員会」および「予算施設委員会」と連携して、改善策を検討し、大学本部と協議する体制となっている【解釈指針 9－2－3－1】。

以上の体制を図示すれば以下のようなになる。

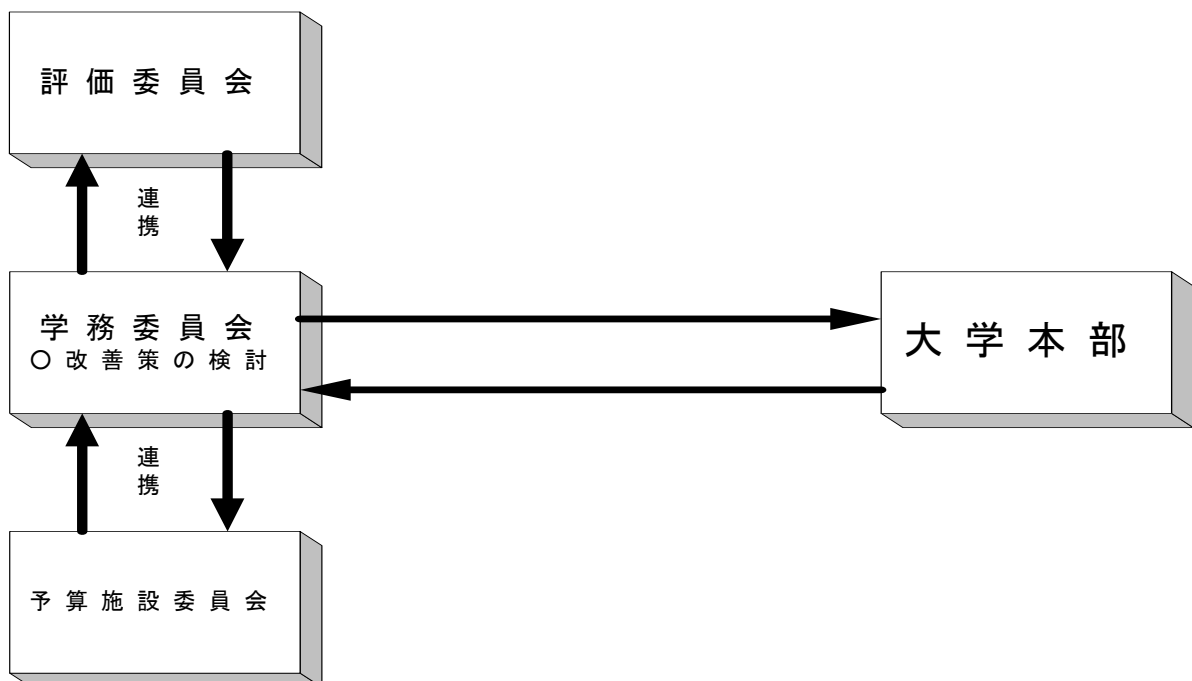
資料 9-2-3-A 教育研究活動に関する改善体制

(1) 教育・研究活動に関する改善体制



(出典：学務資料)

(2) 教育・研究活動以外の活動に関する改善体制



(出典：学務資料)

基準 9－2－4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9－2－4 に係る状況）

1. 検証体制

本研究科では、研究者教員 4 名、弁護士である実務家教員 1 名から構成される「評価委員会」が中心となって行った自己点検・評価結果について、冊子・ホームページ等で外部に公表して批判を仰ぎ、教育・研究水準の向上を図っている。【解釈指針 9－2－4－1】

さらに、後述するように、大学の教職員以外の者による具体的な検証を行うために、その評価結果について、新潟県及弁護士会を中心とする法曹関係者等との意見交換・協議を行う体制を適切に整備し、運用している。

2. 検証状況

本研究科では、研究科設置以前から、新潟県弁護士会会員 20 名から構成される同弁護士会「法科大学院特別委員会」と連携・協力し、毎月 1 回、法曹養成教育のあり方に関する研究会を実施し、学外の意見をも積極的に取り入れようと試みている。同定例研究会において、本研究科の教育体制・活動の現状と問題点を公表し、評価を受けている。また、原則として半期ごとに開催される、同弁護士会会員とのミニシンポにおいても、現状と問題点を公表し、自己点検・評価の結果を検証するよう努めている。平成 18 年度末（2007 年 2 月）には、県内法曹三者の長を含む法曹（23 名）を迎えて、「リーガルクリニック」を中心とする本学の臨床法学教育内容・方法に関して評価を受ける機会（ミニシンポジウム）を設けた。こうした機会に受けた評価は、その後、「評価委員会」、「学務委員会」が中心となって行った「FD 会議」、あるいは「附属地域法実務センター運営委員会」（上記 5－1－1）での検討等を通じてその後の教育内容・方法の改善を図っている。さらに、同弁護士会の会報やマスコミ等を通じて現段階における自己点検・評価の一端を外部に公表してきている。

3. 今後の計画

平成 19 年度は、従来の外部評価の結果をも踏まえ、完成年度までの自己点検・評価結果をホームページに掲載する方法で外部に公表して批判を仰ぐ予定（7 月上旬）で現在準備を進めている。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

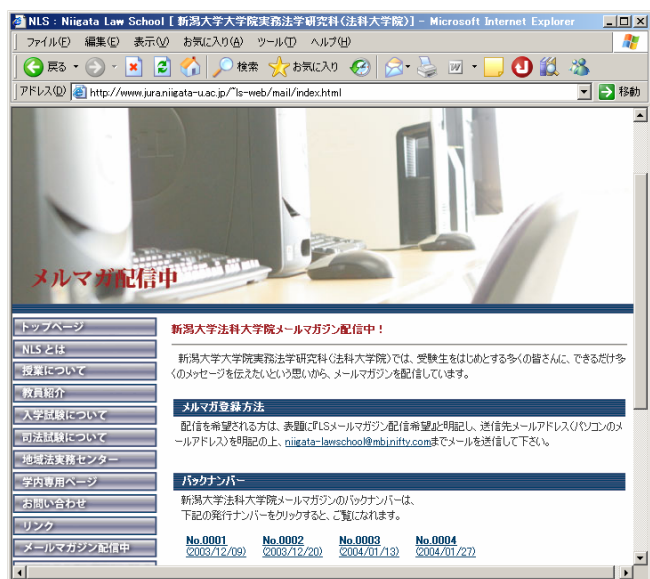
法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

教育活動等に関する情報を広く学外に公開することは、法科大学院の教育・研究活動等を開かれたものにし、教育・研究活動等の改善を図るうえでも重要かつ効果的である。本研究科が、今回、貴機構の本評価をいち早く受けることを決定したのもこうした考え方に基づくものである。

本研究科では、本研究科設置以前から「新潟大学大学院実務法学研究科開設準備委員会」の活動の一環として、本研究科の教育理念・目標、カリキュラム、教育方法の特色、入試情報等の情報を説明会の開催、パンフレットの配布、ホームページでの公開、メールマガジン（メールマガジンでの情報発信は、

資料 9-3-1-A 2007 年度 研究科パンフレット

資料 9-3-1-B 研究科ホームページ
(メールマガジンのページのページ)

全国に先駆けて本研究科が 2003 年 12 月 9 日に初めて行ったものである）等の方法を通じて広く公開してきたが、本研究科の開設後は、研究科内に「広報・渉外委員会」（専任教員 4 名から構成）を設置し、新たな体制で情報公開活動を継続している。

「広報・渉外委員会」としてのこれまでの取り組みとしては、①パンフレットの作成・配布、②ホームページのリニューアル、③説明会の開催（東京都、新潟市）、④新潟県弁護士会会報への寄稿、⑤新潟県弁護士会会員向けミニシンポの開催および教育支

援システム（TKC）情報の公開，⑥マスメディアへの情報発信（新聞社，テレビ局への情報は随時発信しているが，2004年6月25日にNHK新潟が，本研究科の授業風景，教員・学生へのインタビュー，解説からなる番組を制作し，同月26日に放映された），⑦メールマガジンの配信等がある。また，学外からの照会・質問等が多数寄せられるが，本研究科では，「広報・渉外委員会」が「学務委員会」と連携して対応し，回答を行っている。

なお，研究活動に関する情報公開に関しては，新潟大学ホームページの「研究者総覧」に記載するとともに，「新潟大学法学会」機関誌『法政理論』の年度末発行号「雑報欄」に1年間の研究活動を掲載するという方法で行っている（上記8-1-2参照）。

さらに，本研究科附属地域法実務センターは，その業務内容の一環として，地域住民に対する法律情報の提供，無料法律相談（原則毎月2回）を実施しており，その際に，パンフレット等を通じて本研究科における教育活動等の状況について広く社会への周知が図られている（上記5-1-1参照）。

また，同法律相談に際して，臨床法学教育科目である「リーガルクリニックⅡ」（上記3-2-1参照）が実施され，指導弁護士の指導のもとに学生による法律相談等が行われており，依頼人である地域住民に対して本研究科の教育活動の状況を紹介し，本研究科の教育活動状況が広く社会に周知されるように努めている。

資料 9-3-1-C 研究科ホームページ
（地域法実務センター法律相談のページ）

NLS 新潟大学大学院実務法学研究科 (法科大学院)
Niigata Law School

地域法実務センター 無料法律相談

新潟大学大学院実務法学研究科附属地域法実務センターでは，地域社会との連携の一環として法律相談を毎月行います（相談料は無料です）。相談を希望される方は，以下の要項に従ってお申し込み下さい。なお，申込者が多い場合には，先着順で5名までとなります。

無料法律相談を実施するにあたりまして，相談を希望される方の同意を頂いた上，弁護士立会いのもとで，学生（法科大学院生）も同席することがあります。学生には守秘義務がありますので，秘密が漏れるということはありません。

● 無料法律相談のご予約について

無料法律相談日程

《 相談日および申込み受付期間（平成19年度） 》

相談日	電話受付日	FAX受付期間
平成19年 5月16日（水）	5月 2日（水）	5月 3日（木）～ 5月 6日（日）
6月 6日（水）※	5月23日（水）	5月24日（木）～ 5月27日（日）
6月20日（水）※	6月 6日（水）	6月 7日（木）～ 6月10日（日）

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

（基準 9－3－2 に係る状況）

本研究科では、①設置者、②教育上の基本組織、③教員組織、④収容定員及び在籍者数、⑤入学者選抜、⑥標準修業年限、⑦教育課程及び教育方法、⑧成績評価及び課程の修了、⑨学費及び奨学金等の学生支援制度、⑩修了者の進路及び活動状況について、『年次報告書』という形態ではないものの、ホームページ、パンフレット、『学生便覧』、『新潟大学概要』等を通じてすでに毎年度外部に公表してきている。【解釈指針 9－3－2－1】

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本研究科では、FD 関係情報は、「学務委員会」委員長（上記 5-1-1 で述べた「WG」が「将来構想委員会」に再編された 2006 年 3 月までは「WG」チーフ）が、学務関係情報は「学務委員会」委員長が、入試関係情報は「入試総括」がそれぞれ一括して管理し、評価の基礎となる情報は、「評価委員会」委員長が一括して管理している。また、試験答案、提出課題等の、当該授業の単位認定の根拠となる情報は、担当教員が厳重に保管している。さらに、定年等によりすでに退職した教員の試験答案提出課題等の、当該授業の単位認定の根拠となった情報は、「大学院学務係」（上記 9-1-2 参照）が厳重に保管している。【解釈指針 9-4-1-1】、【同 9-4-1-3】

なお、こうした情報の保管は、「国立大学法人新潟大学文書管理規程」《別添資料 13『国立大学法人新潟大学文書管理規程』参照》に基づき行われている。したがって、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されている。【解釈指針 9-4-1-1】

しかし、こうした情報には、個人情報が含まれることから、本研究科では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の遵守に務めており、専任教員 3 名で構成される「個人情報保護委員会」が、個人情報をめぐるトラブルの防止にあたるとともに、万が一トラブルが発生した場合の対応を行う体制が整備されている。

2 優れた点及び改善を要する点等

該当なし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準10-1-1に係る状況）

本研究科の各種施設の現状は以下のとおりである。

① 【講義・演習室】

講義室として、90 m²の部屋を3部屋使用している。各部屋には、机・椅子・ホワイトボードのほか、マイク・スピーカー・プロジェクタ・スクリーンを備えている。演習・チュートリアル・ディスカッション等に利用できる多用途ルームは、専用のものはないが、人文社会学系棟の他部局演習室に空きがある場合にこれを借用している状態である。

② 【自習室】

全学生にはエアコンが完備された40 m²の専用研究室（自習室）を割り振り、各部屋は9～11名の学生が使用している。全学生には専用の机・椅子を配置している。同研究室のある人文社会系棟の出入り口は、夜間・土日・祝祭日等に自動ロックされるが、全学生にカードキーが貸与されており、学生は自由に入構できる体制となっている。【解釈指針10-1-1-5】

ただし、個別的指導のためのインタビュールームは設けることができず、個別的指導等は原則として教員研究室で行われているが、上記7-1-2で述べたように、この点に関する限り大きな支障はない。【解釈指針10-1-1-3】

③ 【図書（データベース等を含む）】

全学生に、ウェブサイトで利用する「TKC法科大学院教育研究支援システム」利用のためのIDを与え、学生が、大学で設置したPCまたは各自のPCから法令・判例情報・文献情報のデータベースを利用できるようにしている。

また、学生用研究室近くに設置されたローライブラリー（法科大学院生用専用資料室）（90 m²）には、基本書等の文献のほか、PC8台を備えDVDによるデータベースの利用等、学生の利用に供している。【解釈指針10-1-1-5】、【同10-1-1-6】（同室に関する詳細は、後記10-3参照）

さらに、学生は、学生用研究室と同一の棟内にある法学部資料室（449 m²、和洋雑誌739種類・法令集35種類・判例集110種類等、閲覧席24席：利用時間は、平日の9時～22時）および同棟の向かい側に位置する（徒歩3分の）本学附属図書館本館

(9,680 m², 閲覧席 850 席：利用時間は、平日が 9 時～22 時、土日・祝祭日は、9 時～17 時)を利用することができる。また、同図書館が提供する情報検索サービスは 24 時間利用可能である。【解釈指針 10-1-1-5】

なお、司書の資格および法情報調査に関する基本的素養を有する職員の配置状況は、以下のとおりである（ローライブラリーには、法情報調査に関する基本的素養を有する職員 1 名だけが配置されている）。

資料 10-1-1-A 図書館等での職員の配置

法学部資料室及び附属図書館中央図書館における専門的能力を備えた職員の配置状況

	法学部資料室	附属図書館中央図書館		計
		常勤職員	非常勤職員	
司 書	1	14	6	21
司書及び司書教諭		1		1
司書となる資格を有する職員		2		2
法情報調査に関する基本的素養を有する職員	3			3
合 計 (人)	4	17	6	27

※「司書となる資格を有する職員」とは、国家公務員試験（図書館学）及び国立大学法人等職員採用試験（図書館学）合格による採用者で、司書、司書教諭等の資格を有さない採用者を指す。

④ 【教員研究室】

全専任教員にパソコン等の備品がある個人研究室（20 m²）が割り当てられ、非常勤講師にはパソコン等の備品がある共同研究室が配備されている。【解釈指針 10-1-1-2】。

⑤ 【事務室】

本研究科専用の事務室は配備されていないが、人文社会・教育科学系大学院学務係（5 名）が本研究科の事務を担当している。なお、同室には、すべての事務職員が十分かつ適切に職務を遂行できるだけのスペースが確保されている。【解釈指針 10-1-1-4】。

以上のように、現在のところ必要最小限の施設設備がなされており授業運営に大きな支障はない状況である【解釈指針 10-1-1-1】。

なお、よりよい教育環境のためには、講義室、演習室、多用途ルームをはじめとする各種施設は十分ではないことから、本学本部を通じて、新棟の造営を文部科学省に要求する予定である。

資料 10-1-1-B 施設整備事業概算要求書

平成20年度 施設整備事業概算要求書

部局名：人文社会・教育科学系

要求事項名	要求面積	要 求 理 由	備考
総合研究棟	m ²		
(大学院 実務法学 研究棟) (1) 実務法 学研究科 2,880 m ² (2) 附属地 域法実務 センター 120 m ²	3,000	(1) 高度専門的職業人としての法曹養成に特化したわが国で初めての専門職大学院である法科大学院では、従来に無い新しい教育内容・方法、とりわけ「少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育」が求められている。こうした教育を行い「専門職大学院の目的に照らして十分な教育効果を上げるためには」、通常の教室、学生用研究室のみならず、少人数用演習室、ディスカッションルーム、模擬法廷等多様な形式の授業に対応する多様な形式の「施設・設備等が必要である」(専門職大学院設置基準第17条)。のである。法科大学院の設置に当たっては、「従来の研究センターの考え方から真の教育重視への転換」が必要である。そのため物的基盤としても法科大学院の教育にふさわしい施設が必要である。 (2) 本研究科附属地域法実務センターは、地域社会との連携を図り、法学に係る理論、実務融合型教育の支援及び研究開発、地域に係る法学の先端分野の教育及び研究の推進並びに地域のための法律情報の収集及び提供を行うことを目的として設置されたものである。 同センターの主たる業務は、①法学に係る理論、実務融合型教育の支援及び研究開発に関すること、②地域に係る法学の先端分野の教育及び研究に関すること、③法律情報の収集、蓄積及び発信に関すること、④法律相談に関することであるが、とりわけ重要なのは、法科大学院教育に不可欠な「臨床法学教育」(実務家教員の指導のもとに行われる法律相談を通じて、学生に法の動態を体感させ理論と実務との架橋を図るとともに、実務上の基礎的スキルの習得と法曹としての使命感・倫理観の涵養を図る教育)の実施主体としての業務である。 上記目的を達成するためにこうした業務を遂行するためには、一定の施設・設備等が不可欠である。 (3) 本研究科は、平成16年4月に設置されて以来、既存施設の改修整備を図り教育・研究に当たってきたが、既存施設の利用だけでは、専門職大学院の目的に照らして十分な教育効果を上げることがきわめて困難であることから、新たな施設を要求するものである。	継続 要求

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

（基準10-2-1に係る状況）

本研究科における教員の教育研究および学生の学習等を効果的に実施するために必要かつ技術の発展に対応した設備および機器の整備状況は必ずしも十分ではなく、必要最小限の配備がなされている状況である。すなわち、各講義室には、マイク4本、スピーカー2個、プロジェクタ1台、スクリーン1を備え、さらに、インターネットの利用も可能にしている。学生用の各研究室においても、学生が個人のPCを利用してインターネットにアクセスすることを可能にしている。また、非常勤講師を含む全教員および全学生に、ウェブサイトで利用する「TKC 法科大学院教育研究支援システム」利用のためのIDを与え、各自が大学で設置したPCまたは各自のPCから法令・判例情報・文献情報のデータベースを利用できるようになっている。

10-3 図書館の整備

基準 10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準 10-3-1 に係る状況)

本研究科には、ローライブラリー（法科大学院生用専用資料室・90 m²）が設置されている【解釈指針 10-3-1-1】。同室には、法律学および法情報調査に関する基本的素養を備えた助手1名が配置され、その適切な管理・維持に努めるとともに、授業および学生の学習を支援する体制となっている。【解釈指針 10-3-1-2】、【同 10-3-1-3】、【同 10-3-1-5】、【10-3-1-6】

ローライブラリーには、法科大学院教育に必要不可欠な基本的文献・資料のほか、PC および付属機器8台が配備され、DVD によるデータベースの利用等、学生の利用に供している。【解釈指針 10-3-1-4】、【同 10-3-1-7】

さらに、学生は、法学部資料室（449 m²、和洋雑誌 739 種類・法令集 35 種類・判例集 110 種類等、閲覧席 24 席）および本学附属図書館本館（9,680 m²、閲覧席 850 席）を利用することができる。

資料 10-3-1-A ローライブラリーの使い方

大学院実務法学研究科 ローライブラリーの使い方

2007 年度

1. ご利用時間 8 : 3 0 ～ 2 2 : 0 0
2. 休室日 別途お知らせします。
3. ローライブラリーでは、学生の皆さんに対し、主に以下の業務を行っています。
 - ① 図書の発注・管理
 - ② ローライブラリー内のパソコンのシステム管理
 - ③ 情報機器準備室（5階）、各講義室の設備備品管理
 - ④ TKC 教育研究支援システムのシステム管理をはじめとする授業のサポート
 その他につきましては、ご相談下さい。
4. 図書の貸出について

図書の種類によって、貸出冊数と期間が異なります。

図書の種類	貸出冊数（1人につき）	貸出期間
基本書・一般図書	5冊まで	1週間
『禁帯出』のラベルが貼られているもの	5冊まで	当日のみ
雑誌	5冊まで	当日のみ
資料（司法協会・法曹会等が発行した冊子）	貸し出しません。 ローライブラリー内でのみ閲覧可	

返却日は必ず守って下さい

5. 図書の配架について

図書の種類につきましては、書架にそれぞれ表記しています。

すべての図書の背表紙には管理用ラベルを貼り、番号順（NDCコード）に整理しています。辞書・資料などには、（禁帯出）ラベルが貼られています。

6. 図書の希望について

授業で使用するような基本書は充実するよう努めていますが、もし、皆さんが学習する中で必要なもの、あるいは読んでみたい図書がありましたら、用紙に必要事項を記入の上、要望箱に入れて下さい。

※ 図書によってはご希望に添えないこともありますので、予めご了承下さい。

7. ローライブラリー内のパソコンのご利用について

現在、8台のパソコンを設置しています。すべてのパソコンでインターネットに接続することができます。

そのうち7台では、Microsoft Office2007（Word, Excel 等）を使用できます。4台は主要法律雑誌DVD データベース検索機能を搭載しています。それぞれのパソコンに、搭載している機能を記したテープを貼っています。

8. DVD 検索について

ローライブラリーのパソコンで検索できる DVD データベースは、以下の7つです。

- | | |
|------------|--------------|
| ・最高裁判所判例解説 | ・判例タイムズ |
| ・ジュリスト | ・別冊ジュリスト判例百選 |
| ・労働判例 | ・金融・商事判例 |
| ・旬刊金融法務事情 | |

DVD に入っているデータは既刊誌をまとめたものであるため、新たに追加するには、半年の遅れがあります。そのため、雑誌やインターネットなど、他の経路から資料を収集する必要があります。

9. ローライブラリー設置のプリンタについて

無駄な印刷をなくするため、1人あたりの印刷可能枚数を制限しています。印刷に使用できる枚数は年間1,000枚、A4サイズ of 用紙に片面印刷のみです。

パソコンの使用方法の中でも説明しますが、1人ずつログイン ID とパスワードを割り当て、印刷枚数を集計しています。学務情報システムとは違いますので、混同しないようご注意ください。

10. 情報機器準備室(A510 室)設置のコピー機について

5階にはコピー機を3台設置してあります。1人あたりの印刷可能枚数は年度により異なります。両面コピーが可能です。コピー機の使用にはゼロックスカードが必要です。同カードは入学時に貸与され修了時まで同一のカードを使用できますが修了時には返却して頂きますのでカードの管理には十分気をつけて下さい。

11. その他備品について

各講義室に備え付けのホワイトボードマーカーやイレーザの類は、ローライブラリーで保管しています。インクが切れたり、イレーザが汚れて使用できなくなった場合は、捨てずにローライブラリーまでお持ち下さい。新しいカートリッジと交換します。

12. TKC 教育研究支援システムについて

システムの利用方法は、配布されたマニュアルを参照して下さい。

TKC のログインページに「誤って認証用 Cookie を削除した場合、パソコンを買い替えた場合、OS を再インストールした場合は、必ず大学のシステム管理者に連絡してください。」と説明してありますが、システム管理者へは「ユーザーID、パスワードを忘れた場合」のボタンをクリックし、メールでご連絡下さい。

13. リンクについて

☞インターネットを利用して、法令・判例・司法に関する情報を調べる。

国立国会図書館 <http://www.ndl.go.jp/>

…「日本の国会・世界の議会」へ移動すると、国会会議録や法令が検索可能。

総務省法令データ提供システム

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

…施行された法令を掲載するまでのタイムラグは遅くても2ヶ月以内。

裁判所 <http://www.courts.go.jp/>

…判例や採用情報、各裁判所の紹介が掲載されている。

法務省 <http://www.moj.go.jp/>

…司法試験・司法書士試験などの資格や採用情報をはじめ、国会提出法案なども掲載されている。

日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp/>

…弁護士業務の紹介や司法試験の案内を行っているほか、弁護士検索もできる。

☞新潟大学に関する情報は…

新潟大学 <http://www.niigata-u.ac.jp/index.html>

教育研究支援システム <https://www.e-japanlaw.jp/LS/Loginform.aspx?P=44B>

新潟大学総合情報処理センター <http://www.cc.niigata-u.ac.jp/>

新潟大学法科大学院 <http://www.jura.niigata-u.ac.jp/~ls-web/index.html>

※ その他詳細につきましては、各ページのリンクを参照して下さい。

14. その他の施設を利用する

学習を進める上で、ローライブラリーに備え付けの図書や資料では足りなくなってきたら、新潟大学附属図書館（＝中央図書館）や法学部資料室をご利用下さい。利用方法は各施設によって異なります。それぞれの利用マニュアルをご覧ください。

《注意事項》

ローライブラリーを利用するにあたり、下記の事項を守って下さい。

- ① 携帯電話・PHS等は使用できません。マナーモードにするか電源を切ってからお入り下さい。
- ② パソコンや図書の扱う場所につき、飲食はしないで下さい。飴やガムの類もご遠慮下さい。
- ③ 大きな声での談話は控えて下さい。

マナーを守り、お互いが快く利用できるよう、ご協力をお願いします。

（出典：ローライブラリー資料）

以上のように、本研究科では、教員による教育および研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模および内容の最小限度の図書館を整備している。しかし、図書、備品、スペース等の拡充が現在の大きな課題である。

2 優れた点及び改善を要する点等

以上のように、本研究科における施設、設備及び図書館等の状況は、上記基準をかりうじて満たしていると自己評価できるものの、教員による教育および研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な状況を実現するためには新棟の造営が不可欠である。